

別紙1-2-2-4-3

系統として機能、性能を達成する設備

(再処理設備本体

精製施設 精製建屋一時貯留処理設備)

1. 概要
2. 要求される機能、性能と主流路の考え方
 - (1) 要求される機能、性能について
 - (2) 精製建屋一時貯留処理設備に係る主流路の考え方
 - (3) 主配管名称の設定の考え方
 - (4) 留意事項
3. 要求される耐震クラスの考え方
4. 抽出結果

添付1：別紙2 機能要求②抜粋（精製建屋一時貯留処理設備）

- (1) 第10条：閉じ込めの機能
- (2) 第11条・第35条：火災等による損傷の防止
- (3) 第24条：廃棄施設
- (4) 第38条：臨界事故の拡大を防止するための設備
- (5) 第39条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備
- (6) 第40条：放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備

添付2：申請対象設備リスト（精製建屋一時貯留処理設備）

添付3：申請対象設備抽出結果（精製建屋一時貯留処理設備）

- (1) 精製建屋一時貯留処理設備

1. 概要

本資料は、共通09 補足説明資料 別紙「各条における申請対象設備」にて整理した系統として機能、性能を達成する設備について、設計図書等に対して色塗りを行い、安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出したものを示すものである。

2. 要求される機能、性能と主流路の考え方

(1) 要求される機能、性能について

再処理施設本体 精製施設 精製建屋一時貯留処理設備（以下、「精製建屋一時貯留処理設備」という。）に要求される機能、性能のうち、系統として達成する機能、性能は、以下のとおりであり、要求される機能、性能を踏まえて、精製建屋一時貯留処理設備の設計図書等の系統図を色塗りし、機能が要求される対象範囲や対象機器を抽出する。

精製建屋一時貯留処理設備に係る機能要求②が要求される条文の「別紙2 抜粋版」を「添付1」及び「別紙1-1-40（共通09 別紙2 一覧）」に示す。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能

(a) 第10条：閉じ込めの機能

- i. 【放射性物質の保持機能】
- ii. 【使用済燃料等を含む溶液の崩壊熱除去】
- iii. 【セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収】
- iv. 【室等の漏えい拡大防止】
- v. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】
- vi. 【設計基準事故時における閉じ込め機能】※

※「vi. 【設計基準事故時における閉じ込め機能】」は、「(a) 第10条：閉じ込めの機能 v. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」に含む。

(b) 第11条・第35条：火災等による損傷の防止

- i. 【Pu溶液又はHAW溶液を保有する貯槽の水素掃気】

(c) 第24条：廃棄施設

- i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】※

※「i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」は、「(a) 第10条：閉じ込めの機能 v. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」に含む。

- b. 重大事故等対処設備に係る機能、性能
- (a) 第38条：臨界事故の拡大を防止するための設備
 - i. 【可溶性中性子吸収材の自動供給（SA）】
 - ii. 【臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気】
 - iii. 【廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留】

 - (b) 第39条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備
 - i. 【内部ループへの通水による冷却】
 - ii. 【貯槽等への注水】
 - iii. 【冷却コイル等への通水による冷却】
 - iv. 【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】

 - (c) 第40条：放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備
 - i. 【水素爆発を未然に防止するための空気の供給】
 - ii. 【水素爆発の再発を防止するための空気の供給】
 - iii. 【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：水素爆発）】

(2) 精製建屋一時貯留処理設備に係る主流路の考え方

基本設計方針の要求を踏まえ、精製建屋一時貯留処理設備に係る主流路を設定する。

精製建屋一時貯留処理設備に係る機能、性能について、「2. (1) 要求される機能、性能について」に示した「a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能」、「b. 重大事故等対処設備に係る機能、性能」の系統機能毎に事業変更許可申請書における系統概要図等を用いて機能全体に係る系統構成及び主流路となる範囲を示す。

精製建屋一時貯留処理設備に係る機能、性能及び主流路の特定にあたっては、機能、性能及び主流路の基本となる「第10条：閉じ込めの機能」に着目してその範囲を特定した上で、精製施設に関連する「第11条・第35条：火災等による損傷の防止」、「第24条：廃棄施設」、「第38条：臨界事故の拡大を防止するための設備」、「第39条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」、「第40条：放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」に関する範囲を特定する。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能及び主流路

(a) 第10条：閉じ込めの機能

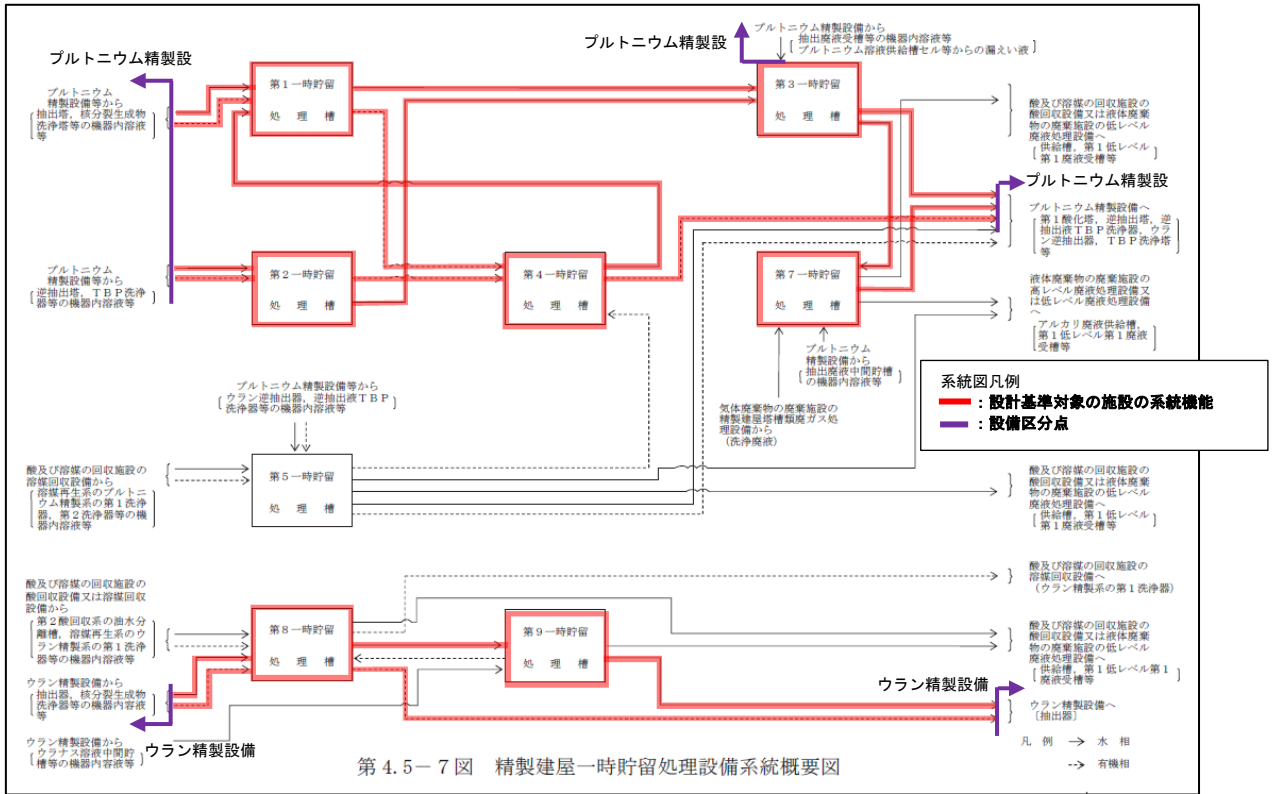
i. 【放射性物質の保持機能】

精製建屋一時貯留処理設備は、再処理設備本体 精製施設 プルトニウム精製設備（以下、「プルトニウム精製設備」という。）の抽出塔、核分裂生成物洗浄塔等の主に4価のプルトニウムを含む機器内溶液等を第1一時貯留処理槽に受入れ、プルトニウム精製設備の逆抽出塔、T B P 洗浄器等の3価のプルトニウムを含む機器内溶液等を第2一時貯留処理槽に受入れ、液性に応じて、第3一時貯留処理槽又は第4一時貯留処理槽に移送した後、プルトニウム精製設備に移送する。また、再処理設備本体 精製施設 ウラン精製設備（以下、「ウラン精製設備」という。）の抽出器、核分裂生成物洗浄器等の主にウランを含む機器内溶液等を第8一時貯留処理槽に受入れ、液性に応じて、ウラン精製設備又は第9一時貯留処理槽を経由しウラン精製設備へ移送する。

精製建屋一時貯留処理設備では、放射性物質としてプルトニウムを含む溶液及びウランを含む溶液を取り扱う系統を主流路として設定する。以下に具体的な主流路の範囲を示す。（第2-1図参照）

- プルトニウム精製設備の抽出塔、核分裂生成物洗浄塔から第1一時貯留処理槽をつなぐ配管、逆抽出塔、XXXXXXXXXX T B P 洗浄器及びXXXXXXXXXXから第2一時貯留処理槽までをつなぐ配管、第1一時貯留処理槽及び第2一時貯留処理槽から第3一時貯留処理槽及び第4一時貯留処理槽をつなぐ配管、第3一時貯留処理槽及び第4一時貯留処理槽からプルトニウム精製設備までをつなぐ配管、第3一時貯留処理槽から第7一時貯留処理槽を経由してプルトニウム精製設備までをつなぐ配管
- 第1一時貯留処理槽及び第2一時貯留処理槽からの有機相を第4一時貯留処理槽に受入れ、液性に応じて、第1一時貯留処理槽に移送するため、第4一時貯留処理槽から第1一時貯留処理槽をつなぐ配管
- ウラン精製設備の抽出器、核分裂生成物洗浄器、XXXXXXXXXXから第8一時貯留処理槽までをつなぐ配管、第8一時貯留処理槽からウラン精製設備までをつなぐ配管、第8一時貯留処理槽から第9一時貯留処理槽を経由しウラン精製設備までをつなぐ配管
- 主流路上の機器及び配管に接続される通常時にプルトニウムを含む溶液等が液浸する【放射性物質の保持機能】を有する配管

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第10条：閉じ込めの機能 i. 【放射性物質の保持機能】」に示す。



第 2-1 図 精製建屋一時貯留処理設備 系統概要図
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第4.5-7 図抜粋)

ii. 【使用済燃料等を含む溶液の崩壊熱除去】

崩壊熱により機器内の使用済燃料等を含む溶液が沸騰するおそれのある機器（以下、「冷却対象貯槽」という。）は、その他再処理設備の附属施設 冷却水設備 安全冷却水系（以下、「安全冷却水系」という。）から供給される冷却水によって冷却対象貯槽内の溶液を冷却する。

【使用済燃料等を含む溶液の崩壊熱除去】に関する機能の系統構成と主流路を設定する範囲は、「別紙1-2-5-4-1 安全冷却水系」に示す。

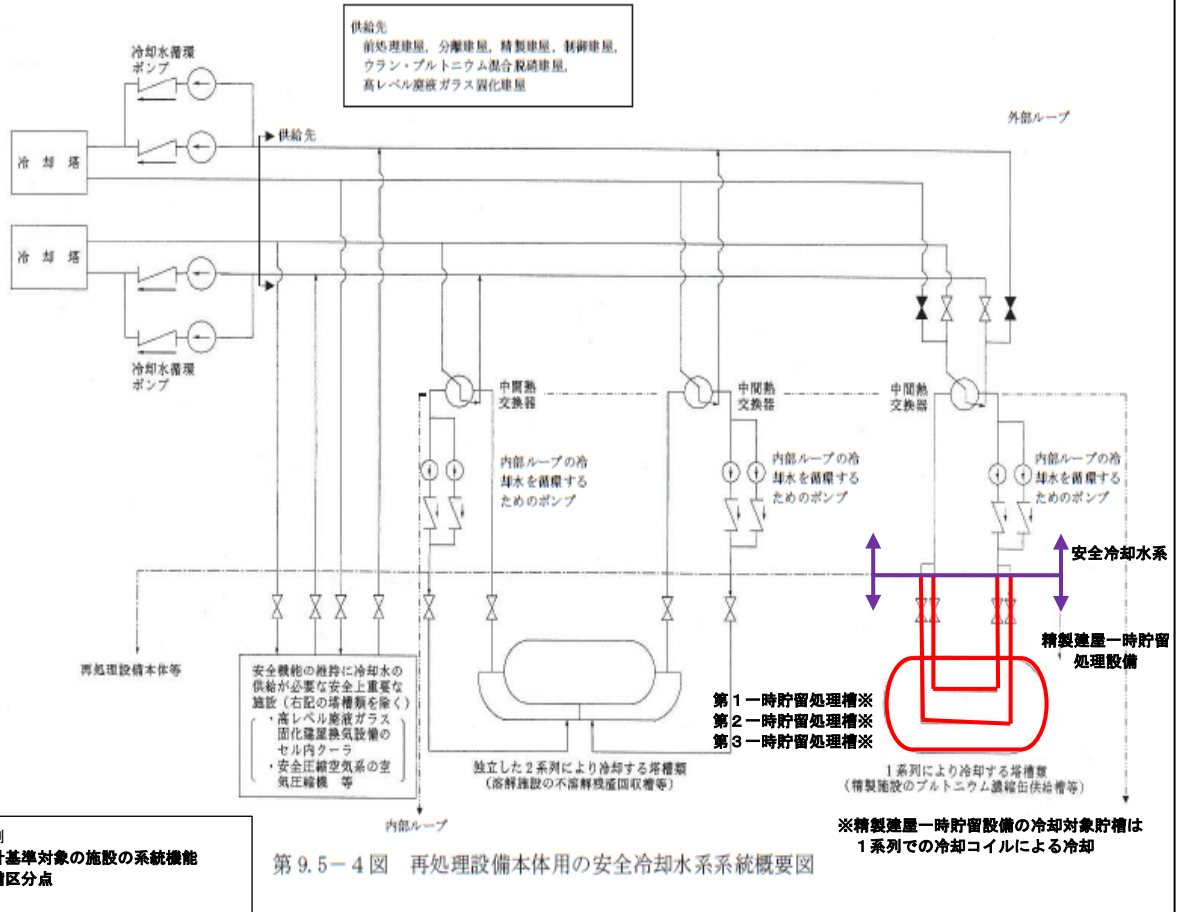
【使用済燃料等を含む溶液の崩壊熱除去】に係る精製建屋一時貯留処理設備の範囲は以下のとおり。（第2-2図及び第2-1表参照）

- 冷却対象貯槽（第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽）
- 冷却対象貯槽の冷却コイルへ冷却水を供給する内部ループの配管の一部

なお、冷却対象貯槽に設置する冷却コイルは、機器の一部として扱うこととし、主配管として扱わない。

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第10条：閉じ込めの機能 ii. 【使用済燃料等を含む溶液の崩壊熱除去】」に示す。

6-9-390



第2-2図 安全冷却水系 系統概要図
(事業変更許可申請書 添付書類六 第9.5-4図抜粋)

第2-1表 安全冷却水系による崩壊熱除去を行う冷却対象貯槽
(事業変更許可申請書 添付書類六 第9.5-2表抜粋)

| 施設 | 設備 | 安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水の供給が必要な施設 | |
|----------------|----------------------|--|---|
| 溶解施設 | 溶解設備 | 中間ポット | |
| | 清澄・計量設備 | 中継槽 不溶解残渣回収槽 リサイクル槽 計量前中間貯槽 | 計量・調整槽 計量補助槽 計量後中間貯槽 |
| 分離施設 | 分離設備 | 溶解液中間貯槽 溶解液供給槽 抽出廃液受槽 | 抽出廃液中間貯槽 抽出廃液供給槽 |
| | 分離建屋一時貯留 処理設備 | 第1一時貯留処理槽 第3一時貯留処理槽 第4一時貯留処理槽 | 第6一時貯留処理槽 第7一時貯留処理槽 第8一時貯留処理槽 |
| 精製施設 | プルトニウム精製設備 | プルトニウム溶液受槽 油水分離槽 プルトニウム濃縮缶供給槽 プルトニウム溶液一時貯槽 プルトニウム濃縮液受槽 | プルトニウム濃縮液計量槽 プルトニウム濃縮液中間貯槽 プルトニウム濃縮液一時貯槽 リサイクル槽 希釈槽 |
| | 精製建屋一時貯留 処理設備 | 第1一時貯留処理槽 第2一時貯留処理槽 | 第3一時貯留処理槽 |
| 脱硝施設 | ウラン・プルトニウム 混合脱硝設備 | 硝酸プルトニウム貯槽 混合槽 | 一時貯槽 |
| 液体廃棄物の 廃棄施設 | 高レベル廃液処理設備 | 高レベル廃液濃縮設備 高レベル廃液供給槽 高レベル廃液濃縮缶 | |
| | | 高レベル廃液貯蔵設備 高レベル濃縮廃液貯槽 不溶解残渣廃液貯槽 高レベル廃液共用貯槽 | 高レベル濃縮廃液一時貯槽 不溶解残渣廃液一時貯槽 |
| 固体廃棄物の 廃棄施設 | 高レベル廃液ガラス 固化設備 | 高レベル廃液混合槽 供給液槽 供給槽 | |

iii. 【セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収】

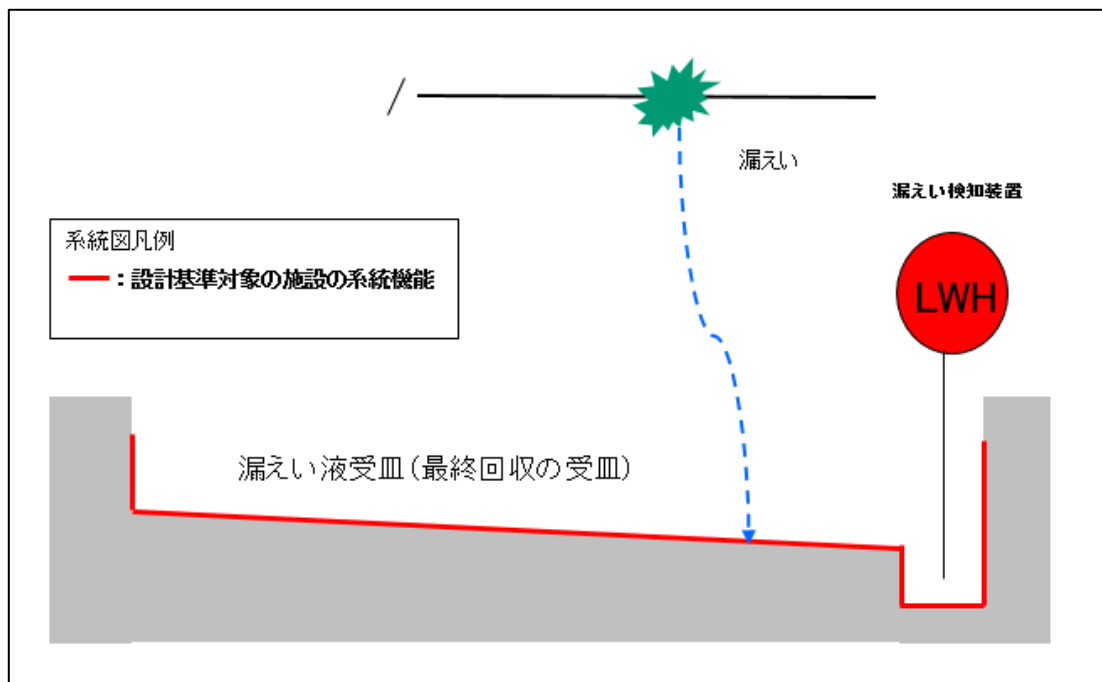
プルトニウムを含む溶液を保有する系統の配管からの漏えいが発生した場合には、漏えい液受皿により漏えいした溶液を保持（未臨界維持のための液厚さ制限を行っている漏えい液受皿及び重力流で他の漏えい液回収槽に回収する配管を含む）するとともに、計測制御系統施設 計測制御設備（以下、「計測制御設備」という。）の漏えい検知装置（「別紙1-3 計測制御設備」で抽出）で漏えいを検知し、精製建屋一時貯留処理設備の第3一時貯留処理槽へ重力流により回収する。

計測制御設備に関する機能、性能については「別紙1-3」に示す。

【セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収】に係る精製建屋一時貯留処理設備の範囲は以下のとおり。

- ・ 漏えい液受皿
- ・ 重力流で回収槽に回収する配管

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第10条：閉じ込めの機能 iv. 【セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収】」に示す。



第 2-3 図 漏えいした溶液（プルトニウムを含む溶液）の保持（漏えいした溶液の保持）



第 2-4 図 漏えいした溶液（プルトニウムを含む溶液）の保持（重力流による回収）

iv. 【室等の漏えい拡大防止】

硝酸ウラニル溶液、低レベル廃液、硝酸ウラナス溶液等の放射性試薬、使用済硝酸、使用済溶媒（以下、「低レベル廃液等」という。）を保有する系統の配管から漏えいが発生した場合には、漏えい液受皿により漏えいした溶液を保持（重力流で他の漏えい液回収槽に回収する配管を含む）し、計測制御設備の漏えい検知装置（「別紙 1-3 計測制御設備」で抽出）で漏えいを検知する。

低レベル廃液等の漏えいした溶液は、漏えいした溶液を回収せずに保持した状態であっても、沸騰するおそれがなく公衆への影響が拡大することがないため、漏えいした溶液の保持に必要な漏えい液受皿を主流路として設定する。

（第 2 - 5 図参照）

また、重力流で他の漏えい液受皿に回収する配管も主流路として設定する。

（第 2 - 6 図参照）

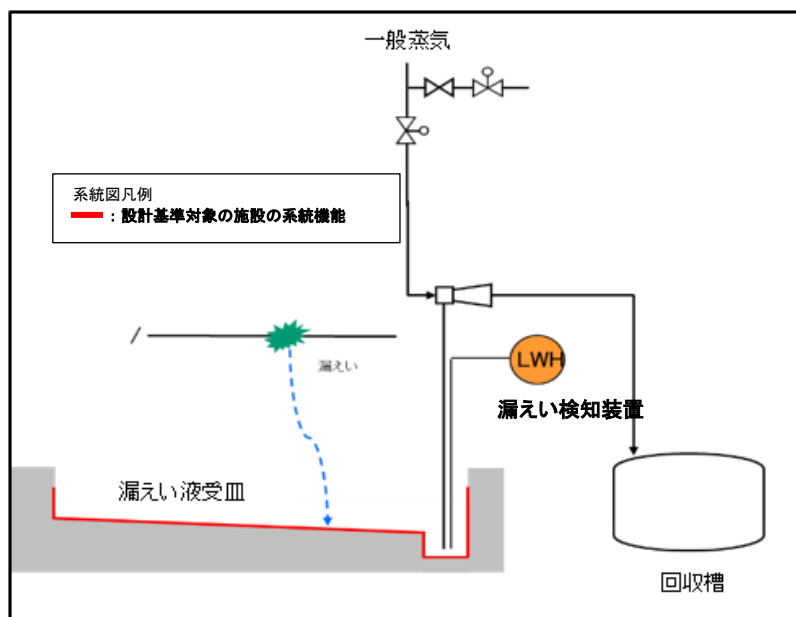
計測制御設備に関する機能、性能については、「別紙1-3」に示す。

【室等の漏えい拡大防止】に係る精製建屋一時貯留処理設備の範囲は、以下のとおり。

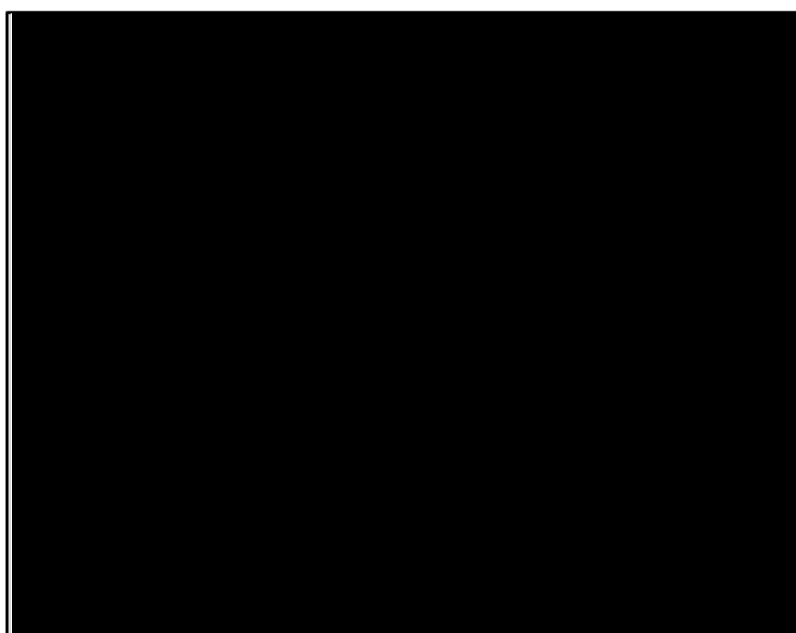
- 漏えい液受皿
- 重力流で回収槽に回収する配管

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の

「(a) 第10条：閉じ込めの機能 iv. 【室等の漏えい拡大防止】」に示す。



第 2 - 5 図 低レベル廃液等の漏えい液の保持（漏えいした溶液の保持）



第 2 - 6 図 低レベル廃液等の漏えい液の保持（重力流による回収）

v. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】

精製建屋一時貯留処理設備は、プルトニウムを含む溶液を内包する第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽及び第3一時貯留処理槽を負圧に維持するための放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）（以下、「塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）」という。）（「別紙1-2-4-1-2-3 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）」で抽出）に接続する配管の一部を担っている。プルトニウムを含む溶液を内包する機器からの廃ガスは、塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）に排気し、処理される。

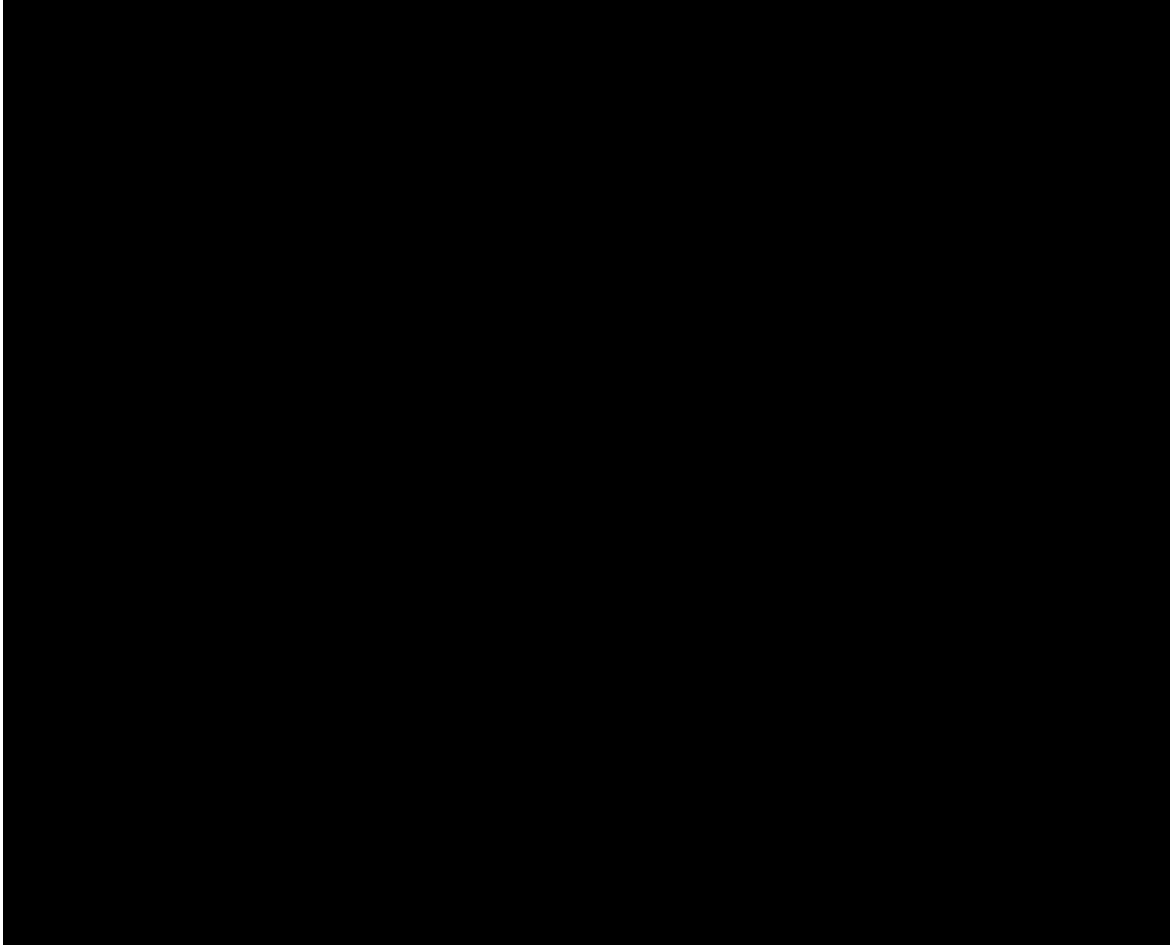
【放射性物質を保持する系統の負圧維持】に関する機能は、系統内を常時負圧に維持するために必要な排風機及びプルトニウムを含む溶液を内包する各機器から排風機まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。（第2-7図参照）

【放射性物質を保持する系統の負圧維持】に係る精製建屋一時貯留処理設備の範囲は、以下のとおり。

- 第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽及び第3一時貯留処理槽から塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）まで各機器の廃ガスを移送する配管の一部

なお、精製建屋一時貯留処理設備と塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）との取り合い点は、プルトニウムを含む溶液を内包する機器等の管台又はプルトニウムを含む溶液を内包する環状形槽等の溢流時に他の機器へ移送する配管と塔槽類廃ガス処理設備の配管との接続部となる。溢流時の移送配管は、環状形槽等の外周に設けられた中性子吸収材等を欠損させないように、貯槽の上部に設けられた廃ガスの移送配管に接続されており、溢流時には、プルトニウムを含む溶液が移送されることから、本配管は設備区分上、精製建屋一時貯留処理設備となる。環状形槽等からの溢流時以外は、本配管により廃ガスが移送されることから、【放射性物質を保持する系統の負圧維持】機能を有する。

主管の具体的な範囲は「2.（3）主管名称の設定の考え方」の「(a) 第10条：閉じ込めの機能 v. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」に示す。



第 2 - 7 図 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備への排気系統 系統概要図

vi. 【設計基準事故時における閉じ込め機能】

精製建屋一時貯留処理設備の第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽が精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）に接続されていることは「第10条：閉じ込めの機能 v. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」に記載したとおりである。

精製建屋一時貯留処理設備の【設計基準事故時における閉じ込め機能】の対象となる放射性物質は、第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽から発生する廃ガスが該当することから、これらを取り扱う系統を主流路として設定する。この範囲は、「(a) 10条：閉じ込めの機能 v. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」で示した主流路の範囲と同じである。（第2-7図参照）

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第10条：閉じ込めの機能 vi. 【設計基準事故時における閉じ込め機能】」と同様である。

(b) 第11条・第35条：火災等による損傷の防止

i. 【Pu溶液又はHAW溶液を保有する貯槽の水素掃気】

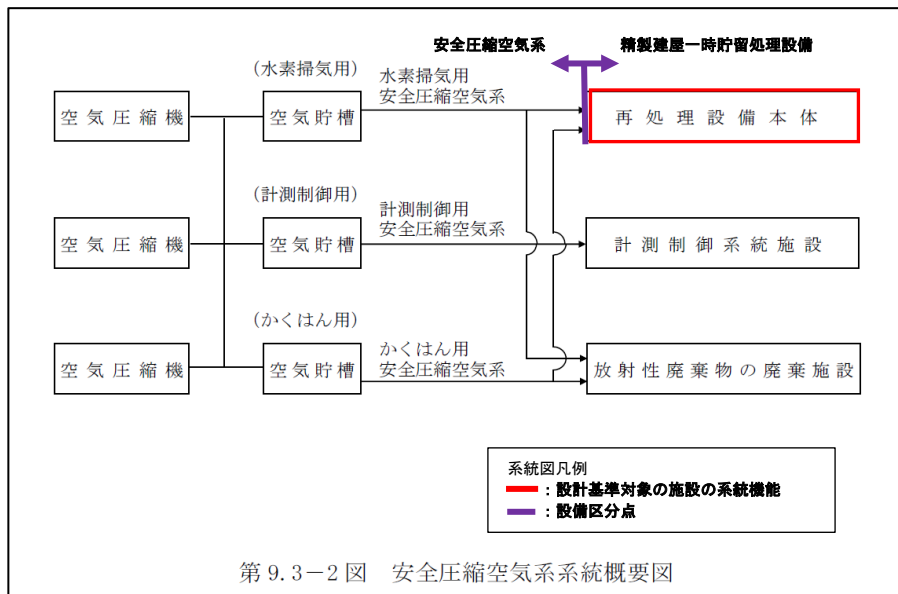
放射線分解により発生する水素によって機器空間部の水素濃度が24時間未満で4vol%に至るおそれのある機器（以下、「掃気対象貯槽」という。）は、その他再処理設備の附属施設 圧縮空気設備 安全圧縮空気系（以下、「安全圧縮空気系」という。）から供給される水素掃気用安全圧縮空気によって掃気対象貯槽空間部の水素を掃気する。

【Pu溶液又はHAW溶液を保有する貯槽の水素掃気】に関する機能の系統構成と主流路を設定する範囲は、「別紙1-2-5-2-1 安全圧縮空気系」に示す。

【Pu溶液又はHAW溶液を保有する貯槽の水素掃気】に係る精製建屋一時貯留処理設備の範囲は、以下のとおり。（第2-8図及び第2-2表参照）

- 掃気対象貯槽（第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽、第4一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽）
- 水素掃気用安全圧縮空気を供給する水素掃気用配管

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「(b) 第11条・第35条：火災等による損傷の防止 i. 【Pu溶液又はHAW溶液を保有する貯槽の水素掃気】」に示す。



第9.3-2図 安全圧縮空気系系統概要図

第2-8図 安全圧縮空気系 系統概要図

(事業変更許可申請書 添付書類六 第9.3-2図抜粋)

第2-2表 水素掃気用安全圧縮空気系から圧縮空気を供給する掃気対象貯槽
(事業変更許可申請書 添付書類六 第9.3-2表(2)抜粋)

| 施設 | 設備 | 主要機器 |
|----------------|----------------------|---|
| 精製施設 | プルトニウム精製設備 | プルトニウム濃縮缶供給槽 プルトニウム濃縮缶 プルトニウム溶液一時貯槽 プルトニウム濃縮液受槽 プルトニウム濃縮液計量槽 プルトニウム濃縮液中間貯槽 プルトニウム濃縮液一時貯槽 リサイクル槽 希釈槽 |
| | 精製建屋一時貯留 処理設備 | 第1一時貯留処理槽 第2一時貯留処理槽 第3一時貯留処理槽 第4一時貯留処理槽 第7一時貯留処理槽 |
| 酸及び溶媒の 回収施設 | 溶媒回収設備 | 溶媒再生系分離・分配系 第1洗浄器 |
| 脱硝施設 | ウラン・プルトニウム 混合脱硝設備 | 硝酸プルトニウム貯槽 混合槽 一時貯槽 |
| 液体廃棄物 の廃棄施設 | 高レベル廃液処理設備 | 高レベル廃液濃縮設備 高レベル廃液供給槽 高レベル廃液濃縮缶 |
| | | 高レベル廃液貯蔵設備 高レベル濃縮廃液貯槽 不溶解残渣廃液貯槽 高レベル廃液共用貯槽 高レベル濃縮廃液一時貯槽 不溶解残渣廃液一時貯槽 |
| 固体廃棄物 の廃棄施設 | 高レベル廃液ガラス 固化設備 | 高レベル廃液混合槽 供給液槽 供給槽 |

(c) 第24条：廃棄施設

i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】

精製建屋一時貯留処理設備の第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽が精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）に接続されていることは「第10条：閉じ込めの機能 v. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」に記載したとおりである。

精製建屋一時貯留処理設備の【放射性気体廃棄物の処理及び排気】の対象となる放射性物質は、第1一時貯留処理槽等から発生する廃ガスが該当することから、これらを取り扱う系統を主流路として設定する。この範囲は、「(a) 10条：閉じ込めの機能 v. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」で示した主流路の範囲と同じである。（第2-7図参照）

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に示す。

b. 重大事故等対処設備に係る機能、性能

(a) 第38条：臨界事故の拡大を防止するための設備

i. 【可溶性中性子吸収材の自動供給（SA）】

臨界事故の発生を仮定する機器（第5一時貯留処理槽又は第7一時貯留処理槽）で臨界事故が発生した場合には、第5一時貯留処理槽又は第7一時貯留処理槽での臨界を計測制御系統施設 計装設備の臨界検知装置で検知し、計測制御系統施設 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路（以下、「重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」という。）（「別紙1-4 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」で抽出）からの信号により、再処理設備本体 精製施設 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系（以下、「重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」という。）弁が開となり、重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽から第5一時貯留処理槽又は第7一時貯留処理槽へ予め濃度調整された可溶性中性子吸収材を供給することで未臨界に移行し、及び未臨界を維持する。

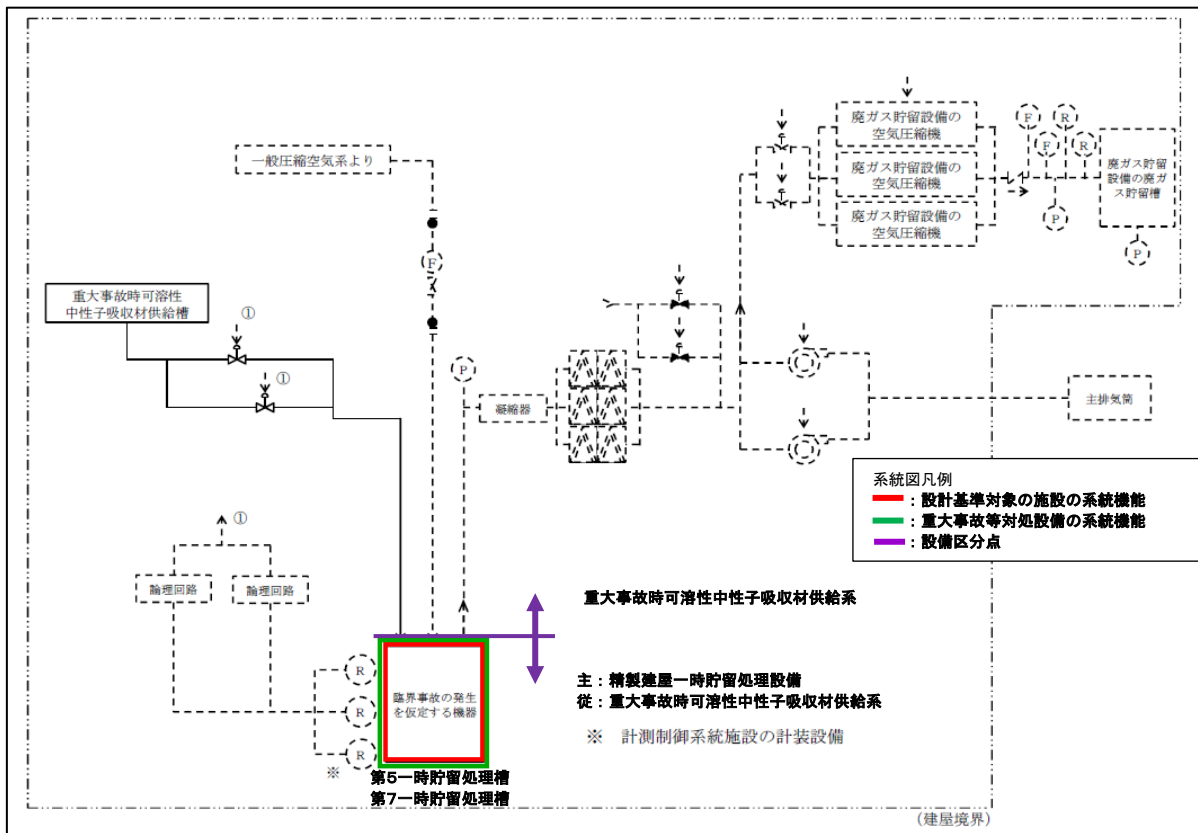
【可溶性中性子吸収材の自動供給（SA）】に関する機能の系統構成と主流路を設定する範囲は、「別紙1-2-2-4-4 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。

【可溶性中性子吸収材の自動供給（SA）】に係る精製建屋一時貯留処理設備の範囲は、以下のとおり。（第2-9図及び第2-3表参照）

- 臨界事故の発生を仮定する機器（第5一時貯留処理槽及び第7一時貯留処理槽）

臨界事故の発生を仮定する機器と臨界事故の発生を仮定する機器へ可溶性中性子吸収材を自動供給する配管の取合いは、臨界事故の発生を仮定する機器の管台としているため、このため、精製建屋一時貯留処理設備には【可溶性中性子吸収材の自動供給（SA）】に係る主配管は無い。

具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「（a）第38条：臨界事故の拡大を防止するための設備 i. 【可溶性中性子吸収材の自動供給（SA）】」に示す。



第2-9図 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 系統概要図（第5一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽）（事業変更許可申請書 添付書類六 第4.5-8図抜粋）

第2-3表 臨界事故の発生を仮定する機器
（事業変更許可申請書 本文八項 第2表抜粋）

| 建屋 | 機器 |
|-------|-------------|
| 前処理建屋 | 溶解槽A |
| | 溶解槽B |
| | エンドピース酸洗浄槽A |
| | エンドピース酸洗浄槽B |
| | ハル洗浄槽A |
| | ハル洗浄槽B |
| 精製建屋 | 第5一時貯留処理槽 |
| | 第7一時貯留処理槽 |

ii. 【臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気】

臨界事故の発生を仮定する機器（第5一時貯留処理槽及び第7一時貯留処理槽）で臨界事故が発生した場合、臨界事故により発生した放射線分解水素を掃気するため、その他再処理設備の附属施設 圧縮空気設備 臨界事故時水素掃気系（以下、「臨界事故時水素掃気系」という。）（「別紙1-2-5-2-3 臨界事故時水素掃気系」で抽出）から供給される圧縮空気によって機器空間部の水素を掃気する。具体的には、その他再処理設備の附属施設 圧縮空気設備 一般圧縮空気系（以下、「一般圧縮空気系」という。）と既設の配管を可搬型建屋内ホースで接続し、臨界事故の発生を仮定する機器に空気を供給し水素掃気を実施する。

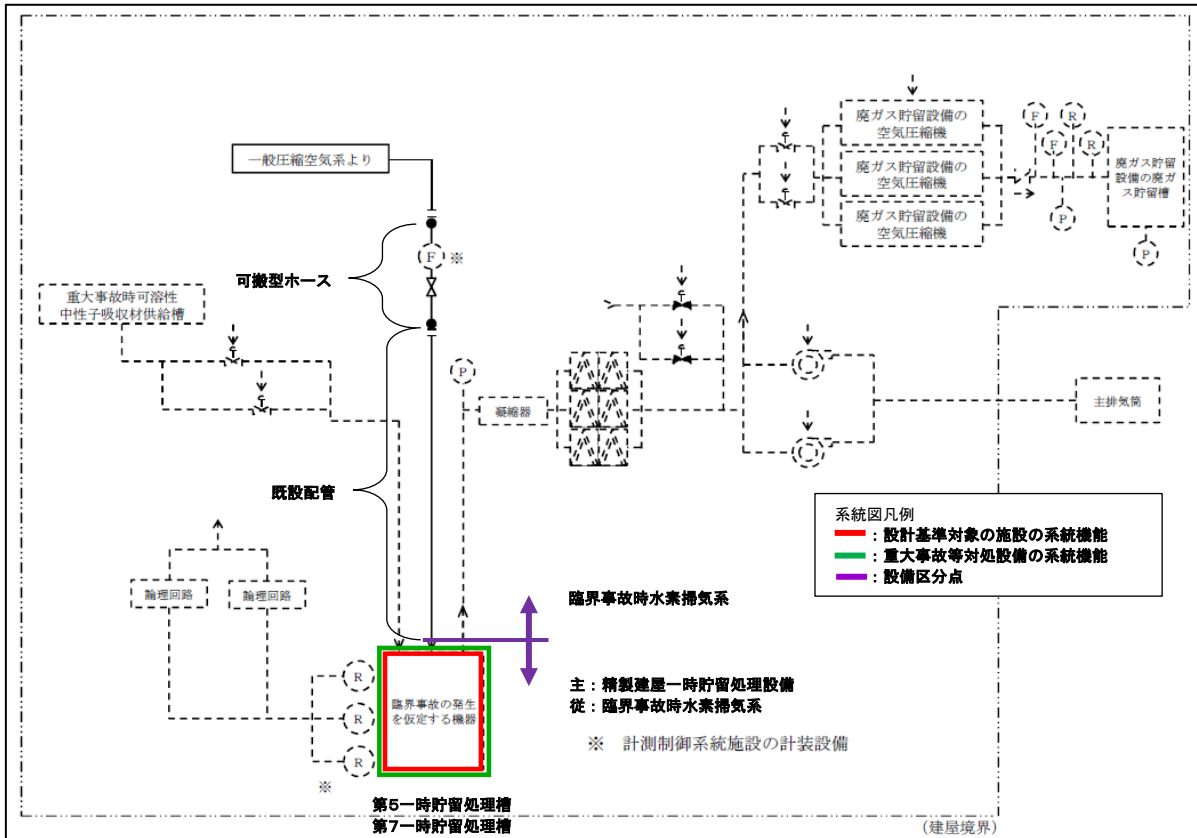
【臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気】に関する機能の系統構成と主流路を設定する範囲は、「別紙1-2-5-2-3 臨界事故時水素掃気系」に示す。

【臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気】に係る精製建屋一時貯留処理設備の範囲は、以下のとおり。（第2-10図及び第2-11図参照）

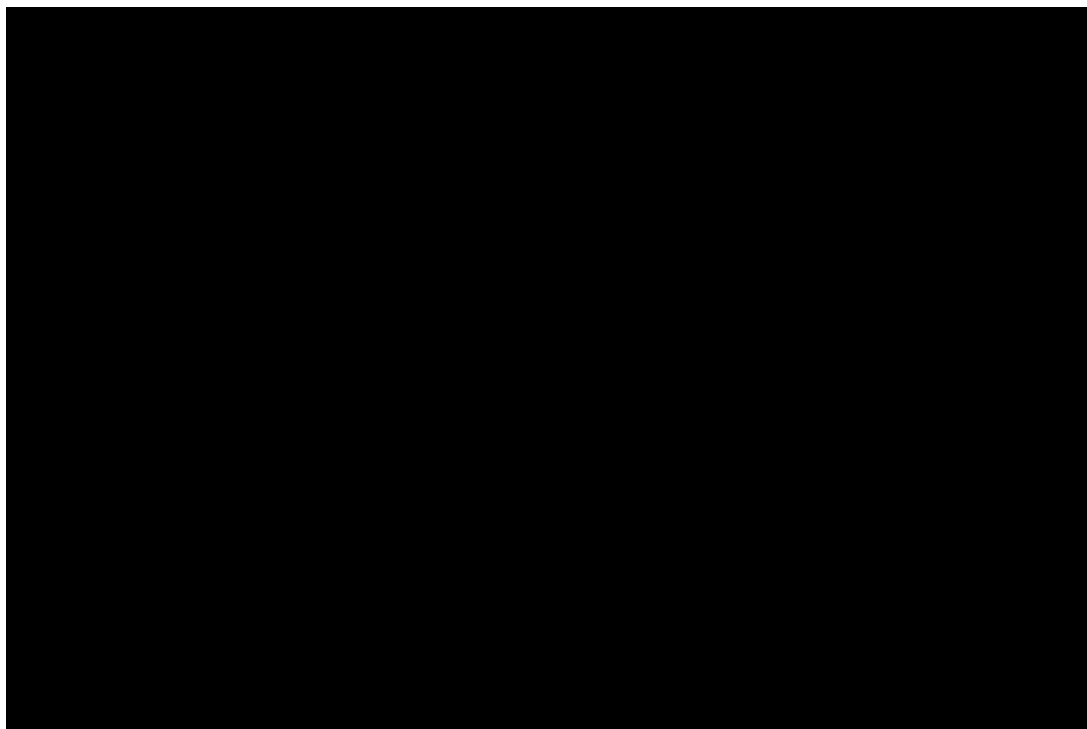
- 臨界事故の発生を仮定する機器（第5一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽）
- 臨界事故の発生を仮定する機器（第7一時貯留処理槽）への水素掃気用空気を供給する配管の一部

第7一時貯留処理槽への水素掃気用空気を供給する配管以外を使用する精製建屋一時貯留処理設備の臨界事故の発生を仮定する機器と臨界事故時水素掃気系の設備区分点は、臨界事故の発生を仮定する機器の管台としている。このため、精製建屋一時貯留処理設備には【臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気】に係る主配管は無い。

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第38条：臨界事故の拡大を防止するための設備 ii. 【臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気】」に示す。



第2-10図 臨界事故時水素掃気系の系統概要図
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第9.3-15図(2)抜粋)



第2-11図 臨界事故時水素掃気系 系統概要図
 (第7一時貯留処理槽への安全圧縮空気系からの空気供給)

iii. 【廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留】

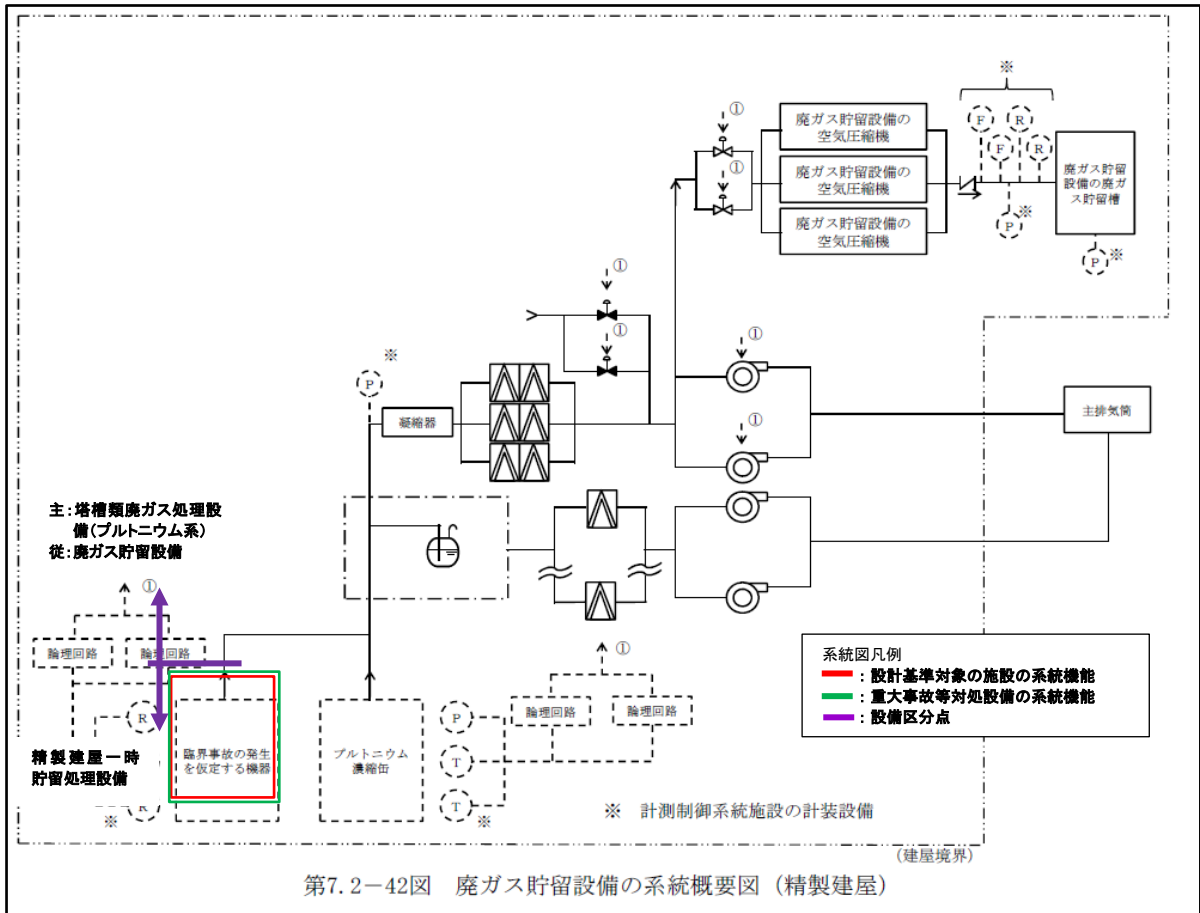
臨界事故の発生を仮定する機器（再処理設備本体 精製施設 精製建屋一時貯留処理設備（以下、「精製建屋一時貯留処理設備」という。）の第5一時貯留処理槽及び第7一時貯留処理槽）で臨界事故が発生した場合、放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）（以下、「塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）」という。）の流路を遮断し、臨界事故で発生した放射性物質を含む気体を廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽（以下、「廃ガス貯留槽」という。）に貯留し、大気中への放射性物質の放出量を低減する。また、廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達したのち、塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）を再起動し、塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の所定の経路により放射性物質を除去しながら、主排気筒を介して放出する。

【廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留】に係る廃ガス貯留設備の範囲は、以下のとおり。（第2-12図参照）

- 臨界事故の発生を仮定する機器（第5一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽）

臨界事故の発生を仮定する機器と臨界事故の発生を仮定する機器と塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）との配管の取合いは、臨界事故の発生を仮定する機器の管台としているため、このため、精製建屋一時貯留処理設備には【廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留】に係る主配管は無い。

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「（a）第38条：臨界事故の拡大を防止するための設備 iii. 【廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留】」に示す。



第2-12図 廃ガス貯留設備の系統概要図 (精製建屋)
(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-42図抜粋)

(b) 第39条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

i. 【内部ループへの通水による冷却】

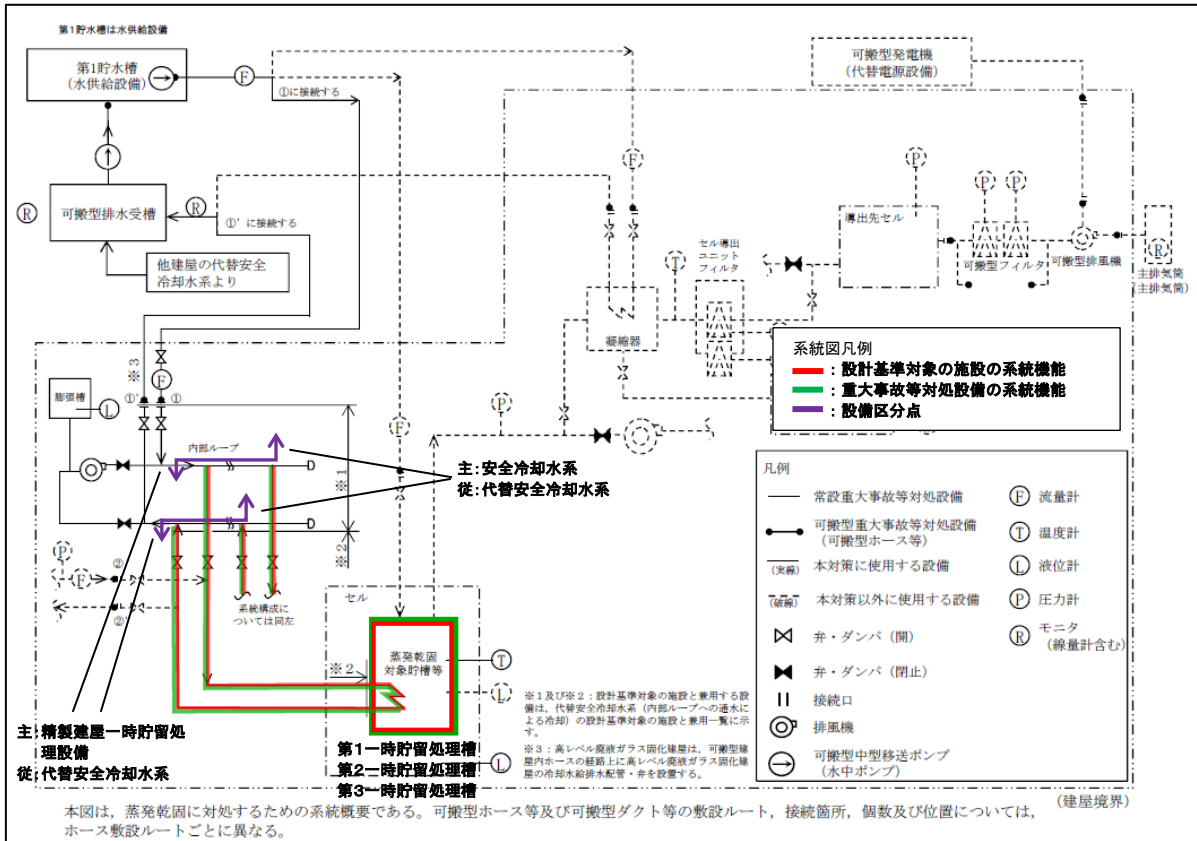
「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器（以下、「蒸発乾固の発生を仮定する機器」という。）に内包する溶液を冷却するため、その他再処理設備の附属施設 冷却水設備 代替安全冷却水系（以下、「代替安全冷却水系」という。）（「別紙1-2-5-4-2 代替安全冷却水系」で抽出）によりその他再処理設備の附属施設 給水処理設備 水供給設備の第1貯水槽（以下、「第1貯水槽」という。）（「別紙1-2-5-3 水供給設備」で抽出）の水を内部ループに通水することで、蒸発乾固の発生を未然に防止する。

【内部ループへの通水による冷却】に関する機能の系統構成と主流路を設定する範囲は、「別紙1-2-5-4-2 代替安全冷却水系」及び「別紙1-2-5-3 水供給設備」に示す。

【内部ループへの通水による冷却】に係る精製建屋一時貯留処理設備の範囲は、以下のとおり。（第2-13図及び第2-4表参照）

- 蒸発乾固の発生を仮定する機器（第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽）
- 蒸発乾固の発生を仮定する機器の冷却コイルへ冷却水を供給する内部ループの配管の一部

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「(b) 第39条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 i. 【内部ループへの通水による冷却】」に示す。



第2-13図 代替安全冷却水系の系統概要図 (内部ループへの通水による冷却)
(事業変更許可申請書 添付書類六 第9.5-7図抜粋)

第2-4表 「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器
(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-31表(2)抜粋)

| 建屋 | 機器グループ | 機器名 |
|------|------------|---------------|
| 精製建屋 | 精製建屋内部ループ1 | プルトニウム濃縮液受槽 |
| | | リサイクル槽 |
| | | 希釈槽 |
| | | プルトニウム濃縮液一時貯槽 |
| | | プルトニウム濃縮液計量槽 |
| | | プルトニウム濃縮液中間貯槽 |
| | 精製建屋内部ループ2 | プルトニウム溶液受槽 |
| | | 油水分離槽 |
| | | プルトニウム濃縮液供給槽 |
| | | プルトニウム溶液一時貯槽 |
| | | 第1一時貯留処理槽 |
| | | 第2一時貯留処理槽 |
| | | 第3一時貯留処理槽 |

ii. 【貯槽等への注水】

【内部ループへの通水による冷却】が機能しなかった場合に、代替安全冷却水系（「別紙1-2-5-4-2 代替安全冷却水系」で抽出）により第1貯水槽（「別紙1-2-5-3 水供給設備」で抽出）の水を蒸発乾固の発生を仮定する機器に注水することで、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を防止する。

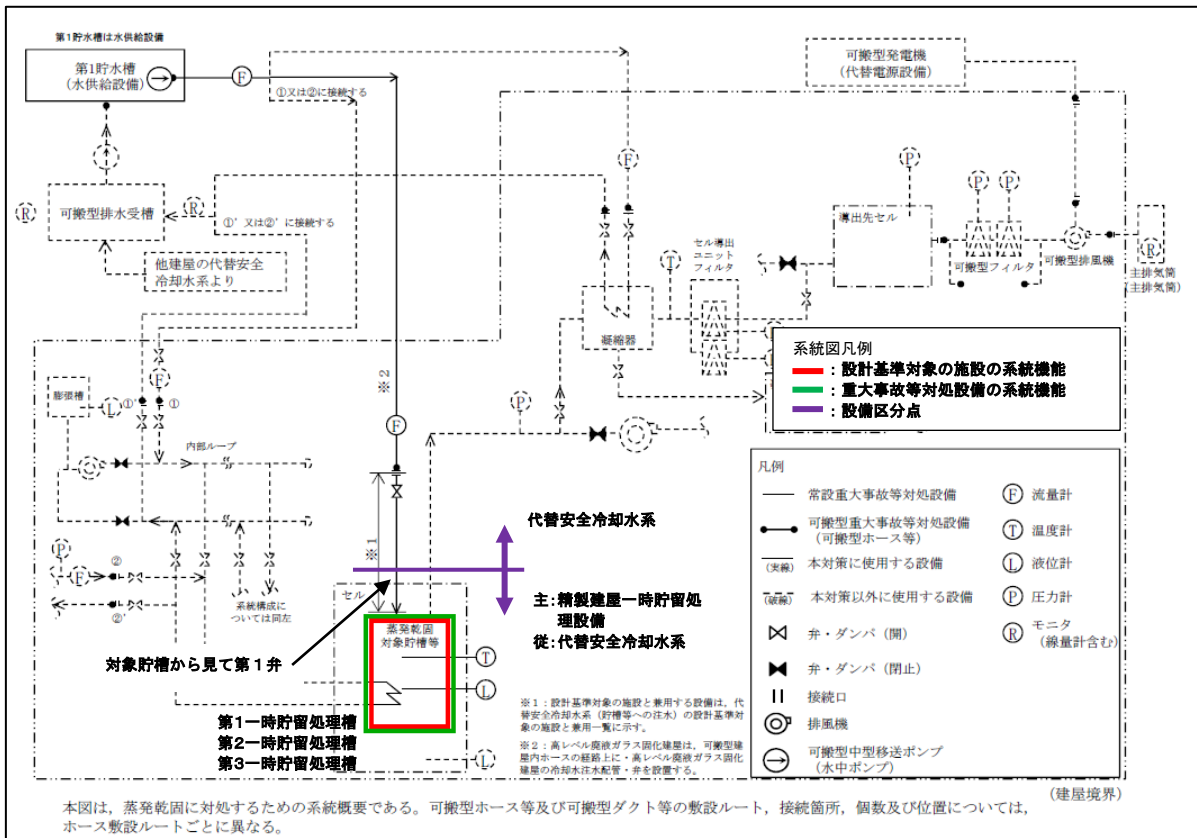
【貯槽等への注水】に関する機能の系統構成と主流路を設定する範囲は、「別紙1-2-5-4-2 代替安全冷却水系」及び「別紙1-2-5-3 水供給設備」に示す。

【貯槽等への注水】に係る精製建屋一時貯留処理設備の範囲は、以下のとおり。（第2-14図及び第2-15図参照）

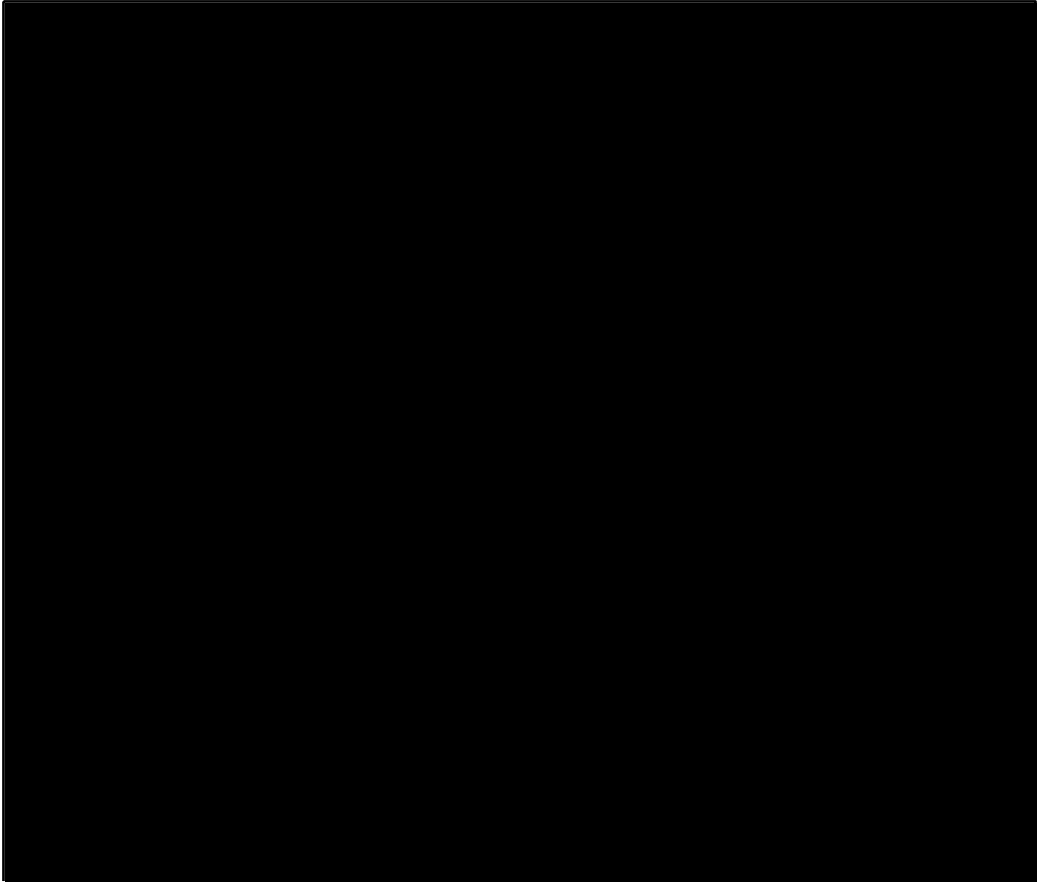
- 蒸発乾固の発生を仮定する機器（第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽）
- 蒸発乾固の発生を仮定する機器への水を供給する配管の一部

蒸発乾固の発生を仮定する機器へ水を供給する配管のうち精製建屋一時貯留処理設備と兼用する設備の範囲は、蒸発乾固の発生を仮定する機器から見て第1弁までの範囲とする。

具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「（b）第39条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 ii. 【貯槽等への注水】」に示す。



第2-14図 代替安全冷却水系の系統概要図
(事業変更許可申請書 添付書類六 第9.5-10図抜粋)



第 2 - 15 図 代替安全冷却水系の系統概要図

iii. 【冷却コイル等への通水による冷却】

【内部ループへの通水による冷却】が機能しなかった場合に、代替安全冷却水系（「別紙 1-2-5-4-2 代替安全冷却水系」で抽出）により第 1 貯水槽（「別紙 1-2-5-3 水供給設備」で抽出）の水を蒸発乾固の発生を仮定する機器の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水することで、蒸発乾固の発生を仮定する機器に内包する溶液を未沸騰状態に維持する。

【冷却コイル等への通水による冷却】に関する機能の系統構成と主流路を設定する範囲は、「別紙 1-2-5-4-2 代替安全冷却水系」及び「別紙 1-2-5-3 水供給設備」に示す。

【冷却コイル等への通水による冷却】に係る精製建屋一時貯留処理設備の範囲は、以下のとおり。（第 2-16 図参照）

- 蒸発乾固の発生を仮定する機器（第 1 一時貯留処理槽、第 2 一時貯留処理槽、第 3 一時貯留処理槽）
- 蒸発乾固の発生を仮定する機器の冷却コイルへ通水する配管の一部

なお、冷却対象貯槽に設置する冷却コイルは、機器の一部として扱うこととし、主配管として扱わない。

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(b) 第 39 条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 iii. 【冷却コイル等への通水による冷却】」に示す。

iv. 【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】

【内部ループへの通水による冷却】機能が機能しなかった場合に、代替安全冷却水系（「別紙 1-2-5-4-2 代替安全冷却水系」で抽出）により第 1 貯水槽（「別紙 1-2-5-3 水供給設備」で抽出）の水を放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 代替換気設備（以下、「代替換気設備」という。）のセル導出設備の凝縮器（「別紙 1-2-4-1-5 代替換気設備」で抽出）へ通水することで、沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮水として漏えい液受皿等に回収する。

また、蒸発乾固の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質をセルに導出し、大気中へ放出される放射性物質を低減する。

【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】に関する機能の系統構成と主流路を設定する範囲は、「別紙 1-2-5-4-2 代替安全冷却水系」、「別紙 1-2-5-3 水供給設備」及び「別紙 1-2-4-1-5 代替換気設備」に示す。

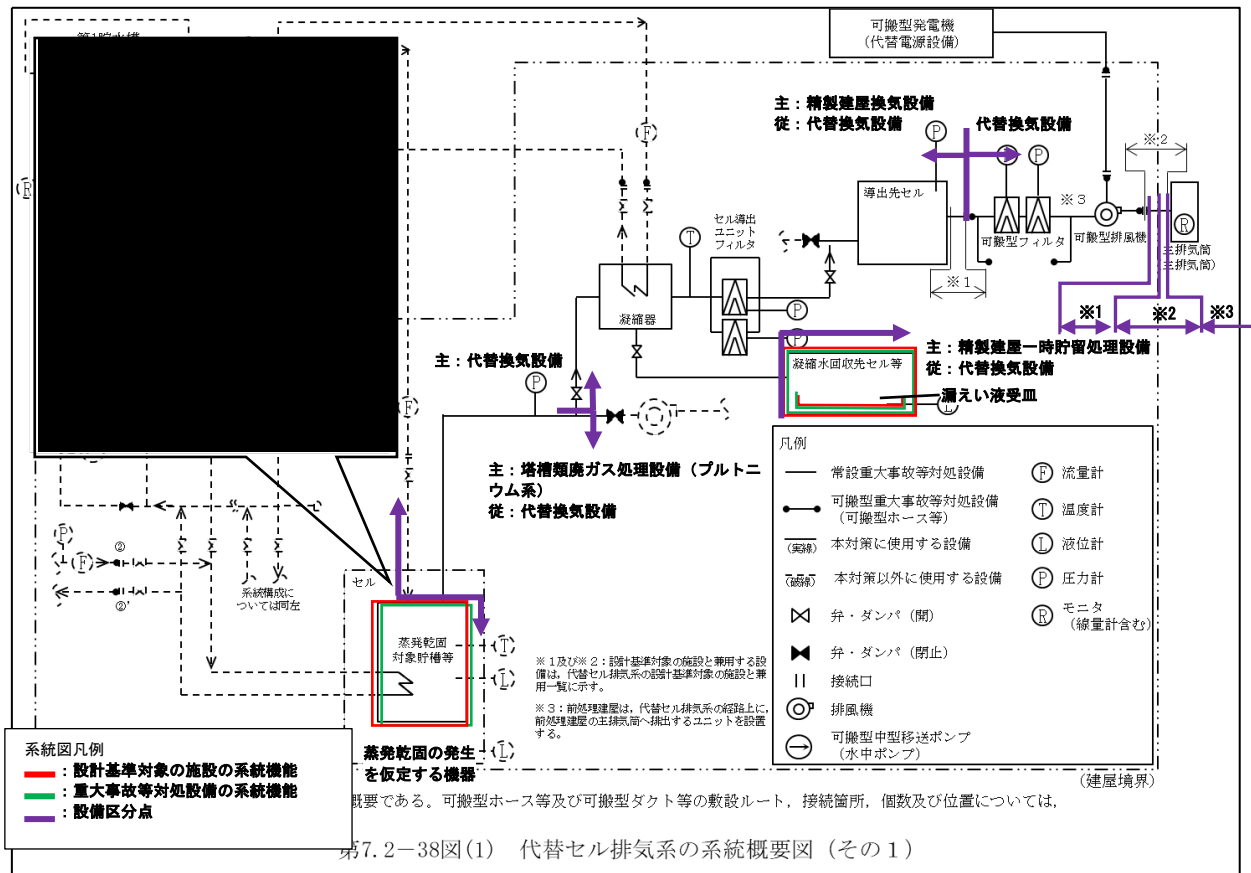
【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】に係る精製建屋一時貯留処理設備の範囲は、以下のとおり。（第 2-17 図参照）

- 蒸発乾固の発生を仮定する機器（第 1 一時貯留処理槽、第 2 一時貯留処理槽、第 3 一時貯留処理槽）
- 蒸発乾固の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質をセルに導出する経路の配管の一部
- 凝縮液回収系として使用する [REDACTED]

精製建屋一時貯留処理設備の凝縮液回収系として使用する [REDACTED] と沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮水として漏えい液受皿等に回収する配管の取合いは、セルとしている。

このため、精製建屋一時貯留処理設備には【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】に係る主配管は無い。

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「（b）第 39 条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 iv. 【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】」に示す。



※1 主: 精製建屋換気設備 (建屋内) 従: 代替換気設備 ※2
 ※3 主: 主排気筒 (終点) 従: 代替換気設備

第2-17図 代替換気設備 系統概要図
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-38図(1)抜粋)

(c) 第40条：放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備

i. 【水素爆発を未然に防止するための空気の供給】

「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器（以下、「水素爆発の発生を仮定する機器」という。）の機器空間部の水素を掃気するため、代替安全圧縮空気系（「別紙 1-2-5-2-2 代替安全圧縮空気系」で抽出）により水素爆発の発生を仮定する機器の機器空間部に圧縮空気を供給することで、水素爆発の発生を未然に防止する。

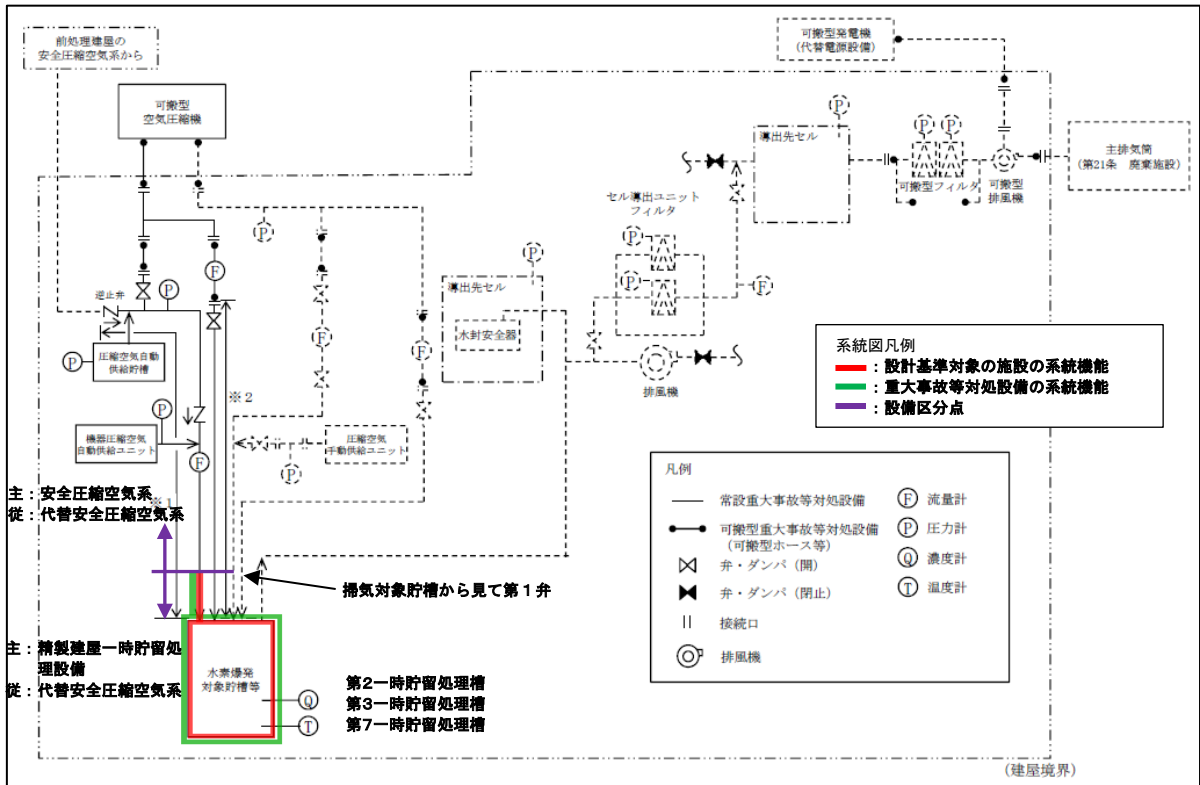
【水素爆発を未然に防止するための空気の供給】に関する機能の系統構成と主流路を設定する範囲は、「別紙1-2-5-2-2 代替安全圧縮空気系」に示す。

【水素爆発を未然に防止するための空気の供給】に係る精製建屋一時貯留処理設備の範囲は、以下のとおり。（第2-18図及び第2-5表参照）

- 水素爆発の発生を仮定する機器（第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽）
- 水素爆発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給するための配管の一部

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「(c) 第40条：放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備

i. 【水素爆発を未然に防止するための空気の供給】」に示す。



第2-18図 代替安全圧縮空気系（未然防止）の系統概要図
 （事業変更許可申請書 添付書類六 第9.3-5図抜粋）

第2-5表 「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器
(事業変更許可申請書 添付書類六 第9.3-3表抜粋)

| 建屋 | 機器グループ | 機器名 |
|-----------|---------------|-------------------------|
| 前処理建屋 | 前処理建屋 水素爆発 | 中継槽 A |
| | | 中継槽 B |
| | | 計量前中間貯槽 A |
| | | 計量前中間貯槽 B |
| | | 計量・調整槽 |
| | | 計量補助槽 |
| | | 計量後中間貯槽 |
| 分離建屋 | 分離建屋 水素爆発 | 溶解液中間貯槽 |
| | | 溶解液供給槽 |
| | | 抽出廃液受槽 |
| | | 抽出廃液中間貯槽 |
| | | 抽出廃液供給槽 A |
| | | 抽出廃液供給槽 B |
| | | プルトニウム溶液受槽 |
| | | プルトニウム溶液中間貯槽 |
| | | 第2一時貯留処理槽 |
| | | 第3一時貯留処理槽 |
| | | 第4一時貯留処理槽 |
| | | 高レベル廃液濃縮缶 ^{*1} |
| 精製建屋 | 精製建屋 水素爆発 | プルトニウム溶液供給槽 |
| | | プルトニウム溶液受槽 |
| | | 油水分離槽 |
| | | プルトニウム濃縮缶供給槽 |
| | | プルトニウム濃縮缶 |
| | | プルトニウム溶液一時貯槽 |
| | | プルトニウム濃縮液受槽 |
| | | プルトニウム濃縮液計量槽 |
| | | プルトニウム濃縮液中間貯槽 |
| | | プルトニウム濃縮液一時貯槽 |
| | | リサイクル槽 |
| | | 希釈槽 |
| | | 第2一時貯留処理槽 |
| | | 第3一時貯留処理槽 |
| 第7一時貯留処理槽 | | |

ii. 【水素爆発の再発を防止するための空気の供給】

【水素爆発を未然に防止するための空気の供給】が機能しなかった場合に、代替安全圧縮空気系（「別紙1-2-5-2-2 代替安全圧縮空気系」で抽出）により水素爆発の発生を仮定する機器の機器空間部に水素爆発を未然に防止するための対策に使用する系統とは異なる系統から圧縮空気を供給することで水素爆発の再発を防止する。

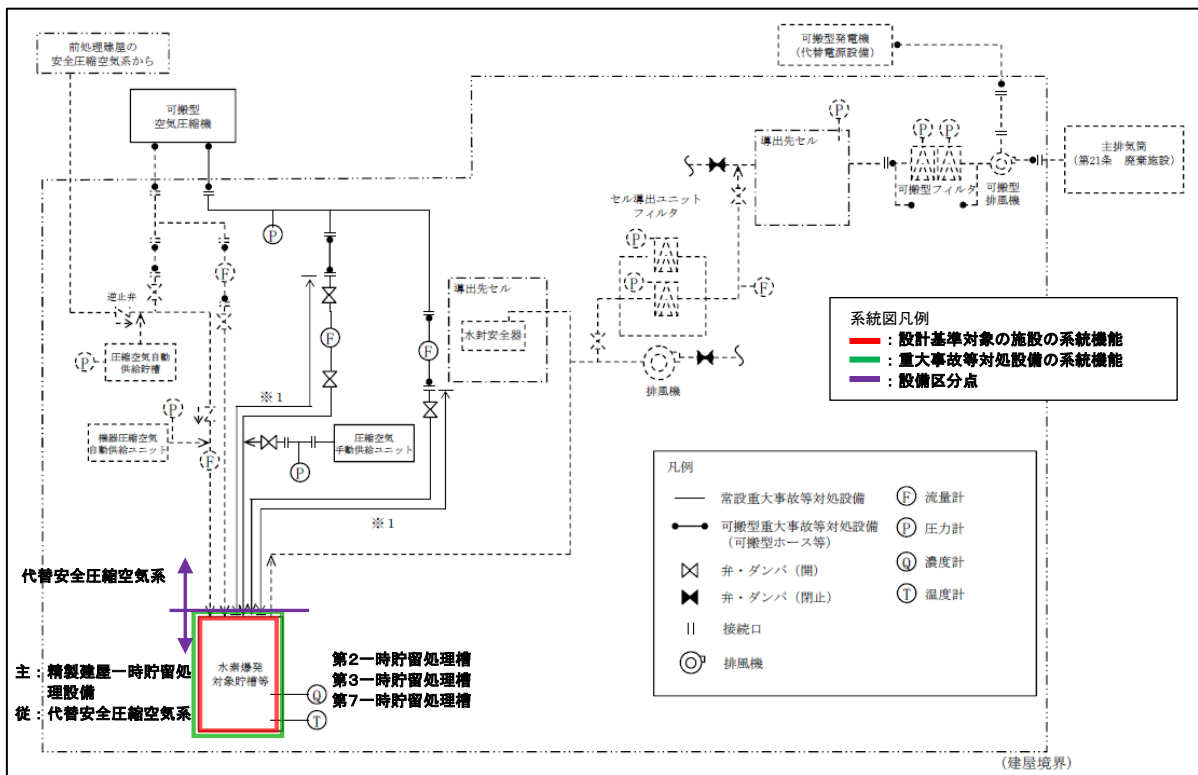
【水素爆発の再発を防止するための空気の供給】に関する機能の系統構成と主流路を設定する範囲は、「別紙1-2-5-2-2 代替安全圧縮空気系」に示す。

【水素爆発の再発を防止するための空気の供給】に係る精製建屋一時貯留処理設備の範囲は、以下のとおり。（第2-19図参照）

- 水素爆発の発生を仮定する機器（第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽）

水素爆発の発生を仮定する機器と水素爆発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給する配管の取合いは、水素爆発の発生を仮定する機器の管台としている。このため、精製建屋一時貯留処理設備には【水素爆発の再発を防止するための空気の供給】に係る主配管は無い。

具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「（c）第40条：放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 ii. 【水素爆発の再発を防止するための空気の供給】」に示す。



第2-19図 代替安全圧縮空気系（再発防止）の系統概要図
 （事業変更許可申請書 添付書類六 第9.3-10図抜粋）

iii. 【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：水素爆発）】

水素爆発が発生すると、水素爆発によって発生する飛まつに放射性物質が同伴して気相中に放射性エアロゾルとして移行し、大気中へ放出される放射性物質の量が増加する。このため、水素爆発の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質をセルに導出し、大気中へ放出される放射性物質を低減する。

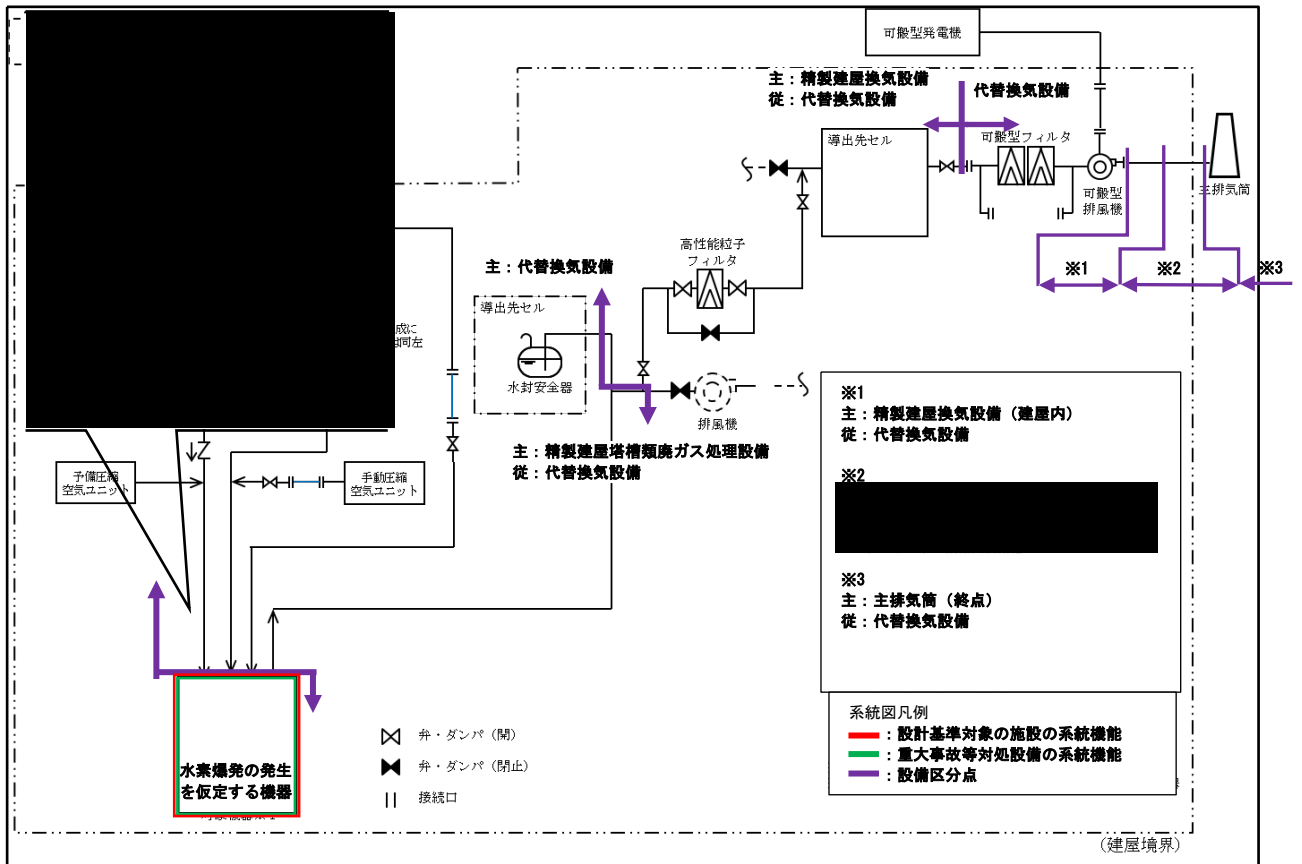
【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：水素爆発）】に関する機能の系統構成と主流路を設定する範囲は、「別紙1-2-4-1-6 代替換気設備」に示す。

【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：水素爆発）】に係る精製建屋一時貯留処理設備の範囲は、以下のとおり。（第2-20 図参照）

- 水素爆発の発生を仮定する機器（第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽）
- 水素爆発の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質をセルに導出する経路の配管の一部

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「(c) 第40条：放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備

iii. 【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：水素爆発）】」に示す。



第 2 - 20 図 代替換気設備 系統概要図

(3) 主配管名称の設定の考え方

精製建屋一時貯留処理設備の主配管名称を設定するにあたり、系統機能に係る主流路の範囲を「2. (2) 精製建屋一時貯留処理設備に係る主流路の考え方」で示した主要機器を用いて示し、主となる系統機能【放射性物質の保持機能】単位を基本とし、重大事故等対処設備として機能を期待する範囲等を踏まえて主配管名称を設定する。

このため、各系統機能に係る主流路を設定した範囲に対し、系統機能、流体が異なる単位毎（主配管グループ）に纏め、「主配管（溶液保持系）」、兼用する場合は「主配管（溶液保持系、代替可溶性中性子吸収材供給系）」等と記載する。また、系統概要図にて主流路を設定した範囲と、「添付3（1）抽出リスト」、「添付2申請対象設備リスト」に示す主配管グループとの紐付け関係が判るように示す。

なお、上記の主配管グループを、それぞれ個別の主配管に展開していく際に、個別の名称の付け方は、添付する「別紙1-2-6 設計図書の記載に係る留意事項」に従い、仕様表作成段階までに詳細化（from-to形式）を実施する。

精製建屋一時貯留処理設備は「2. (2) 精製建屋一時貯留処理設備に係る主流路の考え方」の第2-9図で示したとおり、「第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に関する機能を発揮するための範囲が「第10条：閉じ込めの機能 v. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」に関する機能を発揮するための範囲に含まれることから、これらを合わせて各系統機能に係る主流路の範囲を示す。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能

(a) 第10条 閉じ込めの機能

i. 【放射性物質の保持機能】

精製建屋一時貯留処理設備の【放射性物質の保持機能】に係る主流路（第3-1図、第3-2図及び第3-3図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（溶液保持系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

- [抽出塔、核分裂生成物洗浄塔^{※1}] ⇒ 第1一時貯留処理槽 ⇒ 第3一時貯留処理槽
- 第1一時貯留処理槽 ⇒ 第4一時貯留処理槽
- [逆抽出塔、XXXXXXXXXX、T B P 洗浄器、XXXXXXXXXX^{※1}] ⇒ 第2一時貯留処理槽 ⇒ 第3一時貯留処理槽
- 第2一時貯留処理槽 ⇒ 第4一時貯留処理槽
- 第3一時貯留処理槽 ⇒ [第1酸化塔^{※1}]
- 第3一時貯留処理槽 ⇒ 第7一時貯留処理槽
- 第4一時貯留処理槽 ⇒ 第1一時貯留処理槽
- 第4一時貯留処理槽 ⇒ [逆抽出塔^{※1}]
- 第7一時貯留処理槽 ⇒ [第1酸化塔、T B P 洗浄塔^{※1}]
- [抽出器、核分裂生成物洗浄器、XXXXXXXXXX^{※2}] ⇒ 第8一時貯留処理槽 ⇒ 第9一時貯留処理槽 ⇒ ウラン精製設備 [抽出器^{※2}]
- 第9一時貯留処理槽 ⇒ ウラン精製設備 [抽出器^{※2}]
- 主流路上の機器及び配管との接続箇所 ⇒ 放射性物質の保持機能を有しない範囲の第一弁

※1 プルトニウム精製設備：プルトニウム精製設備の設備区分点は、精製建屋一時貯留処理設備のヘッダーから見て合流前の第1溶接線及びプルトニウム精製設備の移送ラインへの合流部までの範囲とする。

※2 ウラン精製設備：ウラン精製設備の設備区分点は、精製建屋一時貯留処理設備のヘッダーから見て合流前の第1溶接線とする。

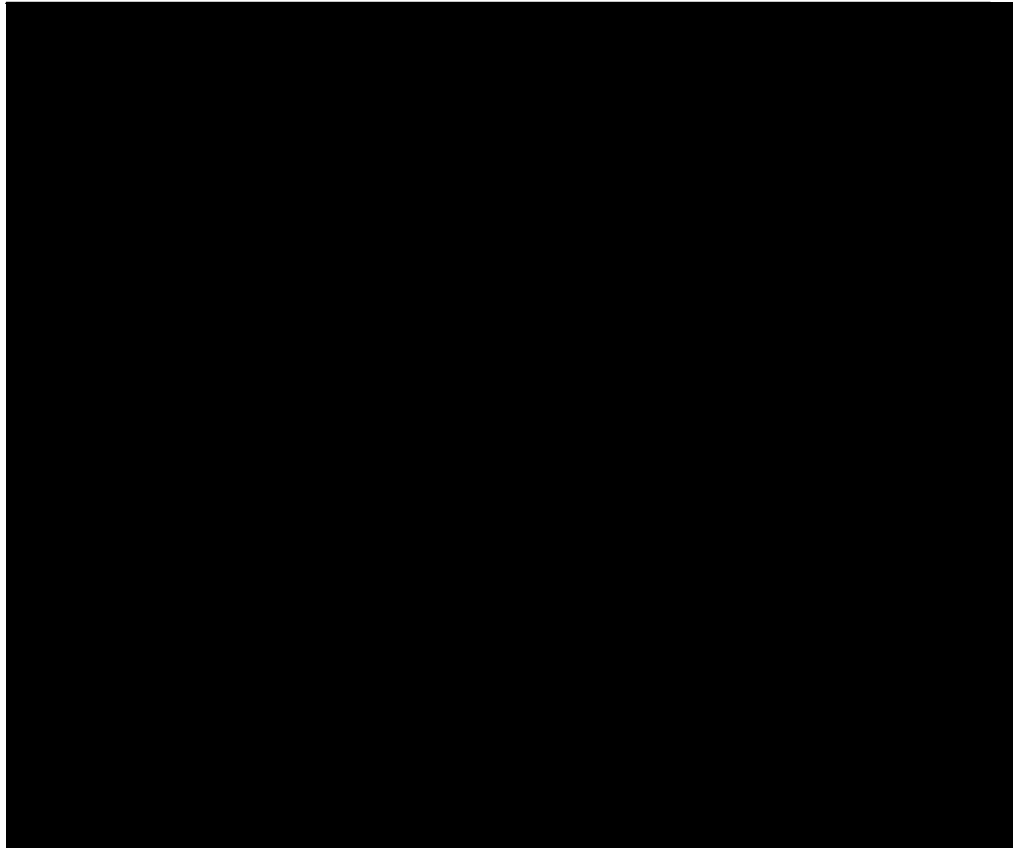
また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙1-2-2-4-1 ウラン精製設備

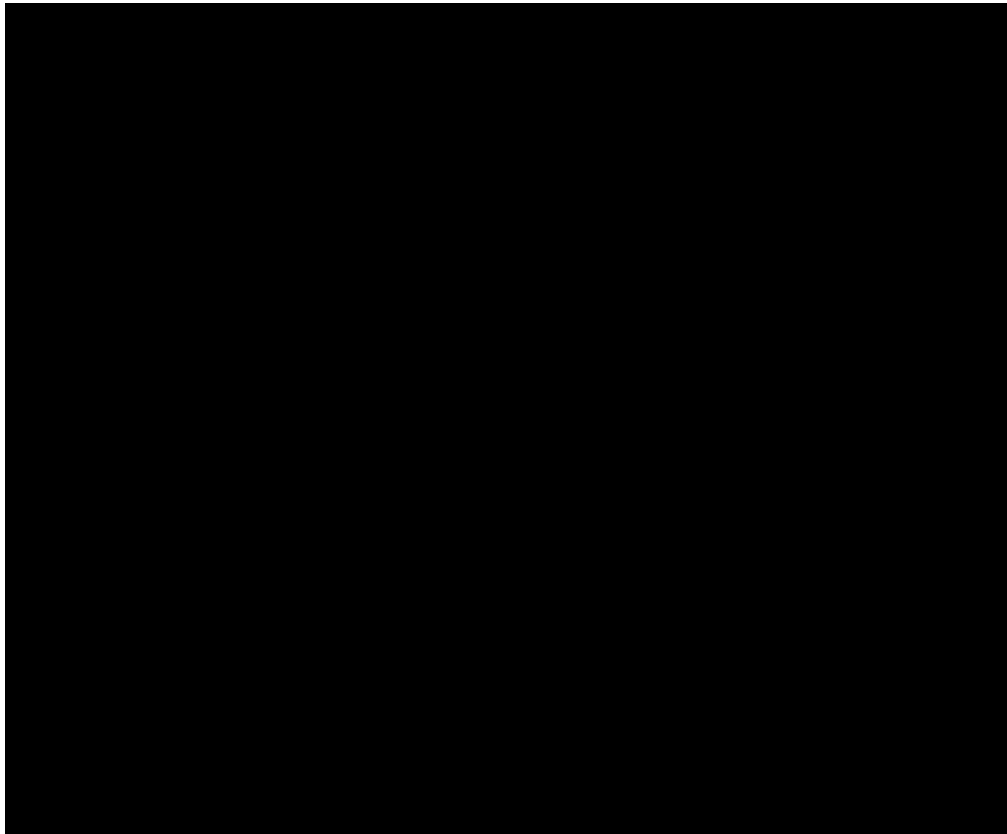
別紙1-2-2-4-2 プルトニウム精製設備



第3-1図 精製建屋一時貯留処理設備 系統図 (放射性物質の保持機能)



第3-2図 放射性物質の保持機能の観点で主流路に設定する配管 系統概要図



第3-3図 放射性物質の保持機能の観点で主流路に設定する配管 系統概要図

ii. 【使用済燃料等を含む溶液の崩壊熱除去】

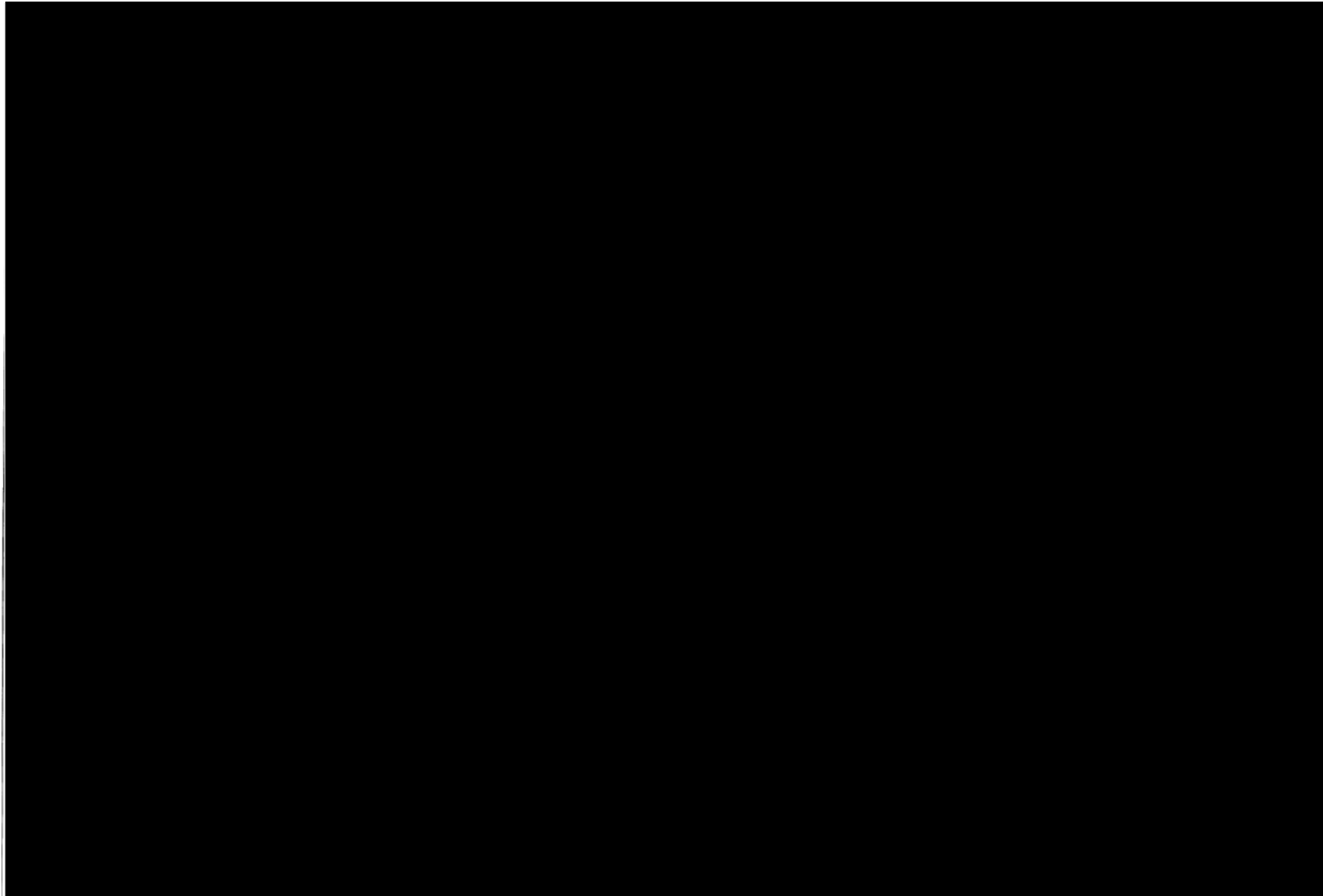
精製建屋一時貯留処理設備の【使用済燃料等を含む溶液の崩壊熱除去】に係る主流路の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（崩壊熱除去系：再処理設備本体用）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

- [内部ループの配管^{※1}] ⇒ [安全冷却水系供給ヘッダー^{※1}] ⇒ 対象貯槽の冷却コイル ⇒ [安全冷却水戻りヘッダー^{※1}] ⇒ [内部ループの配管^{※1}]（第3-4図参照）

※1 安全冷却水系：精製建屋一時貯留処理設備と安全冷却系の設備区分点は、各貯槽への冷却水配管が合流する安全冷却水系供給ヘッダー分岐部（溶接線）及び安全冷却水戻りヘッダー合流部（溶接線）とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙 1-2-5-4-1 安全冷却水系」で示す。



第1.2.4.3-1図
精製建屋一時貯留処理設備の系統図

第3-4図 精製建屋一時貯留処理設備 系統図 (使用済燃料等を含む溶液の崩壊熱除去)


(a) 第10条：閉じ込めの機能

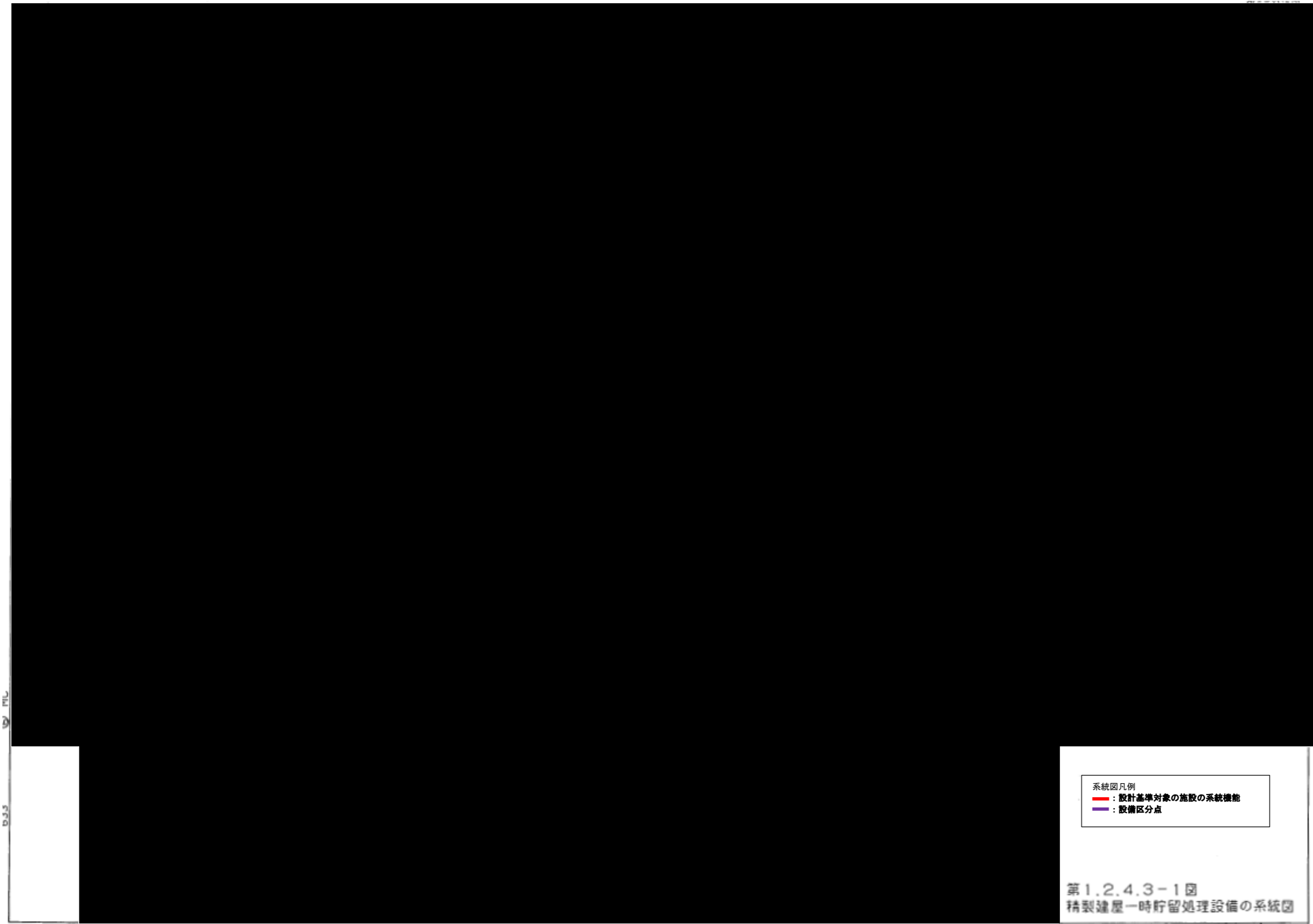
iii. 【セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収】

精製建屋一時貯留処理設備の【セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収】に係る主流路（第3－5図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（漏えい液回収系）」とする。

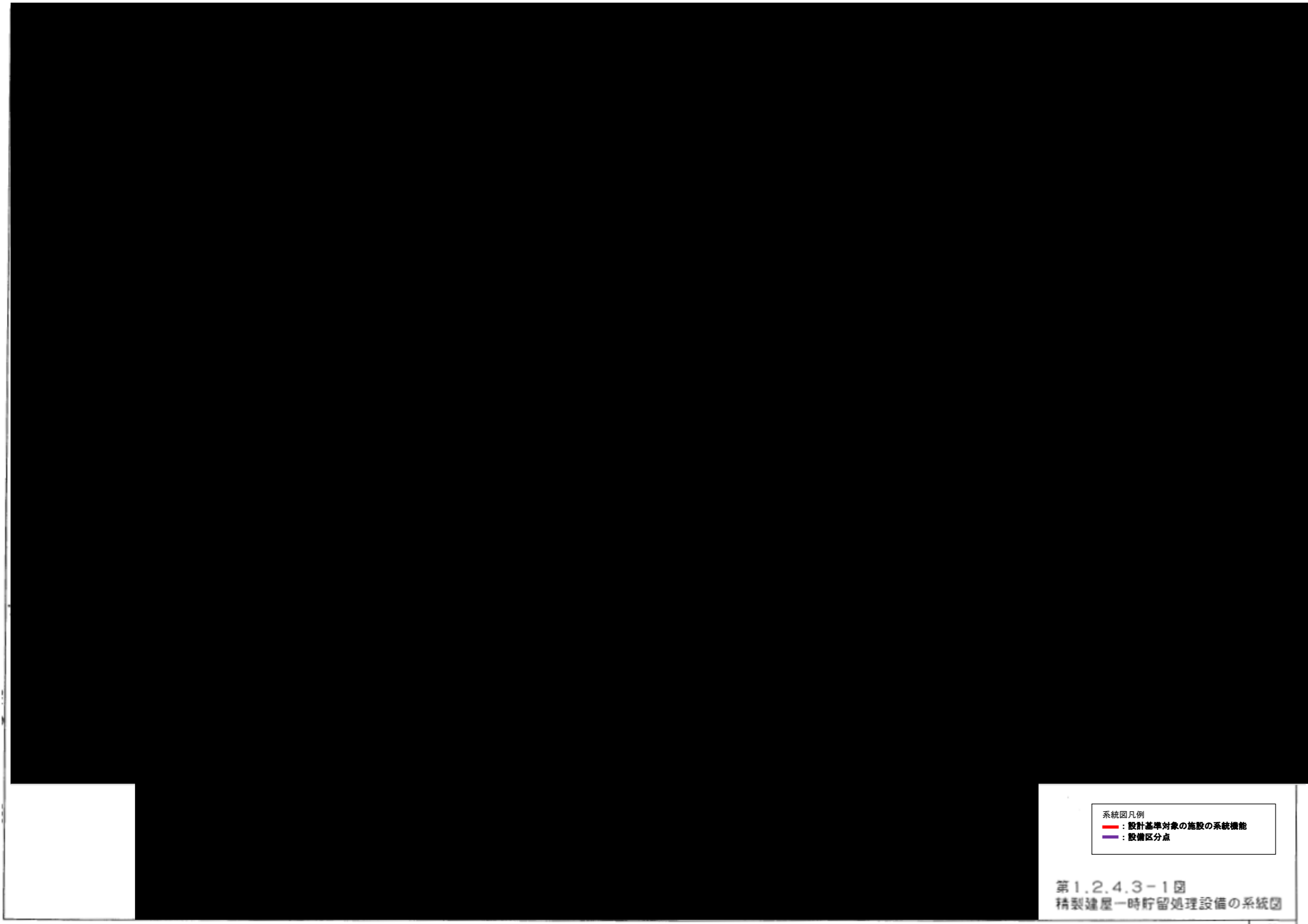
<重力流による回収>

（重力流で貯槽に回収する配管）

- 漏えい液受皿（重力流回収）⇒回収先貯槽（)



第3-5図 精製建屋一時貯留処理設備 系統図（セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収：重力流による回収）



第3-6図 精製建屋一時貯留処理設備 系統図 (室等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収: 重力流による回収)

- (a) 第10条：閉じ込めの機能
 - v. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】
 - vi. 【設計基準事故時における閉じ込め機能】
- (c) 第24条：廃棄施設
 - i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】

精製建屋一時貯留処理設備の【放射性物質を保持する系統の負圧維持】及び【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る主流路（第3-7図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（廃ガス処理系）」とする。

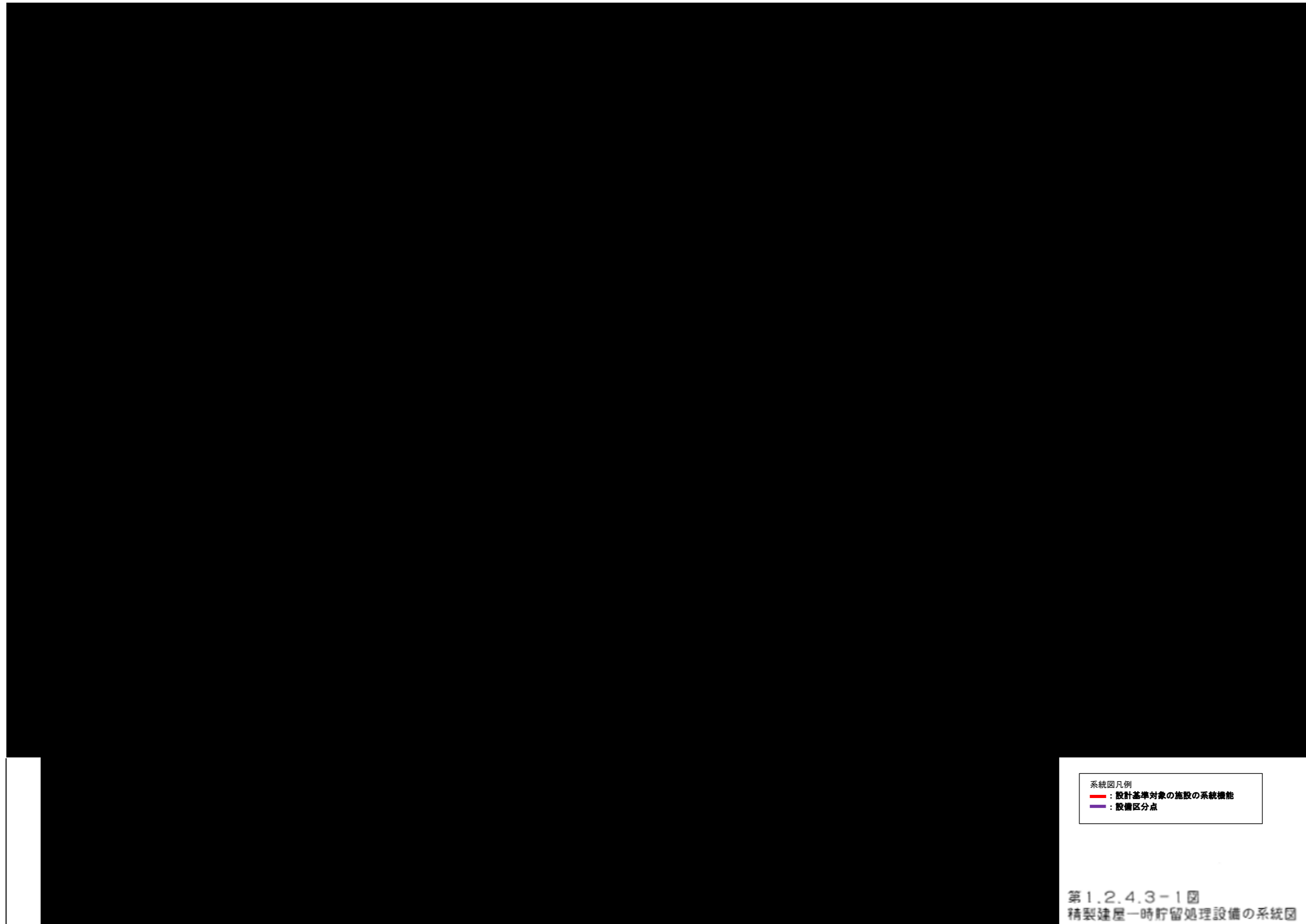
なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

- 第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽⇒廃ガスの発生機器の溢流時に他の機器へ移送する配管と精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の配管との接続部※^{1、2}⇒ [精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）※²]

※1 精製建屋一時貯留処理設備における【放射性物質を保持する系統の負圧維持】機能を確保するために必要な経路の概要図を第3-3図に示す。

※2 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）：精製建屋一時貯留処理設備と精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の設備区分点は、廃ガスの発生機器の溢流時に他の機器へ移送する配管と精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の配管との接続部とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙1-2-4-1-2-5 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）」で示す。



系統図凡例
 ■：設計基準対象の施設の系統機能
 ■：設備区分点

第1.2.4.3-1図
 精製建屋一時貯留処理設備の系統図

第3-7図 精製建屋一時貯留処理設備 系統図 (放射性物質を保持する系統の負圧維持、設計基準事故時における閉じ込め機能及び放射性気体廃棄物の処理及び排気)

(b) 第11条・第35条：火災等による損傷の防止

i. 【Pu溶液又はHAW溶液を保有する貯槽の水素掃気】

精製建屋一時貯留処理設備の【Pu溶液又はHAW溶液を保有する貯槽の水素掃気】に係る主流路（第3－8図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（水素掃気系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

- [空気圧縮機^{※1}] ⇒ [空気貯槽（水素掃気用）^{※1}] ⇒ [弁（掃気対象貯槽から見て第1弁^{※1}）] ⇒ 掃気対象貯槽（第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽、第4一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽）

※1 安全圧縮空気系：安全圧縮空気系と精製建屋一時貯留処理設備の設備区分点は掃気対象貯槽から見て第1弁とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙1-2-5-2-1 安全圧縮空気系」で示す。



第1.2.4.3-1図
精製建屋一時貯留処理設備の系統図

第3-8図 精製建屋一時貯留処理設備 系統図 (Pu溶液又はHAW溶液を保有する貯槽の水素掃気)

b. 重大事故等対処設備に係る機能、性能

(a) 第38条：臨界事故の拡大を防止するための設備

i. 【可溶性中性子吸収材の自動供給（SA）】

精製建屋一時貯留処理設備の臨界事故を仮定する機器への【可溶性中性子吸収材の自動供給（SA）】に係る主流路（第3-9図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

<第5一時貯留処理槽への可溶性中性子吸収材自動供給>

- [重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第5一時貯留処理槽用）] ⇒ [重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁] ⇒ 第5一時貯留処理槽※
※二重下線部は設計基準対象の施設と兼用する主要機器等を示す。

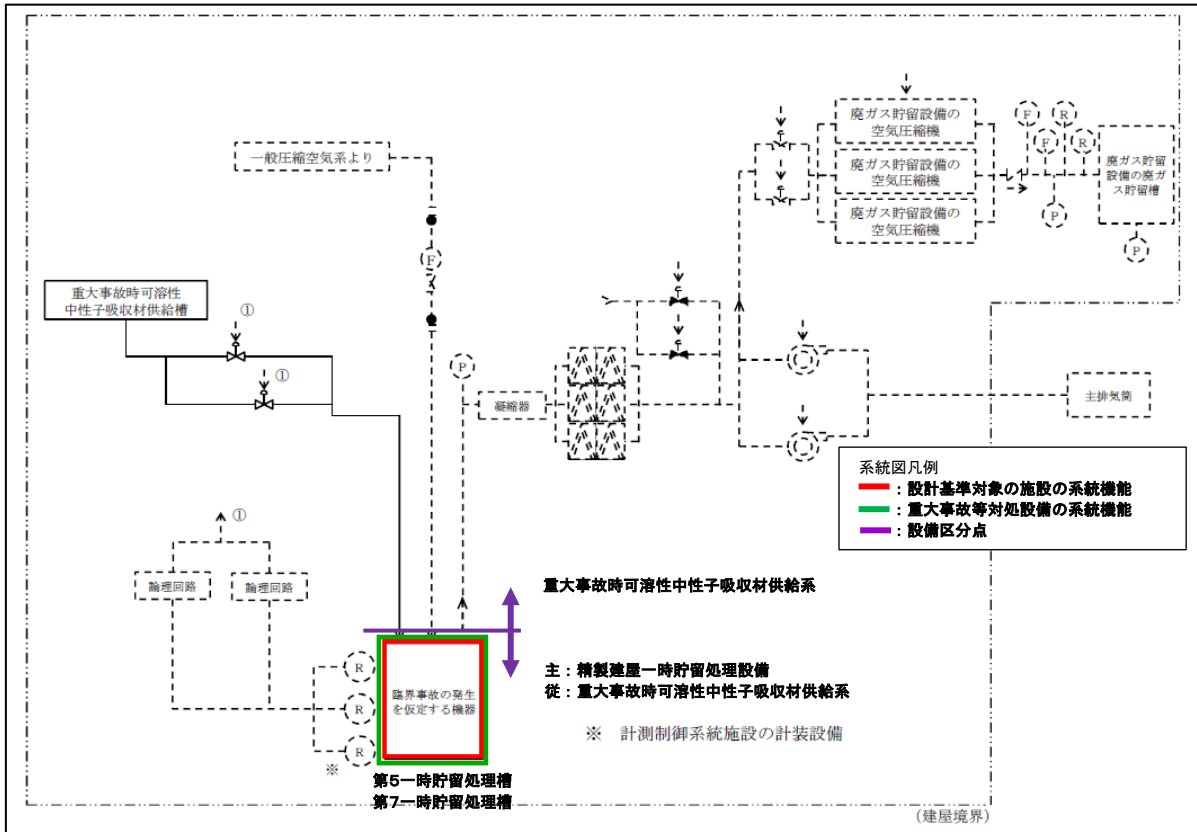
<第7一時貯留処理槽への可溶性中性子吸収材自動供給>

- [重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第7一時貯留処理槽用）] ⇒ [重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁] ⇒ 第7一時貯留処理槽※
※二重下線部は設計基準対象の施設と兼用する主要機器等を示す。

【可溶性中性子吸収材の自動供給（SA）】に係る精製建屋一時貯留処理設備の主配管は、臨界事故の発生を仮定する機器と臨界事故の発生を仮定する機器へ可溶性中性子吸収材を自動供給する配管の取合いを、臨界事故の発生を仮定する機器の管台としているため、精製建屋一時貯留処理設備には【可溶性中性子吸収材の自動供給（SA）】に係る主配管は無い。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙1-2-2-2-4 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」で示す。

なお、重大事故時可溶性中性子吸収材供給系内における精製建屋一時貯留処理設備との取合いは、可溶性中性子吸収材の移送先である第5一時貯留処理槽及び第7一時貯留処理槽の管台（溶接線）とする。

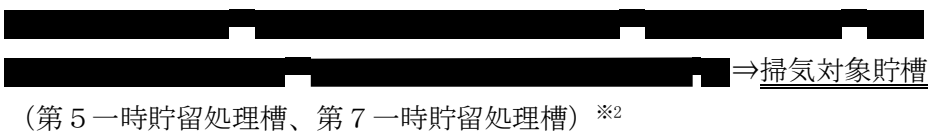


第3-9図 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 系統概要図
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第4.5-8図抜粋)

時貯留処理設備との取合いは、掃気用空気の移送先である掃気対象貯槽（第5一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽）の管台（溶接線）とする。（第3-11図参照）

精製建屋一時貯留処理設備の臨界事故の発生を仮定する機器と臨界事故時水素掃気系の設備区分点は、臨界事故の発生を仮定する機器の管台としており、機器のみが本設備の対象のため【臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気】に係る精製建屋一時貯留処理設備の主配管は無い。

<一般圧縮空気系の計装用空気ラインによる空気供給>

-  ⇒掃気対象貯槽
（第5一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽）※2

※1 臨界事故時水素掃気系

※2 二重下線部は設計基準対象の施設と兼用する主要機器等を示す。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は「別紙1-2-5-2-3 臨界事故時水素掃気系」で示す。

なお、臨界事故時水素掃気系内における水素掃気経路の配管と精製建屋一時貯留処理設備との取合いは、掃気用空気の移送先である掃気対象貯槽（第5一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽）の管台（溶接線）とする。（第3-11図参照）

精製建屋一時貯留処理設備の臨界事故の発生を仮定する機器と臨界事故時水素掃気系の設備区分点は、臨界事故の発生を仮定する機器の管台としており、機器のみが本設備の対象のため【臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気】に係る精製建屋一時貯留処理設備の主配管は無い。

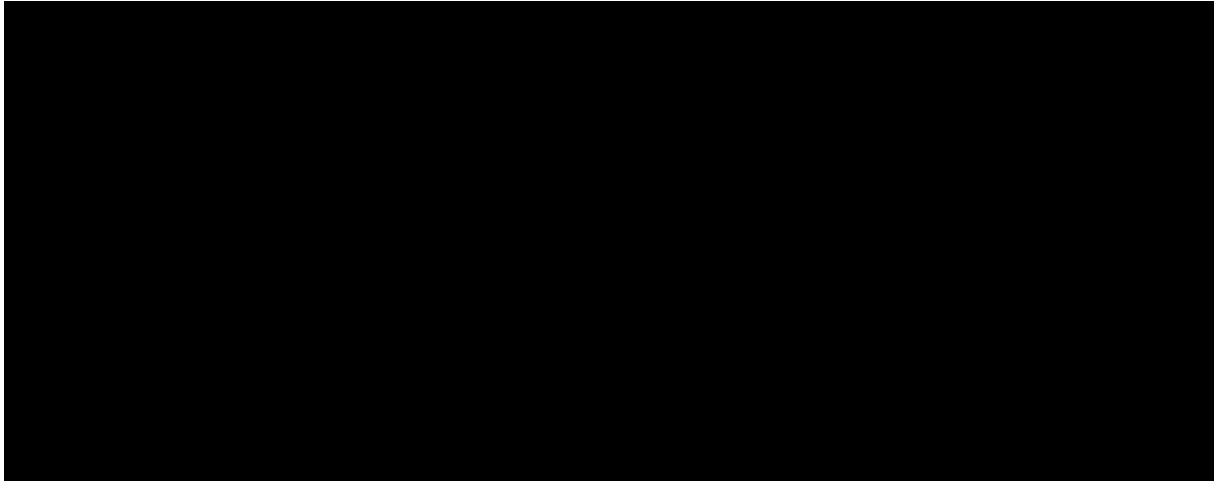
<第7一時貯留処理槽への安全圧縮空気系からの空気供給（設計基準と兼用）>

- 第11条、第35条に示す水素掃気機能に同じ。

主流路は、「別紙1-2-5-2-1 安全圧縮空気系」及び「別紙1-2-5-2-3 臨界事故時水素掃気系」で示す。

なお、臨界事故時水素掃気系内における水素掃気経路の配管と精製建屋一時貯留処理設備との取合いは、水素掃気用ラインの弁（掃気対象貯槽から見て第1弁）とする。（第3-12図参照）

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙1-2-5-2-1 安全圧縮空気系」及び「別紙1-2-5-2-3 臨界事故時水素掃気系」示す。



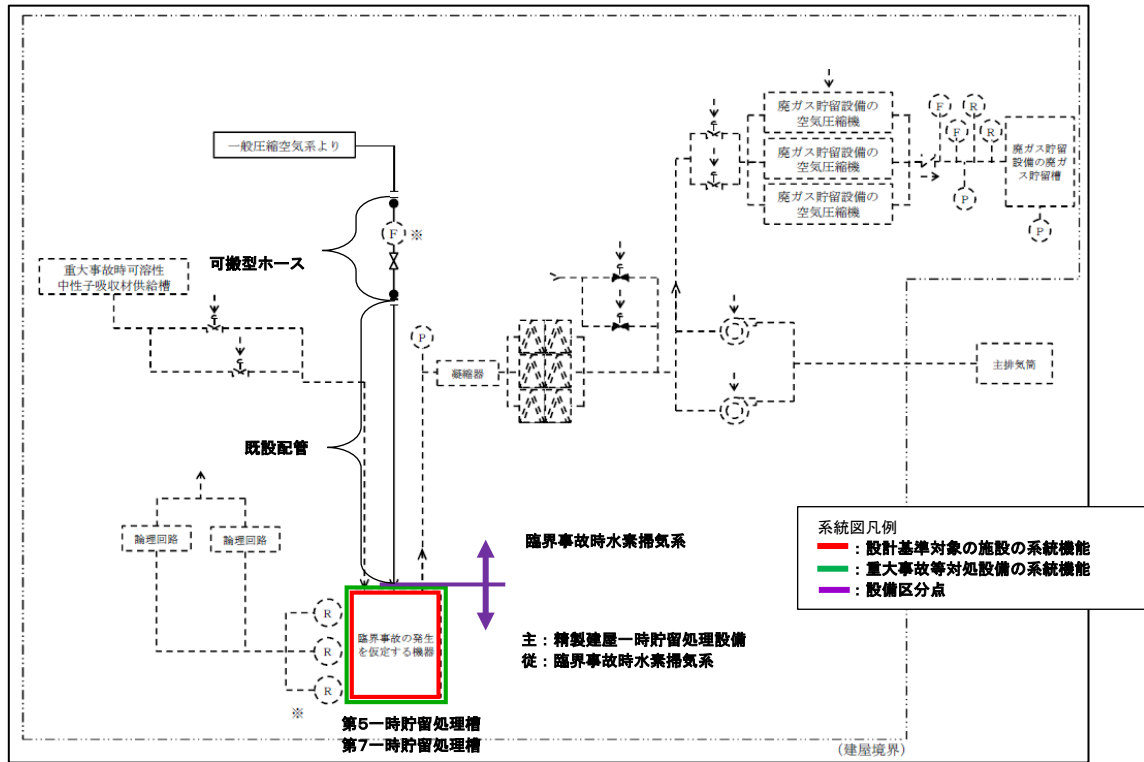
第3-10図 臨界事故時水素掃気系の関係図

第3-1表 臨界事故時水素掃気系の関係図
(臨界事故時水素掃気対策の対応表)

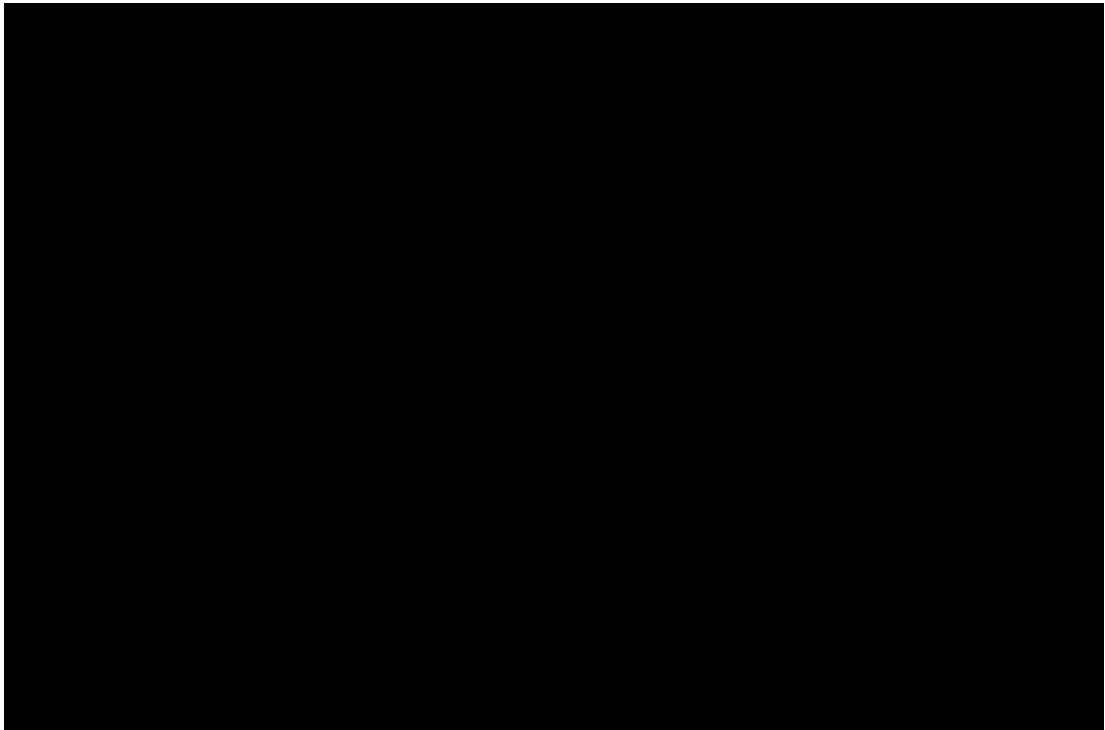
| 臨界事故の発生を 仮定する機器 (掃気対象機器) | 平常運転時に供給されている 安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系の空気 | | | 可搬型ホースでの追加空気供給による水素掃気 | | |
|--------------------------------|---|---|-------------------------------------|----------------------------|---|--|
| | 計測制御設備 の導圧配管 (安全圧縮空 気系)からの 水素掃気 | 計測制御設備 の導圧配管 (一般圧縮空 気系)からの 水素掃気 | 安全圧縮空気 系からの水素 掃気 (第11/35条) | 既設配管の接 続口へ接続し ての水素掃気 | 計測制御設備 の導圧配管の 接続口へ接続 しての水素掃 気 | 安全圧縮空気 系の水素掃気 配管の接続口 へ接続しての 水素掃気 |
| 第5 一時貯留処理槽 | — (設置無し) | ○ | — (設置無し) | ○ | ○* | — (設置無し) |
| 第7 一時貯留処理槽 | — (設置無し) | ○ | ○ | ○ | ○* | — (設置無し) |

○：圧縮空気供給対象

*可搬型ホースでの供給を行う際には設計基準対象の施設で使用しているラインからの水素掃気を一時的に停止して使用する。



第3-11図 臨界事故時水素掃気系の系統概要図
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第9.3-15図(2)抜粋)



第3-12図 臨界事故時水素掃気系 系統概要図
 (第7一時貯留処理槽 平常運転時に供給されている空気)
 (安全圧縮空気系からの水素掃気 (第11/35条))

iii. 【廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留】

【廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留】に係る主流路の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（廃ガス貯留系：臨界）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

<臨界事故の発生を仮定する機器から主排気筒への排気>

- 臨界事故の発生を仮定する機器^{*1,2}⇒ [精製建屋塔槽類廃ガス処理設備^{*3}]
⇒ [高性能粒子フィルタ^{*3}] ⇒ [主排気筒^{*3}]（第3-13図参照）

<臨界事故の発生を仮定する機器で発生した放射性物質を含む気体の貯留>

- 臨界事故の発生を仮定する機器^{*1,2}⇒ [精製建屋塔槽類廃ガス処理設備^{*3}]
⇒ [空気圧縮機^{*3}] ⇒ [廃ガス貯留槽^{*3}]（第3-13図参照）

※1 二重下線部は設計基準対象の施設と兼用する主要機器等を示す。

※2 臨界事故の発生を仮定する機器：第5一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽

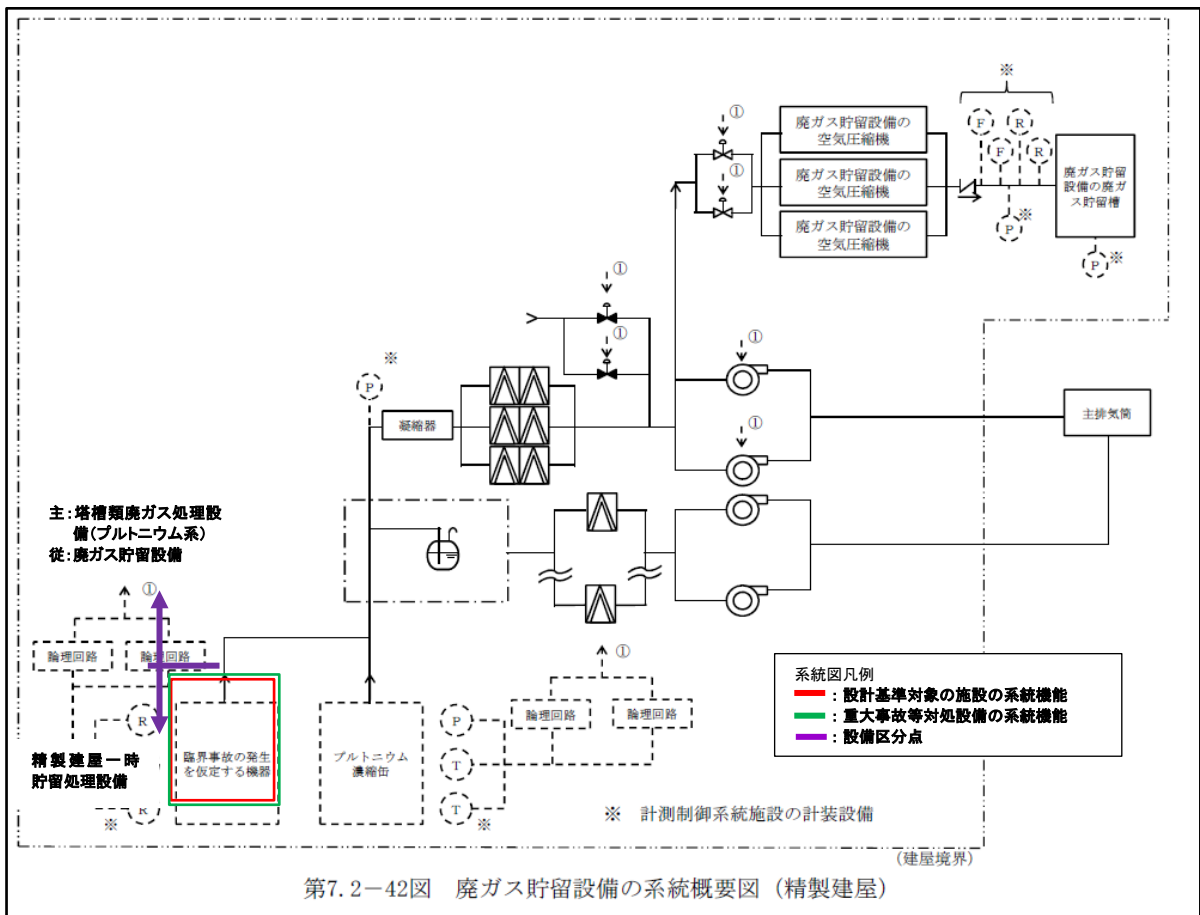
※3 廃ガス貯留設備

精製建屋一時貯留処理設備の臨界事故の発生を仮定する機器と廃ガス貯留設備の設備区分点は、臨界事故の発生を仮定する機器の管台としており、機器のみが本設備の対象のため【廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留】に係る精製建屋一時貯留処理設備の主配管は無い。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙 1-2-4-1-6 廃ガス貯留設備

別紙 1-3 主排気筒



第3-13図 廃ガス貯留設備の系統概要図（精製建屋）
 （事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-42図抜粋）

(b) 第39条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

i. 【内部ループへの通水による冷却】

精製建屋一時貯留処理設備の【内部ループへの通水による冷却】に係る主流路の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（内部ループ通水系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

- [第1貯水槽^{※1}] ⇒ [可搬型中型移送ポンプ^{※2}] ⇒ [内部ループ通水接続口（給水口）^{※2}] ⇒ 安全冷却水系供給ヘッダー^{※3}⇒蒸発乾固の発生を仮定する機器の冷却コイル^{※3,4}⇒安全冷却水戻りヘッダー^{※3} ⇒ [内部ループ通水接続口（排水口）^{※2}] ⇒ [可搬型排水受槽^{※2}] ⇒ [可搬型中型移送ポンプ^{※2}] ⇒ [第1貯水槽^{※1}]（第3—14図参照）

※1 水供給設備

※2 代替安全冷却水系

※3 二重下線部は設計基準対象の施設と兼用する主要機器等を示す。

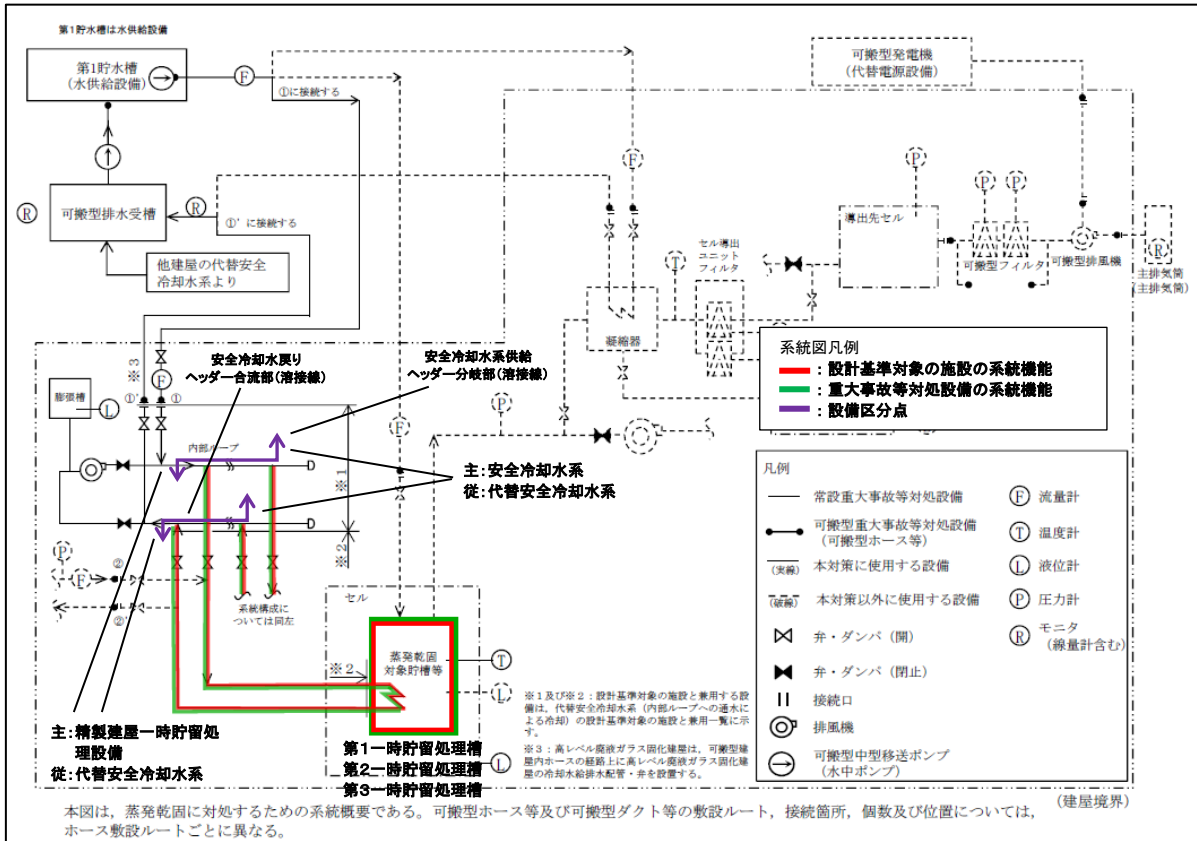
※4 蒸発乾固の発生を仮定する機器：第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙1-2-5-3 水供給設備

別紙1-2-5-4-2 代替安全冷却水系

なお、代替安全冷却水系内における冷却コイルへ冷却水を供給する内部ループの配管と精製建屋一時貯留処理設備との取合いは、各貯槽への安全冷却水系供給ヘッダー分岐部（溶接線）及び安全冷却水戻りヘッダー合流部（溶接線）とする。



第3-14図 代替安全冷却水系の系統概要図 (内部ループ通水)
(事業変更許可申請書 添付書類六 第9.5-7図抜粋)

ii. 【貯槽等への注水】

精製建屋一時貯留処理設備の【貯槽等への注水】に係る主流路の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（貯槽等への注水）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

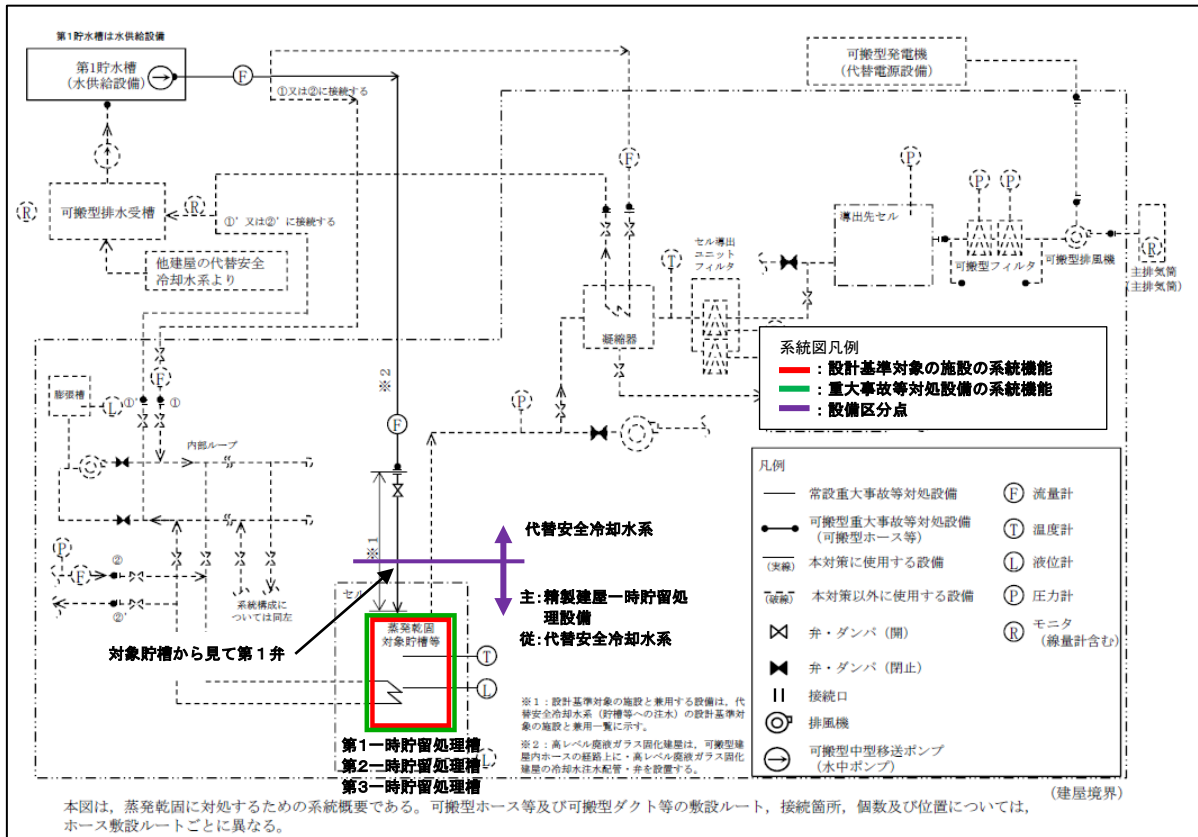
- [第1貯水槽^{※1}] ⇒ [可搬型中型移送ポンプ^{※2}] ⇒ [機器注水接続口^{※2}] ⇒ [弁（対象貯槽から見て第1弁）^{※2}] ⇒ 蒸発乾固の発生を仮定する機器^{※3,4}（第3-15図及び第3-16図参照）
 - ※1 水供給設備
 - ※2 代替安全冷却水系
 - ※3 二重下線部は設計基準対象の施設と兼用する主要機器等を示す。
 - ※4 蒸発乾固の発生を仮定する機器：第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

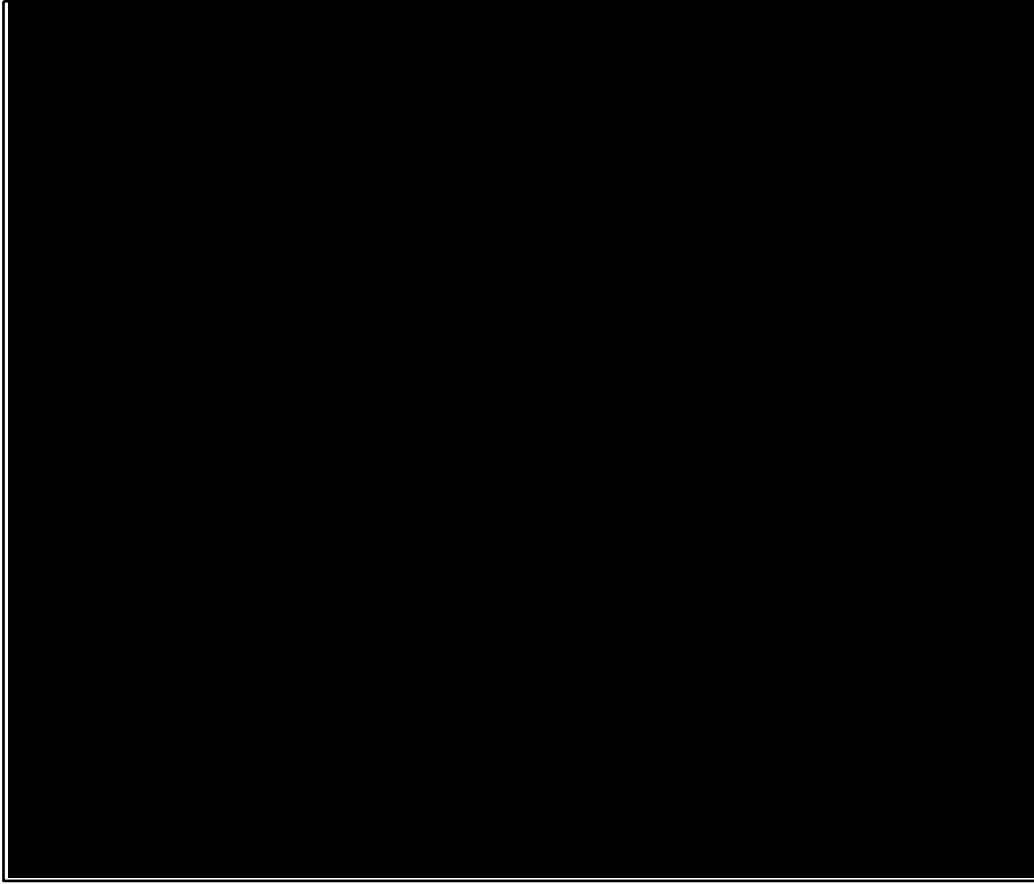
別紙1-2-5-3 水供給設備

別紙1-2-5-4-2 代替安全冷却水系

なお、代替安全冷却水系内における蒸発乾固の発生を仮定する機器へ注水する配管と精製建屋一時貯留処理設備との取合いは、注水配管の経路上の弁（注水対象貯槽から見て第1弁）とする。



第3-15図 代替安全冷却水系 系統概要図
(事業変更許可申請書 添付書類六 第9.5-10図抜粋)



第3-16図 代替安全冷却水系の系統概要図

iii. 【冷却コイル等への通水による冷却】

精製建屋一時貯留処理設備の【冷却コイル等への通水による冷却】に係る主流路の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（冷却コイル等通水系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

- [第1貯水槽^{※1}] ⇒ [可搬型中型移送ポンプ^{※2}] ⇒ [冷却コイル等通水接続口(給水口)^{※2}] ⇒ 代替安全冷却水系供給配管接続部^{※3} ⇒ 蒸発乾固の発生を仮定する機器の冷却コイル^{※3,4} ⇒ 代替安全冷却水戻り配管接続部^{※3} ⇒ [冷却コイル等通水接続口(排水口)^{※2}] ⇒ [可搬型排水受槽^{※2}] ⇒ [可搬型中型移送ポンプ^{※2}] ⇒ [第1貯水槽^{※1}]（第3-17図参照）

※1 水供給設備

※2 代替安全冷却水系

※3 二重下線部は設計基準対象の施設と兼用する主要機器等を示す。

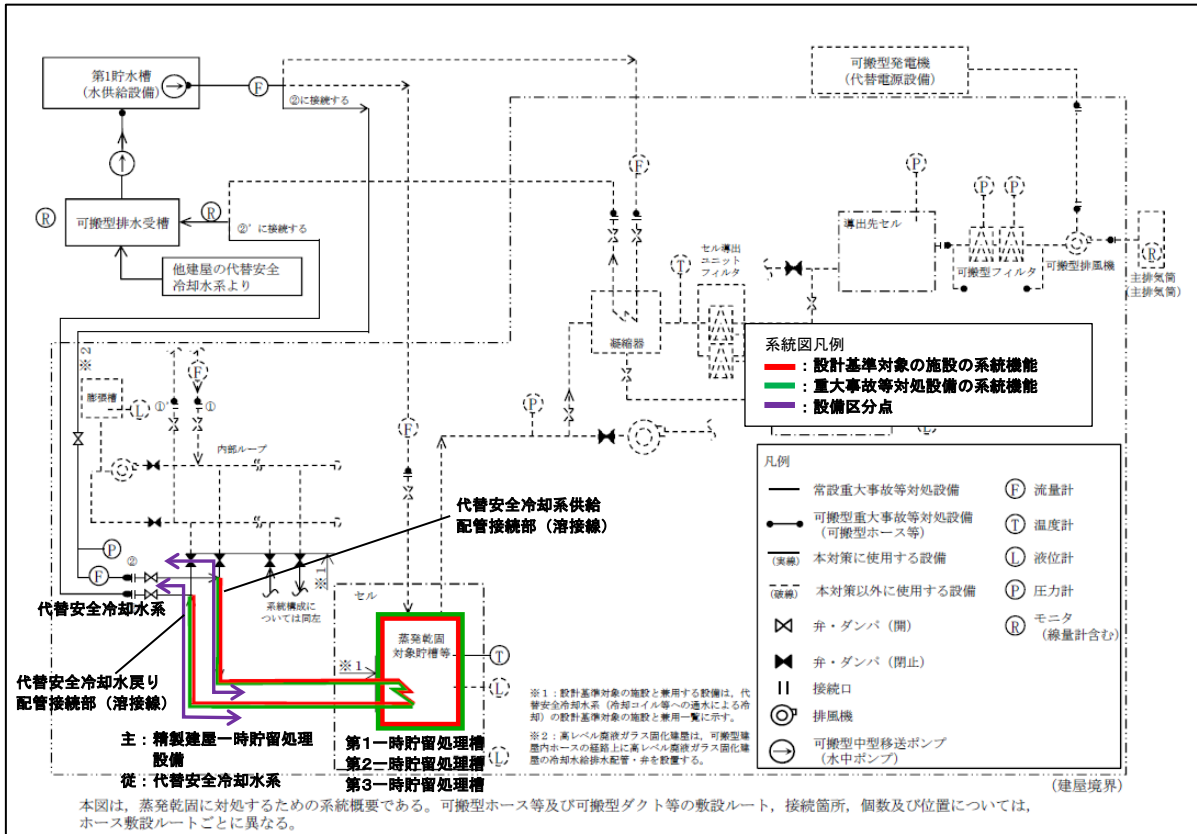
※4 蒸発乾固の発生を仮定する機器：第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙1-2-5-3 水供給設備

別紙1-2-5-4-2 代替安全冷却水系

なお、代替安全冷却水系内における冷却コイルへ通水する経路の配管と精製建屋一時貯留処理設備のとの取合いは、代替安全冷却水系供給配管接続部（溶接線）及び代替安全冷却水戻り配管接続部（溶接線）とする。



第3-17図 代替安全冷却水 系統概要図 (冷却コイル等への通水による冷却)
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第9.5-13図抜粋)

iv. 【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】

精製建屋一時貯留処理設備の【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】に係る主流路の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（蒸発乾固対策用セル導出系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

<蒸発乾固の発生を仮定する機器から代替換気設備（セル導出設備）への廃ガスライン>

- 蒸発乾固の発生を仮定する機器^{*1,2}⇒ [精製建屋塔槽類廃ガス処理設備^{*3}]
⇒ [凝縮器^{*3}] ⇒ [セル導出ユニットフィルタ^{*3}] ⇒ [導出先セル^{*3}]（第3-18図参照）
 - ※1 二重下線部は設計基準対象の施設と兼用する主要機器等を示す。
 - ※2 蒸発乾固の発生を仮定する機器：第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽
 - ※3 代替換気設備

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙1-2-4-1-5 代替換気設備」に示す。

なお、代替換気設備内における放射性物質をセルに導出する経路の配管と精製建屋一時貯留処理設備との取合いは、蒸発乾固の発生を仮定する機器の溢流時に他の機器へ溶液を移送する配管と塔槽類廃ガス処理設備の配管との接続部とする。

<凝縮液回収系からの凝縮液回収ライン>

- [凝縮器^{※2}] ⇒漏えい液受皿^{※1,3} (第3-18図参照)

※1 二重下線部は設計基準対象の施設と兼用する主要機器等を示す。

※2 代替換気設備

※3 精製建屋一時貯留処理設備の

【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】に係る精製建屋一時貯留処理設備の主配管は、凝縮液回収系として使用する

としているため、精製建屋一時貯留処理設備には【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）】に係る主配管は無い。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙 1-2-4-1-5 代替換気設備」に示す。

なお、代替換気設備内における凝縮水を移送する配管（代替換気設備）と精製建屋一時貯留処理設備との取合いは、放射性配管分岐第1セルとする。

(b) 第40条：放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備

i. 【水素爆発を未然に防止するための空気の供給】

精製建屋一時貯留処理設備の【水素爆発を未然に防止するための空気の供給】に係る主流路の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（未然防止掃気系）」とする。
なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

<可搬型空気圧縮機からの圧縮空気供給（第1接続口）>

- [可搬型空気圧縮機^{※1}] ⇒ [代替安全圧縮空気系の接続口^{※1}] ⇒ [代替安全圧縮空気系供給配管接続部^{※1}] ⇒ [弁（掃気対象貯槽から見て第1弁^{※1}）] ⇒ 水素爆発の発生を仮定する機器^{※1}（第3-19図参照）

<可搬型空気圧縮機からの圧縮空気供給（第2接続口）>

- [可搬型空気圧縮機^{※1}] ⇒ [代替安全圧縮空気系の接続口^{※1}] ⇒ 水素爆発の発生を仮定する機器^{※3,4}（第3-19図参照）

【水素爆発を未然に防止するための空気供給】に係る精製建屋一時貯留処理設備の主配管は、水素爆発の発生を仮定する機器と水素爆発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給する配管の取合いを、水素爆発の発生を仮定する機器の管台としているため、精製建屋一時貯留処理設備には【水素爆発を未然に防止するための空気供給】に係る主配管は無い。

<圧縮空気自動供給貯槽からの圧縮空気自動供給>

- [圧縮空気自動供給貯槽^{※1}] ⇒ [代替安全圧縮空気系供給配管接続部^{※1}] ⇒ [弁（掃気対象貯槽から見て第1弁^{※1}）] ⇒ 水素爆発の発生を仮定する機器^{※3,4}（第3-19図参照）

<機器圧縮空気自動供給ユニットからの圧縮空気自動供給>

- [機器圧縮空気自動供給ユニット^{※1}] ⇒ [代替安全圧縮空気系供給配管接続部^{※1}] ⇒ [弁（掃気対象貯槽から見て第1弁^{※1}）] ⇒ 水素爆発の発生を仮定する機器^{※3,4}（第3-19図参照）

※1 代替安全圧縮空気系

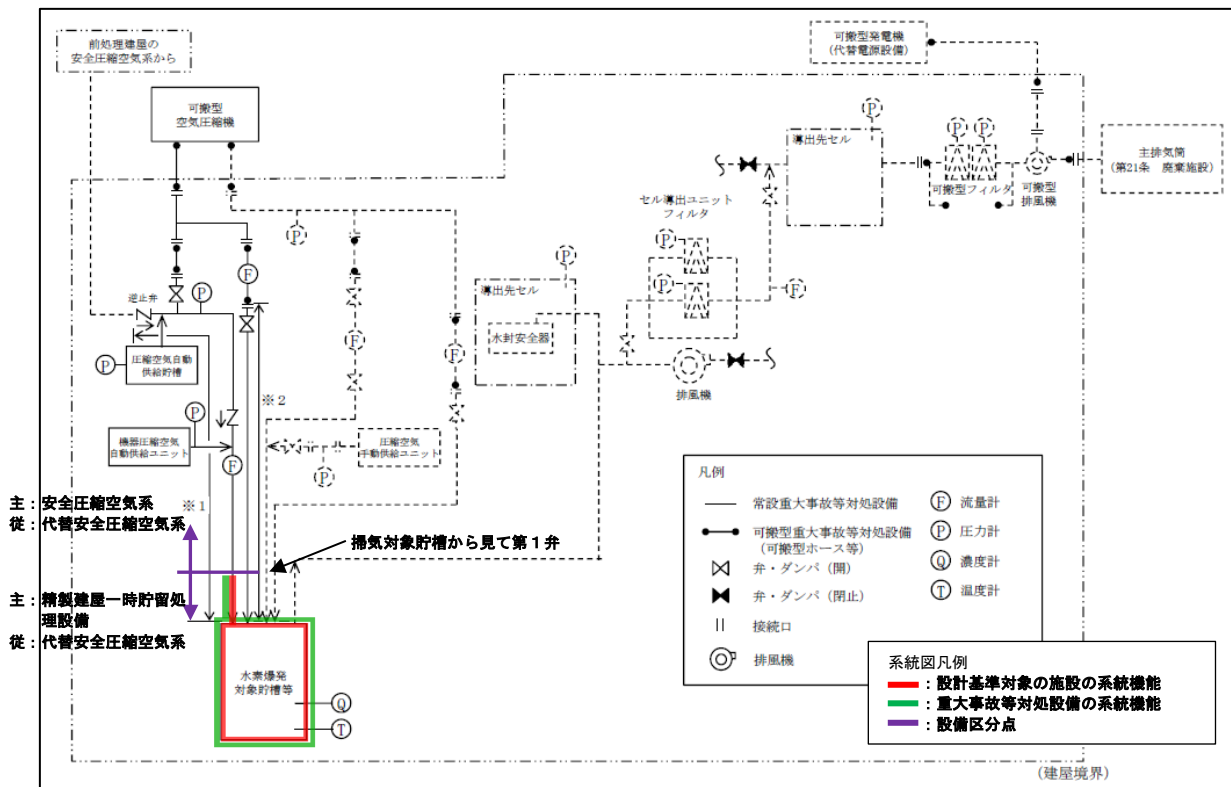
※2 二重下線部は設計基準対象の施設と兼用する主要機器等を示す。

※3 水素爆発の発生を仮定する機器：第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処

理槽、第7一時貯留処理槽

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙1-2-5-2-2 代替安全圧縮空気系」に示す。

なお、代替安全圧縮空気系内における機器へ圧縮空気を供給する配管と精製建屋一時貯留処理設備との取合いは、弁（掃気対象貯槽から見て第1弁）及び水素爆発の発生を仮定する機器（第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽）の管台（溶接線）とする。



第3-19図 代替安全圧縮空気系（未然防止）の系統概要図
 （事業変更許可申請書 添付書類六 第9.3-5図抜粋）

ii. 【水素爆発の再発を防止するための空気の供給】

精製建屋一時貯留処理設備の【水素爆発の再発を防止するための空気の供給】に係る主流路の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（再発防止掃気系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

<可搬型空気圧縮機からの圧縮空気供給>

- [可搬型空気圧縮機^{※1}] ⇒ [代替安全圧縮空気系の接続口^{※1}] ⇒ 水素爆発の発生を仮定する機器^{※3,4}（第3-20図参照）

<圧縮空気手動供給ユニット圧縮空気手動供給>

- [圧縮空気手動供給ユニット^{※1}] ⇒ [代替安全圧縮空気系の接続口^{※1}] ⇒ 水素爆発の発生を仮定する機器^{※3,4}（第3-20図参照）

※1 代替安全圧縮空気系

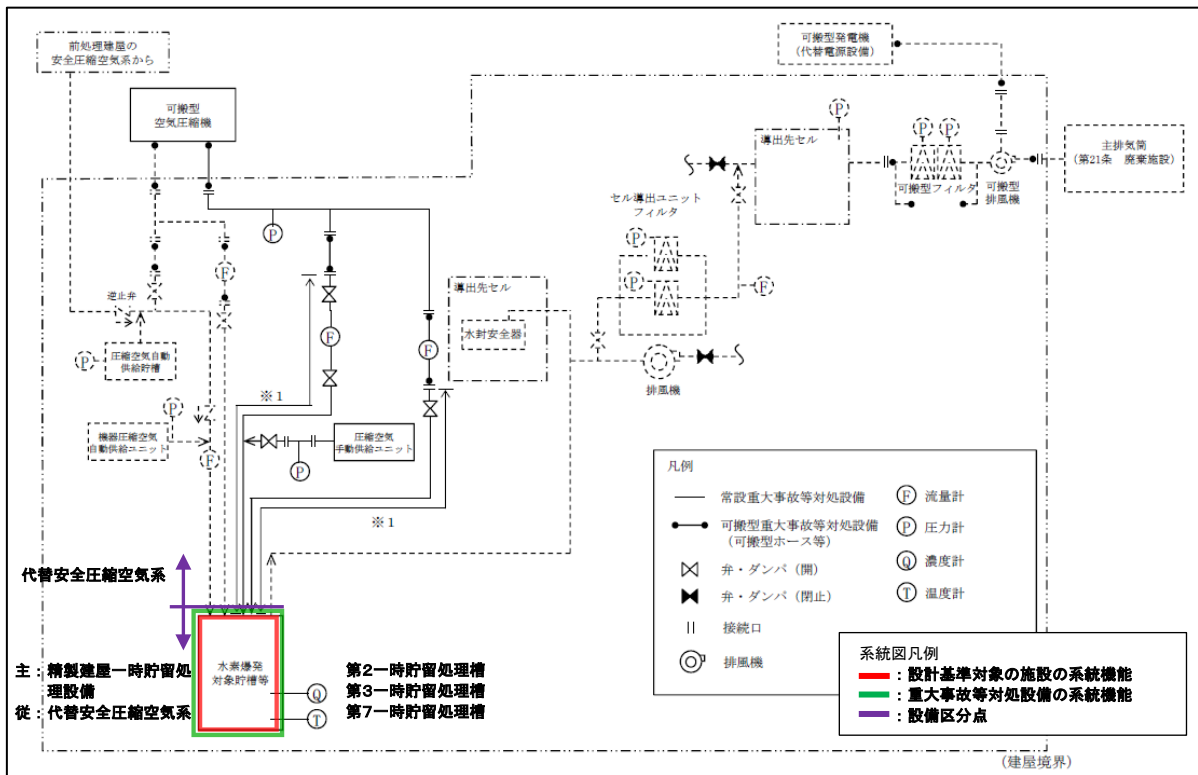
※2 二重下線部は設計基準対象の施設と兼用する主要機器等を示す。

※3 水素爆発の発生を仮定する機器：第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽

【水素爆発の再発を防止するための空気供給】に係る精製建屋一時貯留処理設備の主配管は、水素爆発の発生を仮定する機器と水素爆発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給する配管の取合いを、水素爆発の発生を仮定する機器の管台としているため、精製建屋一時貯留処理設備には【水素爆発の再発を防止するための空気供給】に係る主配管は無い。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙1-2-5-2-2 代替安全圧縮空気系」に示す。

なお、代替安全圧縮空気系内における機器へ圧縮空気を供給する配管と精製建屋一時貯留処理設備との取合いは、水素爆発の発生を仮定する機器（第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽）の管台（溶接線）とする。



第3-20図 代替安全圧縮空気系（再発防止）の系統概要図
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第9.3-10図抜粋)

iii. 【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：水素爆発）】

精製建屋一時貯留処理設備の【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：水素爆発）】に係る主流路の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（水素対策用セル導出系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

<水素爆発の発生を仮定する機器から代替換気設備（セル導出設備）への廃ガスライン>

- 水素爆発の発生を仮定する機器^{*1,2}⇒ [精製建屋塔槽類廃ガス処理設備^{*3}]
⇒ [凝縮器^{*3}] ⇒ [セル導出ユニットフィルタ^{*3}] ⇒ [導出先セル^{*3}]（第3-21図参照）
 - ※1 二重下線部は設計基準対象の施設と兼用する主要機器等を示す。
 - ※2 水素爆発の発生を仮定する機器：第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽
 - ※3 代替換気設備

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙 1-2-4-1-5 代替換気設備」に示す。

なお、代替換気設備内における放射性物質をセルに導出する経路の配管と精製建屋一時貯留処理設備との取合いは、水素爆発の発生を仮定する機器のうち、第7一時貯留処理槽については、機器管台としている。

水素爆発の発生を仮定する機器のうち、第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽については、機器の溢流時に他の機器へ溶液を移送する配管と塔槽類廃ガス処理設備の配管との接続部とする。



<水素爆発の発生を仮定する機器から代替換気設備（セル導出設備）への廃ガスライン（水封安全器）>

- 水素爆発の発生を仮定する機器^{※1,2}⇒ [精製建屋塔槽類廃ガス処理設備^{※3}]
⇒ [水封安全器^{※3}] ⇒ [導出先セル^{※3,4}]（第3-21 図参照）

※1 二重下線部は設計基準対象の施設と兼用する主要機器等を示す。

※2 水素爆発の発生を仮定する機器：第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽

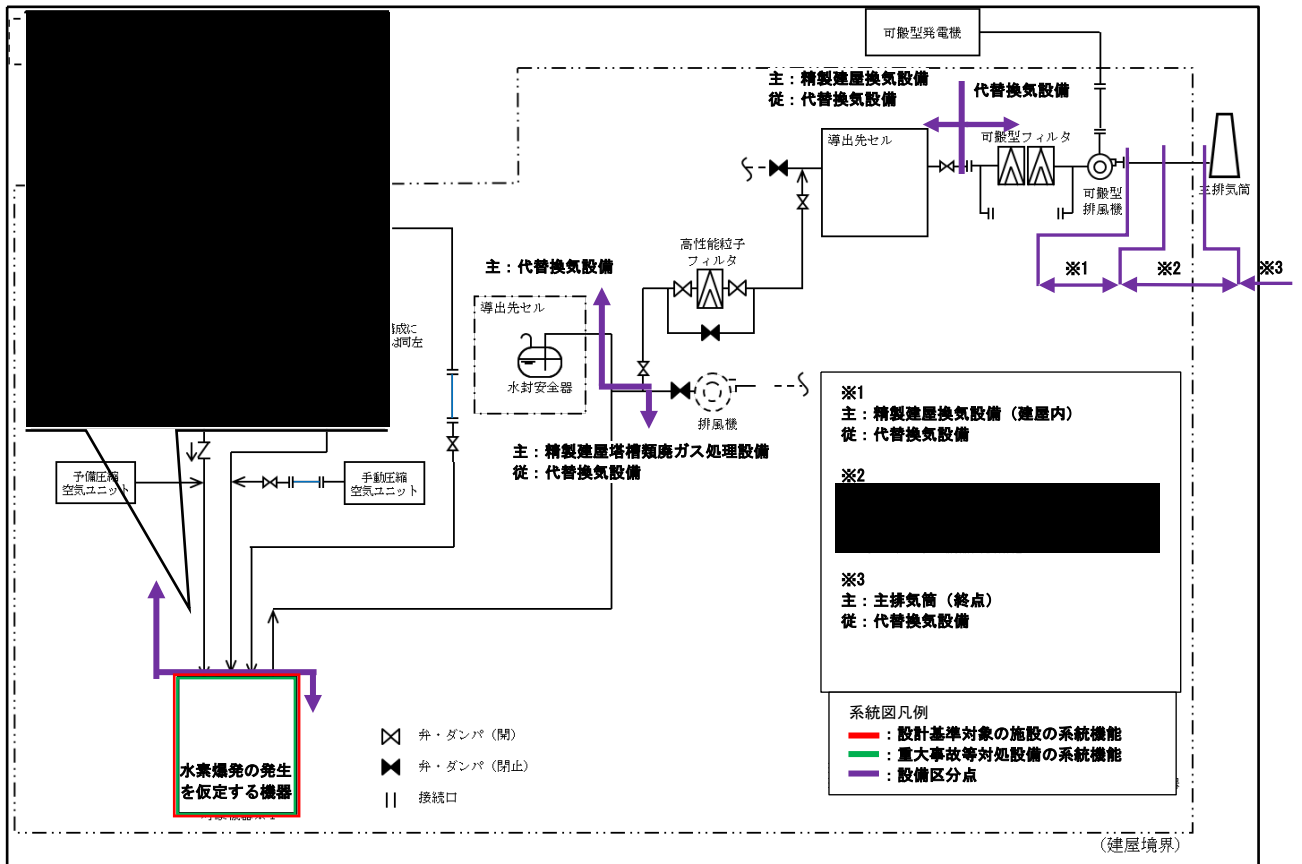
※3 代替換気設備

※4 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）：塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の 
を設置しているセルを示す。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙 1-2-4-1-5 代替換気設備」に示す。

なお、代替換気設備内における放射性物質をセルに導出する経路の配管と精製建屋一時貯留処理設備との取合いは、水素爆発の発生を仮定する機器のうち、第7一時貯留処理槽については、機器管台としている。

水素爆発の発生を仮定する機器のうち、第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽については、機器の溢流時に他の機器へ溶液を移送する配管と塔槽類廃ガス処理設備の配管との接続部とする。



第 3 - 21 図 代替換気設備 系統概要図

(4) 留意事項

共通09本文に基づき、テストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等については、主流路の対象としない。再処理施設の各設備に共通する、主流路として設定しない対象の基本的な考え方について、発電炉工認ガイドに示すものを参考として「別紙1-2-6 設計図書の記載に係る留意事項」に示す。

2. (3) にて整理した各条文の系統機能を担保している精製建屋一時貯留処理設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要を第4-1図及び第4-1表に示す。

なお、主流路上に設置される弁、フィルタ等については、当該設備に要求される系統として機能、性能を達成するために仕様等で適合性を示す弁、フィルタ等は主要機器として抽出するが、それ以外の流路を形成する弁、フィルタ等である場合は主要機器として抽出しない。

上記以外の精製建屋一時貯留処理設備の特徴を踏まえた主流路を設定する上での留意事項について、以下に示す。

a. 主流路を設定しない範囲

精製建屋一時貯留処理設備において主流路と設定しない範囲及び理由を以下に示す。

- 溶媒回収設備の溶媒再生系、プルトニウム精製設備等からの溶液移送ラインは、少量のウラン及びプルトニウムを含む溶液を取り扱う回収ラインであり、漏えい時の影響が小さいため、当該設備を主流路と設定しない。(第4-1図参照)
- ウラン精製設備のウラナス製造設備からの溶液ラインは、設備内で製造したウラナスの一時貯留ラインであり、漏えい時の影響が小さいため、当該設備を主流路と設定しない。(第4-1図参照)
- 酸回収設備等への低レベル廃液またはアルカリ廃液の移送ラインは、設備内で処理した低レベル廃液等を再利用又は廃液処理するための回収ラインであり、漏えい時の影響が小さいため、当該設備を主流路と設定しない。(第4-1図参照)
- 溶媒回収設備の溶媒再生系への有機溶媒移送ラインは、設備内で処理した有機溶媒等を再利用するための回収ラインであり、漏えい時の影響が小さいため、

当該設備を主流路と設定しない。
(第4-1図参照)



内の（アルファベット記号、個別）は主流路とない理由分類を示す。
 ルファベット記号に紐づく理由分類は第4表及び別紙1-2-6「設計図書の記載事項に係る意事項」の13.「再処理施設の各設備に共通す主配管にしない対象の考え方」で示す。
 お、「個別」の詳細については、本別紙 本文2.4) 留意事項にて示す。

第1.2.4.3-1図
 精製建屋一時貯留処理設備の系統図

第4-1図 精製建屋一時貯留処理設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図

第4-1表 再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方
(別紙1-2-6 抜粋)

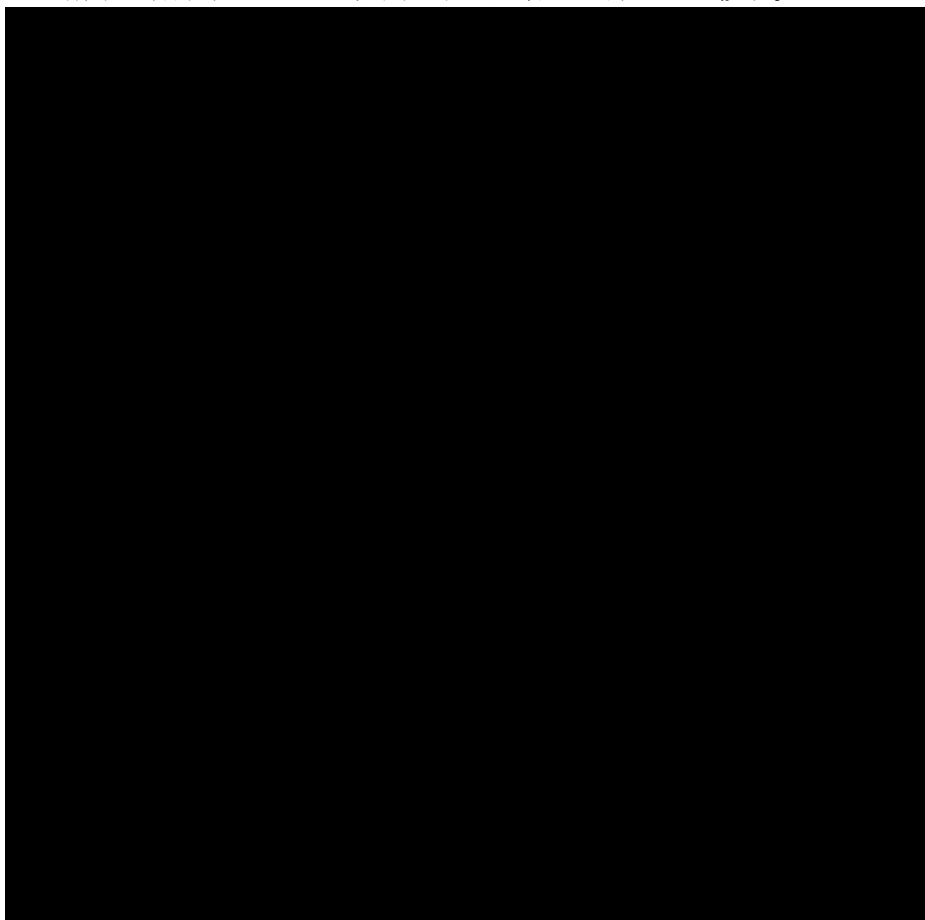
| 分類 | 主流路としない理由の類型 | 主流路としない対象 | 具体的理由 |
|----|---|---|---|
| A | ドレン・ベントライン | <ul style="list-style-type: none"> ・通常液移送時又は保守時における系統内への液張り後における系統内の空気を抜くベントライン ・容器、ポンプ、弁等の機器の保守時における系統内の溶液等を抜くためのドレンライン ・開放容器等の機器ベントライン ・系統に液張り（容器内への液張り、容器等シール部への液張り）を行う液張りライン ・機器等の保護の観点で設置するベントライン | 配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するラインであるため主流路としない。 |
| B | バイパスライン | <ul style="list-style-type: none"> ・計器（流量計）の保守時に使用するバイパスライン ・容器、スチームトラップ、弁、フィルタ等の保守時に使用するバイパスライン | |
| C | テストライン | <ul style="list-style-type: none"> ・保守時において試験を行う際に試験機器等を接続する試験ノズル ・保守時における系統試験を行うためのテストライン | |
| D | 除染・洗浄ライン | <ul style="list-style-type: none"> ・保守時・停止時における機器等の除染・洗浄を行う除染・洗浄ライン | |
| E | ミニマムフローライン | <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ安定運転のためのミニマムフロー（迷がし）ライン | 機器故障を防止するために使用するラインであるため、主流路としない。 |
| F | オーバーフローライン | <ul style="list-style-type: none"> ・万が一、容器等で溢れた流体を系統又は建屋内に保持するためのオーバーフローライン | 機器故障等で万が一使用する非定常ラインであるため、主流路としない。 |
| G | 循環（攪拌）ライン | <ul style="list-style-type: none"> ・溶液等のポンプ（動力ポンプ、エアリフト、スチームジェット、エアジェット、水ジェット）による攪拌ライン ・圧縮空気（かいはん用空気によるバルセータ含む）による攪拌ライン ・熱交換器、デミスタ、ミストフィルタ等で凝縮した凝縮水を回収する循環ライン ・万が一基準値を満たさない流体等が発生した場合又は再利用を目的として前工程へ移送して処理を行うための循環ライン ・万が一室等へ低レベル等の溶液が漏えいした場合に貯槽へ移送して処理を行うための循環ライン | <p>溶液等均質化を目的として使用するラインであるため主流路としない。</p> <p>熱交換により発生する凝縮水を回収（循環）する目的で使用するラインであるため主流路としない。</p> <p>再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。</p> |
| H | サンプリングライン | <ul style="list-style-type: none"> ・分析試料を採取するためのサンプリングライン ・放管用の試料を採取するためのサンプリングライン | 少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために使用するラインであるため主流路とし |
| I | 計装ライン | <ul style="list-style-type: none"> ・プロセス量の計測を行うための検出配管、計装導圧配管、チュービング（計装用空気配管）、ガイドパイプ | 計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。 |
| J | 機器駆動用サポートライン (スチームジェットポンプ等の安全機能に関するものを除く) | <ul style="list-style-type: none"> ・エアリフト、サイホン、ゲデオン、スチームジェット、フルイディックポンプ、MERC交換型遠心ポンプ等の起動・停止に使用する真空ライン、真空破壊ライン、駆動用空気ライン、呼び水ライン、排気ライン | 機器駆動用システムに付随するサポート系ラインであり、主流路としない。 |
| K | 小型機器等からの排気ライン | <ul style="list-style-type: none"> ・小型ポット、サンプリングボックス、各室、機器駆動用サポートラインからの排気ライン | 廃棄、換気及び閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、クローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。 |
| L | 液調整、置換、保守等を行うための一般ユーティリティライン (安全機能に関するものを除く) | <ul style="list-style-type: none"> ・運転用、液調整、系統内置換等を行うための試薬、水、空気等の放射性物質等を含まない一般ユーティリティライン（水、空気、蒸気、試薬） ・管路を形成するために必要な機器に供給する一般ユーティリティライン（水、空気、蒸気、試薬） ・保守時における詰まりを除去するためのアイスプラグを形成するために使用する一般ユーティリティライン | 通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。 |
| M | 崩壊熱除去評価対象外の貯槽等への安全冷却水供給ライン | <ul style="list-style-type: none"> ・崩壊熱除去評価対象外であり、安全上重要な施設の安全機能の支援*に係らない貯槽、冷凍機等への安全冷却水を供給するライン <p>*安全空気圧縮装置、非常用ディーゼル発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のセル内クーラー等へ安全冷却水を供給する系統は主流路</p> | 崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。 |
| N | 将来増設用ライン (安全機能に影響するものを除く) | <ul style="list-style-type: none"> ・安全機能に影響しない将来増設用として設置しているライン | 安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであり、主流路としない。 |
| O | 換気設備の給気系ライン | <ul style="list-style-type: none"> ・外気取り入れ口から送風機を経由して各室まで送風するライン | 廃棄、換気及び閉じ込め機能に係らない換気・空調用のラインであり、主流路としない。 |
| 個別 | 分類A～Nの共通な理由以外のライン | <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1-2 本文2. (4) に記載の対象。 | 別紙1-2 本文2. (4) に記載の理由。 |

b. 主要機器として抽出しない範囲

(a) 漏えい液回収ライン中の [REDACTED] (第4-2図)

セル又は室内に設置している漏えい液受皿から重力流で回収するラインに設置している [REDACTED] がある。

[REDACTED] は、漏えい検知した後に漏えい検知装置の警報リセットを行うため [REDACTED] 内の漏えい液を排出、洗浄、液張り操作を行い使用するもので、 [REDACTED] 内に漏えい液を常時保持することはないため主要機器（容器）としては抽出せずに配管の一部として扱う。



第4-2図 漏えい液ライン中に設置している [REDACTED]

3. 要求される耐震クラスの考え方

申請対象設備の耐震クラスの整理は、事業変更許可申請書の「添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設」、「添付書類六 第1.6-5表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類」、「添付書類六 第1.7.18-1表 主要な重大事故等対処設備の設備分類」及び「添付書類六 第1.7.18-3表 安全機能に対する設備の耐震設計」（以下、「クラス別施設等」という。）を踏まえて実施する。

精製建屋一時貯留処理設備に係る申請対象設備の耐震クラスの全体像を第5-1図に示す。

<安全機能を有する施設の主配管の耐震設計>

| 条文 | 系統機能 | 主配管名称 | 安全機能を有する施設 | | |
|-----------------------|-------------------------|--------------------|------------|-----|-------|
| | | | S | B/C | 1.2Ss |
| 第10条：閉じ込めの機能 | 放射性物質の保持機能 | 主配管（溶液保持系） | ○ | ○ | ○ |
| | 使用済燃料等を含む溶液の崩壊熱除去 | 主配管（崩壊熱除去系：再処理本体用） | ○ | — | ○ |
| | 放射性物質を保持する系統の負圧維持 | 主配管（廃ガス処理系） | ○ | — | ○ |
| | セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収 | 主配管（漏えい液回収系） | ○ | ○ | — |
| | 室等の漏えい拡大防止 | 主配管（漏えい拡大防止系） | — | ○ | — |
| 第11条・第35条：火災等による損傷の防止 | Pu溶液又はHAW溶液を保有する貯槽の水素掃気 | 主配管（水素掃気系） | ○ | — | ○ |
| 第24条：廃棄施設 | 放射性気体廃棄物の処理及び排気 | 主配管（廃ガス処理系） | ○ | — | ○ |

<安全機能を有する施設の凡例>

S：耐震Sクラス（耐震重要施設）

B/C：耐震B/Cクラス

1.2Ss：基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能が損なわれない施設

＜重大事故等対処設備の主配管の耐震設計＞

| 条文 | 系統機能 | 主配管名称 | 重大事故等対処設備 | | | | |
|--|--|--------------------------------------|-----------|----------|---------|-----------|-------|
| | | | 代 S | 代 B/C | 代無 S | 代無 B/C | 1.2Ss |
| 第38条：臨 界事故の拡 大を防止す るための設 備 | 可溶性中性子吸収材の自 動供給（SA） | 主配管（重大事故時可溶性中 性子吸収材供給系：精製施設 用） | （主配管無し） | | | | |
| | 臨界事故により発生する 放射線分解水素の掃気 | 主配管（臨界事故時水素掃気 系） | ○ | — | — | — | ○ |
| 第39条：冷 却機能の喪 失による蒸 発乾固に対 処するた めの設 備 | 内部ループへの通水によ る冷却 | 主配管（内部ループ通水系） | ○ | — | — | — | ○ |
| | 貯槽等への注水 | 主配管（貯槽等注水系） | ○ | — | — | — | ○ |
| | 冷却コイル等への通水に よる冷却 | 主配管（冷却コイル等通水系） | ○ | — | — | — | ○ |
| | セルへの導出経路の構築 及び代替セル排気系によ る対応（管理放出：蒸発乾 固） | 主配管（蒸発乾固対策用セル 導出系） | ○ | — | — | — | ○ |
| 第40条：放 射線分解に よる発生す る水素によ る爆発に対 処するた めの設 備 | 水素爆発を未然に防止す るための空気の供給 | 主配管（未然防止掃気系） | ○ | — | — | — | ○ |
| | 水素爆発の再発を防止す るための空気の供給 | 主配管（再発防止掃気系） | （主配管無し） | | | | |
| | セルへの導出経路の構築 及び代替セル排気系によ る対応（管理放出：水素爆 発） | 主配管（水素対策用セル導出 系） | ○ | — | — | — | ○ |

＜重大事故等対処設備の凡例＞

代S：安全機能を有する施設（耐震Sクラス）の機能を代替する重大事故等対処設備

代B/C：安全機能を有する施設（耐震B/Cクラス）の機能を代替する重大事故等対処設備

代無S：代替する安全機能が無い重大事故等対処設備（耐震Sクラス）

代無B/C：代替する安全機能が無い重大事故等対処設備（耐震B/Cクラス）

1.2Ss：基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して必要な機能を維持する重大事故等対処設備

主配管を設定した範囲の耐震設計は、クラス別施設等に示す主要機器の耐震設計に準じた設計を原則とし、安全上重要な施設の安全機能を確保する上で必要な主配管の範囲が耐震Sクラス、それ以外の主配管の範囲は耐震B/Cクラスである。また、【放射性物質の保持機能】を担う主配管（溶液保持系）からの漏えいにより、重大事故等が発生しないように、基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能が損なわれない設計とする。

精製建屋一時貯留処理設備と一部兼用する重大事故等対処設備であって、地震を要因とした重大事故等時において機能を期待する代替安全冷却水系等の主配管は、常設耐震重要重大事故等対処設備とし、基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して必要な機能が維持できる設計とする。また、地震を要因としない重大事故等時において機能を期待する臨界事故時水素掃気系は、安全機能を有する施設の機能を代替する重大事故等対処設備に該当するため、代替する安全機能を有する施設が有する地震力（Sクラス）に対して必要な機能が維持できる設計とする。

精製建屋一時貯留処理設備の機器のクラス別施設、設備分類、安全機能に対する設備の耐震設計を以下に示す。

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋（1/5）

第1.6-1表 クラス別施設

| 耐震クラス | クラス別施設 | 主要設備等 | | | 補助設備 | | 直接支持構造物 | | 間接支持構造物 | | 波及的影響を考慮すべき設備 |
|-------|-------------------------------------|---|--|--|--|-------------|-----------|-------------------------|---|--|---------------|
| | | (注1) | | | (注2) | | (注3) | | (注4) (注10) | | |
| | | 施設名 | 適用範囲 | 耐震クラス | 適用範囲 | 耐震クラス | 適用範囲 | 耐震クラス | 適用範囲 | 適用範囲 | |
| S | 1) その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設 | | 溶解槽(凍結槽) 抽出塔 プルトニウム濃縮液一時貯槽等 (注11) | S S S | | | 機器等の支持構造物 | S | 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱膜建屋 | | |
| | 2) 使用済燃料を貯蔵するための施設 | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 | 燃料取出しピット 燃料仮置きピット 燃料仮置きラック 燃料貯蔵プール 燃料貯蔵ラック 燃料送出しピット バスケット仮置き架台 プール水冷却系 補給水設備 | S S S S S S S S | 冷却水設備安全冷却水系 第1非常用ディーゼル発電機 第1非常用蓄電池 | S S S | 機器等の支持構造物 | S | 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 | 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 屋天井クレーン 燃料取出し装置 燃料移送水中台車 燃料取扱装置 バスケット取扱装置 バスケット搬送機 第1切断装置(注6) | |
| | 3) 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統 | 溶解施設 | 不溶解残渣回収槽 | S | 冷却水設備安全冷却水系 第2非常用ディーゼル発電機 第2非常用蓄電池 | S S S | 機器等の支持構造物 | S | 前処理建屋 非常用電源建屋 制御建屋 | | |
| | 分離施設 | TBP洗浄塔 抽出廃液受槽 抽出廃液中間貯槽 抽出廃液供給槽 第4一時貯留処理槽 第6一時貯留処理槽 | S S S S S | 冷却水設備安全冷却水系 第2非常用ディーゼル発電機 第2非常用蓄電池 | S S S | 機器等の支持構造物 | S | 分離建屋 非常用電源建屋 制御建屋 | | | |

6-1-289

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋(4/5)

(つづき)

| 耐震クラス | クラス別施設 | 主要設備等 (注1) | | | 補助設備 (注2) | | 直接支持構造物 (注3) | | 間接支持構造物 (注4) (注10) | 波及的影響を考慮すべき設備 (注5) |
|-------|---|---------------|------------|-------|--------------|-------|-----------------|-------|--------------------------|-----------------------|
| | | 施設名 | 適用範囲 | 耐震クラス | 適用範囲 | 耐震クラス | 適用範囲 | 耐震クラス | 適用範囲 | 適用範囲 |
| B | 2) 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設 (ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く) (つづき) | 精製施設 | ウラン濃縮缶 | B | | | 機器等の支持構造物 | B | 精製建屋 | |
| | | | TBP洗浄塔 | B | | | | | | |
| | | | プルトニウム洗浄器 | B | | | | | | |
| | | | ウラン逆抽出器 | B | | | | | | |
| | | | 逆抽出液TBP洗浄器 | B | | | | | | |
| | | | 第5一時貯留処理槽 | B | | | | | | |
| | | | 第8一時貯留処理槽 | B | | | | | | |
| | | | 第9一時貯留処理槽 | B | | | | | | |
| | | 脱硝施設 | 濃縮缶 | B | | | 機器等の支持構造物 | B | ウラン脱硝建屋 | |
| | | | 脱硝塔 | B | | | | | ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 | |
| | | | 硝酸ウラン貯槽 | B | | | | | | |
| | | | 培焼炉 | B | | | | | | |
| | | | 還元炉 | B | | | | | | |
| | | | 混合機 | B | | | | | | |
| | | | 粉末充てん機 | B | | | | | | |
| | | 酸及び溶媒の回収施設 | 酸回収設備 | B | | | 機器等の支持構造物 | B | 分離建屋 | |
| | | | 蒸発缶 | B | | | | | 精製建屋 | |
| | | | 精留塔 | B | | | | | | |
| | | | 溶媒回収設備 | B | | | | | | |
| | | | 第1洗浄器 | B | | | | | | |
| | | | 第2洗浄器 | B | | | | | | |
| | | | 第3洗浄器 | B | | | | | | |
| | | | 蒸発缶 | B | | | | | | |
| | | | 溶媒蒸留塔 | B | | | | | | |
| | | 製品貯蔵施設 | 貯蔵室クレーン | B | | | | | ウラン酸化物貯蔵建屋 | |
| | | | 貯蔵台車 | B | | | | | ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 | |
| | | | 洞道搬送台車 | B | | | | | | |

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋(5/5)

- (注1) 主要設備等とは、当該機能に直接的に関連する設備及び構築物をいう。
- (注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備等の補助的役割を持つ設備をいう。
- (注3) 直接支持構造物とは、主要設備等、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、又はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。
- (注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。
- (注5) 波及的影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備であり、主要設備等に適用される地震力により、上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼさないように設計する。
- (注6) 第1切断装置は、固体廃棄物の廃棄施設であるが、燃料貯蔵設備のチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットに設置しているため、当該ピットへの波及的影響を考慮すべき設備として、本欄に記載するものとする。
- (注7) 第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンはBクラスであるが、Sクラスの遮蔽容器と一体構造のため、Sクラス施設に適用される地震力に対し、耐えるように設計する。
- (注8) 使用済燃料輸送容器管理建屋の使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫及びトレーラエリアは、輸送容器に波及的破損を与えないよう設計する。
- (注9) 溶解設備のハル洗浄槽、水パッファ槽、分配設備のプルトニウム洗浄器、分離建屋一時貯留処理設備の第5一時貯留処理槽、第9一時貯留処理槽、第10一時貯留処理槽、精製建屋一時貯留処理設備の第4一時貯留処理槽及び溶媒回収設備の溶媒再生系分離・分配系の第1洗浄器はBクラスであるが、溶液の放射線分解により発生する水素の爆発を適切に防止するため、Sクラスとする。
- (注10) 使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリア、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン酸化物貯蔵建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、第1ガラス固化体貯蔵建屋、低レベル廃液処理建屋、低レベル廃棄物処理建屋、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋及び分析建屋の遮蔽設備はBクラスとする。
- (注11) プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器でSクラスとする設備のうち、臨界の発生防止の観点で形状寸法管理を行う設備は、溶解設備の溶解槽(連続式)からウラン・プルトニウム混合脱硝設備の混合槽に至るプルトニウム溶液の主要な流れに位置する設備並びにプルトニウム精製設備のプルトニウム溶液一時貯槽、プルトニウム濃縮液一時貯槽、リサイクル槽、希釈槽、分離建屋一時貯留処理設備の第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽、第8一時貯留処理槽、精製建屋一時貯留処理設備の第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備の一時貯槽とする。また、これらの設備はプルトニウムを含む溶液を内蔵する機器としてもSクラスに属する設備であり、これらを収納するセル等もSクラスとする。
- (注12) ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の定量ボット、中間ボット及び脱硝装置のクローブボックスは、損傷により公衆に与える放射線の影響が十分小さいためBクラスとする。ただし、収納するSクラスの機器へ波及的影響を与えないようSクラス施設に適用される地震力に対し、耐えるように設計する。
- (注13) 北換気筒はCクラスであるが、Sクラスの冷却塔へ波及的影響を与えないようSクラス施設に適用される地震力に対し、耐えるように設計する。

添付書類六 第1.6-5表
重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 抜粋（3/4）

(つづき)

| 系統機能 | 設備 | | 代替する機能を有する安全機能を有する施設 ()内は、設計基準対象の設備を兼ねる 設備及びその附属装置等分類 | 設備分類 | 直接支持構造物 | 間接支持構造物 | 建物・ 構造物 | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---------------|-----------------------------|--|-----------------|-----------------|-----------------|--|---|----|----------|--------|---|-----------------|--------------|-----------------|---|----|
| | 設備名称 | 構成する機器 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西部ケーブル束による冷却 | 代替安全冷却水系 | 西部ケーブル配管・弁 | 安全冷却水系 | S | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 機器・配管等の支持構造物 | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 前処理棟、分館棟、特製棟、 クラン・ブルトニウム混合設備棟、 高レベル廃液ガラス固化棟 | Sa | | | | | | | | |
| | | 西部コイル配管・弁 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 西部ジャケット配管・弁 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 西部本館冷却配管・弁 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大原冷却設備 | 第1貯水層 | | | 第41条に記載 | | | | | | | | | | | | | |
| 貯留等への排水 | 代替安全冷却水系 | 機器排水配管・弁 | 安全冷却水系 | S | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 機器・配管等の支持構造物 | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 前処理棟、分館棟、特製棟、 クラン・ブルトニウム混合設備棟、 高レベル廃液ガラス固化棟 | Sa | | | | | | | | |
| | | 西部排水配管・弁 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 西部本館冷却配管・弁 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 西部本館冷却配管・弁 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大原冷却設備 | 第1貯水層 | | | 第41条に記載 | | | | | | | | | | | | | |
| 西部コイル等への排水による冷却 | 代替安全冷却水系 | 西部コイル配管・弁 | 安全冷却水系 | S | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 機器・配管等の支持構造物 | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 前処理棟、分館棟、特製棟、 クラン・ブルトニウム混合設備棟、 高レベル廃液ガラス固化棟 | Sa | | | | | | | | |
| | | 西部ジャケット配管・弁 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 西部本館冷却配管・弁 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 西部本館冷却配管・弁 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大原冷却設備 | 第1貯水層 | | | 第41条に記載 | | | | | | | | | | | | | |
| セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 | セル導出設備 | 配管・弁 | 廃液処理ガス処理設備 | S | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 機器・配管等の支持構造物 | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 前処理棟、分館棟、特製棟、 クラン・ブルトニウム混合設備棟、 高レベル廃液ガラス固化棟 | Sa | | | | | | | | |
| | | 隔離中 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 廃液処理ガス処理設備からセルに 導出するユニット | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | セル導出ユニットフィルタ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 制御盤 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 下層制御盤 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 高レベル廃液濃縮分離器 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 第1エジェクタ制御盤 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 気流分離器 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 制御伝送系 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ダクト・ダンパ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 代替安全冷却水系 | | | | | | | | 機器排水配管・弁 | 安全冷却水系 | S | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 機器・配管等の支持構造物 | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 前処理棟、分館棟、特製棟、 クラン・ブルトニウム混合設備棟、 高レベル廃液ガラス固化棟 | Sa |
| | | 西部排水配管・弁（制御盤） | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 西部本館冷却配管・弁 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西部本館冷却配管・弁 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大原冷却設備 | 第1貯水層 | | | 第41条に記載 | | | | | | | | | | | | | |
| 代替セル排気系 | ダクト・ダンパ | 壊置換気設備 | S | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 機器・配管等の支持構造物 | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 前処理棟、分館棟、特製棟、 クラン・ブルトニウム混合設備棟、 高レベル廃液ガラス固化棟、 防塵 | Sa | | | | | | | | | |
| | 主排気機一排出するユニット | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 主排気機 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (主排気機) | (S) | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | - | - | 支持鉄塔、基礎 | Sa | | | | | | | | | |

添付書類六 第1.6-5表
重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 抜粋（4/4）

(つづき)

| 系統機能 | 設備 | | 代替する機能を有する安全機能を有する施設 ()内は、設計基準対象の設備を兼ねる 設備及びその附属装置等分類 | 設備分類 | 直接支持構造物 | 間接支持構造物 | 建物・ 構造物 | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|-----------|-----------------------------|--|------|-----------------|--------------|-----------------|---|----|---------------|--------|-----|-----------------|--------------|-----------------|--|----|
| | 設備名称 | 構成する機器 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大原建屋を緊急に閉鎖するための 空気の供給 | 代替安全圧縮空気系 | 大原排気配管・弁 | 安全圧縮空気系 | S | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 機器・配管等の支持構造物 | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 前処理棟、分館棟、特製棟、 クラン・ブルトニウム混合設備棟、 高レベル廃液ガラス固化棟 | Sa | | | | | | | | |
| | | 機器排水配管・弁 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 西部内圧空気中継配管 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 圧縮空気自動供給制御 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大原建屋の再始を閉鎖するための 空気の供給 | 代替安全圧縮空気系 | 機器排水配管・弁 | 安全圧縮空気系 | S | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 機器・配管等の支持構造物 | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 前処理棟、分館棟、特製棟、 クラン・ブルトニウム混合設備棟、 高レベル廃液ガラス固化棟 | Sa | | | | | | | | |
| | | 西部内圧空気中継配管 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 圧縮空気自動供給ユニット | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 機器排水配管・弁 | | | | | | | | | | | | | | | |
| セルへの導出経路の構築及び代替 セル排気系による対応 | セル導出設備 | 配管・弁 | 廃液処理ガス処理設備 | S | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 機器・配管等の支持構造物 | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 前処理棟、分館棟、特製棟、 クラン・ブルトニウム混合設備棟、 高レベル廃液ガラス固化棟 | Sa | | | | | | | | |
| | | 隔離中 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 大原安全室 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 廃液処理ガス処理設備からセルに 導出するユニット | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | セル導出ユニットフィルタ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ダクト・ダンパ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 代替セル排気系 | | | | | | | | ダクト・ダンパ | 壊置換気設備 | S | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 機器・配管等の支持構造物 | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | 前処理棟、分館棟、特製棟、 クラン・ブルトニウム混合設備棟、 高レベル廃液ガラス固化棟、 防塵 | Sa |
| | | | | | | | | | | 主排気機一排出するユニット | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 主排気機 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | (主排気機) | (S) | 常設耐震重要度大事故等対処設備 | - | - | 支持鉄塔、基礎 | Sa |

添付書類六 第1.7.18-1表
 主要な重大事故等対処設備の設備分類 抜粋

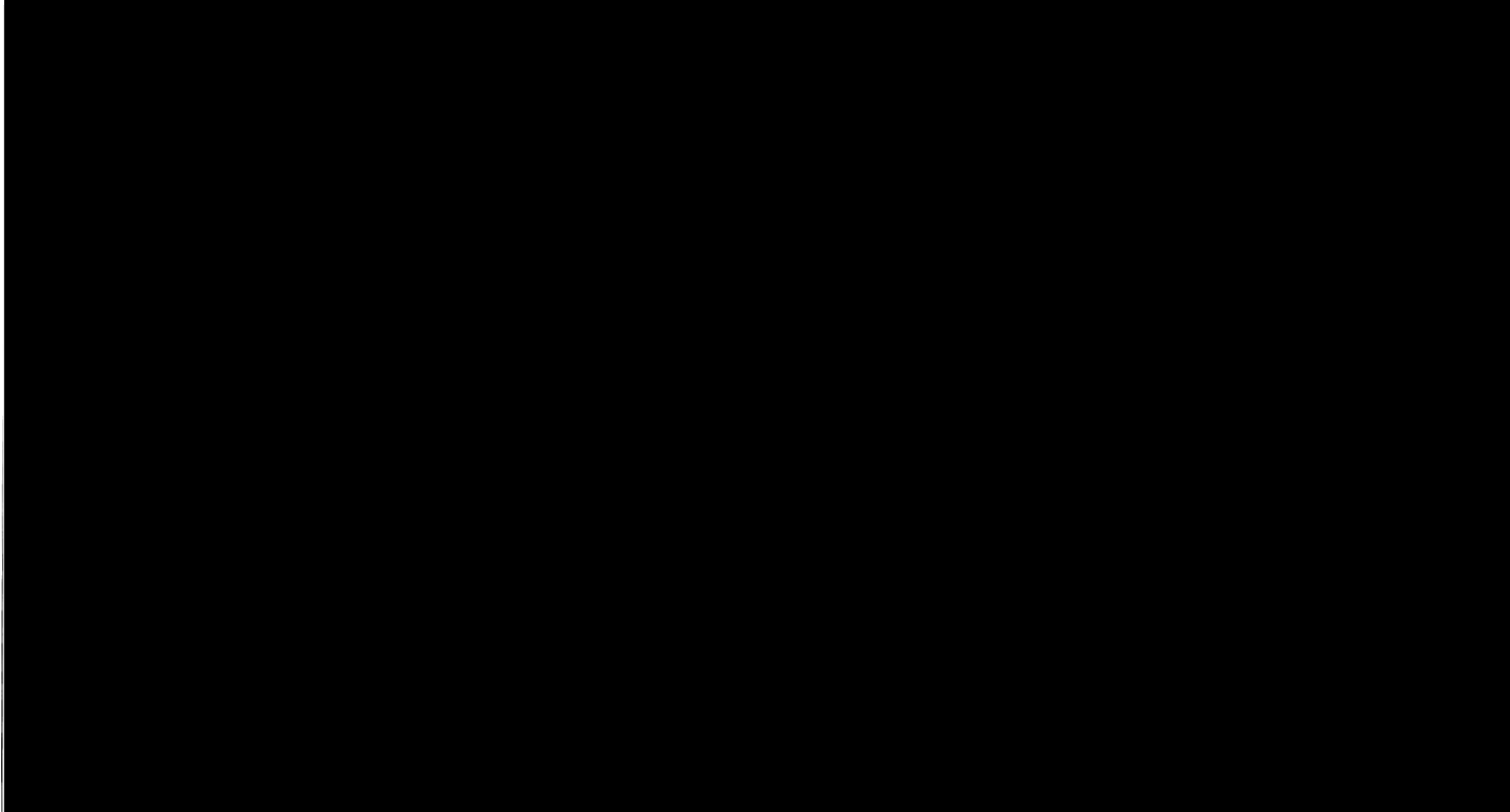
| 第1.7.18-1表 主要な重大事故等対処設備の設備分類 | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--------------|--------------|-------|----------------|---------------------|----------------|--------------------|---------------------------|----------------------|-------------|
| 系統機能 | その他の設備（精製建屋） | | | | | | | | | |
| | 設備 | 重大事故等対処設備の分類 | 重大事故等 | | | | | 重大事故等対処設備の設置、保管場所 | 代替する機能を有する安全機能を有する施設 | |
| | 設備名称 | 常設/可搬型 | 臨界事故 | 冷却機能の喪失による蒸発乾固 | 放射性分解により発生する水素による爆発 | 有機溶媒等による火災又は爆発 | 使用済燃料貯蔵槽の冷却等の機能の喪失 | 屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記 | 安重/非安重 | 設備 |
| 重大事故等に対処するための流路、通水先、注水先、供給先、排出元等 | 第1一時貯留処理槽 | 常設 | - | ○ | - | - | - | 屋内 | 安重 | (第1一時貯留処理槽) |
| | 第2一時貯留処理槽 | 常設 | - | ○ | ○ | - | - | 屋内 | 安重 | (第2一時貯留処理槽) |
| | 第3一時貯留処理槽 | 常設 | - | ○ | ○ | - | - | 屋内 | 安重 | (第3一時貯留処理槽) |
| | 第5一時貯留処理槽 | 常設 | ○ | - | - | - | - | 屋内 | 非安重 | (第5一時貯留処理槽) |
| | 第7一時貯留処理槽 | 常設 | ○ | - | ○ | - | - | 屋内 | 安重 | (第7一時貯留処理槽) |

添付書類六 第1.7.18-3表
 主要な重大事故等対処設備の設備分類 抜粋

(つづき)

| 建屋 | 対象設備 | 確保する機能等 | 評価対象 | |
|---------------|-------------|---------------|-------------|-----------|
| 精製棟 | プルトニウム精製設備 | プルトニウム溶液供給槽 | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ |
| | | 第1酸化塔 | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ |
| | | 第1脱ガス塔 | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ |
| | | 抽出塔 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 |
| | | | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ |
| | | 核分裂生成物洗浄塔 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 |
| | | 逆抽出塔 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 |
| | | | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ |
| | | ウラン洗浄塔 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 |
| | | | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ |
| | | 補助油水分離槽 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 |
| | | | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ |
| | | TBP洗浄器 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 |
| | | | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ |
| | | 第2酸化塔 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 |
| | | | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ |
| | | 第2脱ガス塔 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 |
| | | | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ |
| | | プルトニウム溶液受槽 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 |
| | | | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ |
| | | 油水分離槽 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 |
| | | | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ |
| | | プルトニウム濃縮液供給槽 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 |
| | | | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ |
| | | プルトニウム濃縮液 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 |
| | | | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ |
| | | プルトニウム溶液一時貯槽 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 |
| | | | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ |
| | | プルトニウム濃縮液受槽 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 |
| | | | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ |
| | | プルトニウム濃縮液計量槽 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 |
| | | | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ |
| | | プルトニウム濃縮液中間貯槽 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 |
| | | | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ |
| プルトニウム濃縮液一時貯槽 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 | | |
| | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ | | |
| リサイクル槽 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 | | |
| | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ | | |
| 希釈槽 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 | | |
| | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ | | |
| プルトニウム洗浄器 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 | | |
| | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ | | |
| 精製棟一時貯留処理設備 | 第1一時貯留処理槽 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 | |
| | 第2一時貯留処理槽 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 | |
| | | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ | |
| | 第3一時貯留処理槽 | 統一的制限値(寸法) | 寸法 | |
| | | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ | |
| 第4一時貯留処理槽 | 放射性物質の漏えい防止 | 閉じ込めバウンダリ | | |

系統図凡
■ : 設
■ : 重



記載方法 (左側 : DB、右側 : SA)
 記載凡例 : DB 耐震クラス、1.2Ss/SA 耐震クラス、1.2Ss

| DB/SA | 記載項目 | 記載内容 |
|-------|-------------------|--|
| 【DB】 | DB 耐震クラス | S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2 |
| | 1.2Ssの有無(左側)(起因系) | 1.2Ss, 無記入 |
| 【SA】 | SA 耐震クラス | (S), (B), (C), S, B, C ()は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ()無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外 |
| | 1.2Ssの有無(右側)(対処系) | 1.2Ss, 無記入 |

第1.2.4.3-1図
 精製建屋一時貯留処理設備の系統図

第5-1図 精製建屋一時貯留処理設備の耐震クラス範囲の概要図

上記以外の精製建屋一時貯留処理設備の特徴を踏まえた主流路の耐震設計範囲の留意事項（下位クラス設備との接続）について以下に示す。

<漏えい液回収系の重力流による回収ラインの耐震設計範囲>

- 漏えい液回収系のうち、プルトニウムを含む溶液が漏えいした場合にその漏えいした溶液を保持する漏えい液受皿は、第5-2図に示すようにSクラスで設計する。
- 漏えい液を重力流で回収するラインの主配管は、その配管を設置するセル内に設置している漏えい液受皿がSクラスの漏えい液を保持する漏えい液受皿である場合は、仮に重力流での回収ラインが地震等で損傷したとしても漏えい液回収機能としては維持できるため、XXXXXXXXXX又は配管ヘッダー分岐部から回収先の漏えい液受皿までがBクラスの耐震範囲である。



第5-2図 漏えい液回収系の重力流による回収ラインの耐震設計範囲

4. 抽出結果

色塗りにて抽出した機器等のリスト(抽出リスト)、色塗り結果を「添付3」に示す。抽出結果を反映した申請対象設備リストを「添付2」に示す。

設計図書等を確認するにあたり、設計図書の記載に係る留意事項を「別紙1-2-6」に示す。

また、精製建屋一時貯留処理設備の設計図書等の色塗りについては、兼用設備があることから、設備範囲及び主流路となる範囲が明確になるように着色（設計基準対象の施設に係る系統機能は赤、重大事故等対処設備に係る系統機能は緑）する。

以上

添付 1

別紙 2 機能要求②抜粋

(精製建屋一時貯留設備)

共通09 別紙 2 一覧参照

| No. | 名称 |
|-----|--------------------------------------|
| 7 | 第 10 条：閉じ込めの機能 |
| 8 | 第11条・第35条：火災等による損傷の防止 |
| 29 | 第39条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 |
| 30 | 第 40 条：放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 |

添付 2

申請対象設備リスト

(精製建屋一時貯留処理設備)

申請対象設備リスト (系統設備)
(1/1)

| 番号 | 施設区分 | | | 設備区分 | | 機器名称(許可) | 機器名称 | 機種 | 基本設計方針 組付け番号 | エビデンス 紐付け番号 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計 | 兼用 (主従) | 共用 (主従) | 備考 | |
|---------|------|-----------|--------------|------|---|----------------------------|---|-----|--|----------------|------|----|-----|-------|--------|------|-----------------------------|--|------------|----------------|---------------|
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 第8一時貯留処理槽 | 第8一時貯留処理槽 | 容器 | 10条-1 | 機-04-1 | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 非安重 | — | B/- | — | — | | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 第9一時貯留処理槽 | 第9一時貯留処理槽 | 容器 | 10条-1 | 機-04-7 | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 非安重 | — | B/- | — | — | | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 第1一時貯留処理槽 | 第1一時貯留処理槽 | 容器 | 10条-1, 19 11/35条-32 39条(代替安全)- 6, 7, 8, 10, 20, 40 39条(代替換気)-4 ~ 9, 20, 21, 23, 24, 32, 3 7 | 機-04-12 | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S, 1. 2Ss/(S), 1. 2S s | 主: 精製建屋一時貯留処理設備 従: 代替換気設備 代替安全冷却水系 | — | | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 第2一時貯留処理槽 | 第2一時貯留処理槽 | 容器 | 10条-1, 19 11/35条-32 39条(代替安全)- 6, 7, 8, 10, 20, 40 39条(代替換気)-4 ~ 9, 20, 21, 23, 24, 32, 3 7 40条(代替圧空)-8~ 15, 17, 18, 28, 33~36 ~40 40条(代替換気)- 4, 5, 7, 9, 22, 24, 25 | 機-04-14 | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S, 1. 2Ss/(S), 1. 2S s | 主: 精製建屋一時貯留処理設備 従: 代替安全圧縮空気系 代替換気設備 代替安全冷却水系 | — | | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 第3一時貯留処理槽 | 第3一時貯留処理槽 | 容器 | 10条-1, 19 11/35条-32 39条(代替安全)- 6, 7, 8, 10, 20, 40 39条(代替換気)-4 ~ 9, 20, 21, 23, 24, 32, 3 7 40条(代替圧空)-8~ 15, 17, 18, 28, 33~36 ~40 40条(代替換気)- 4, 5, 7, 9, 22, 24, 25 | 機-04-16 | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S, 1. 2Ss/(S), 1. 2S s | 主: 精製建屋一時貯留処理設備 従: 代替安全圧縮空気系 代替換気設備 代替安全冷却水系 | — | | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 第7一時貯留処理槽 | 第7一時貯留処理槽 | 容器 | 10条-1 11/35条-32 38条(重精製) - 51, 52, 53, 56, 61, 62, 63 38条(水素掃気) - 4, 11, 12, 19 40条(代替圧空)-8~ 15, 17, 18, 28, 33~36 ~40 40条(代替換気)- 4, 5, 7, 9, 22, 24, 25 | 機-04-20 | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S, 1. 2Ss/(S), S, 1. 2Ss | 主: 精製建屋一時貯留処理設備 従: 代替安全圧縮空気系 代替換気設備 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 臨界事故時水素掃気系 | — | | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 第4一時貯留処理槽 | 第4一時貯留処理槽 | 容器 | 10条-1 11/35条-32 | 機-04-21 | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 安重 | — | S, 1. 2Ss/- | — | — | | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 第5一時貯留処理槽 | 第5一時貯留処理槽 | 容器 | 10条-1 38条(重精製) - 51, 52, 53, 56, 61, 62, 63, 67 38条(水素掃気) - 4, 11, 12, 19 | 機-04-26 | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 非安重 | 常設SA | B-2/B | 主: 精製建屋一時貯留処理設備 従: 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 臨界事故時水素掃気系 | — | | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理槽第1セル 漏えい液受皿1 | 精製建屋一時貯留処理槽第1セル 漏えい液受皿 | 容器 | 10条-6, 9 | 機-04-36 | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 安重 | — | S/- | — | — | | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理槽第2セル 漏えい液受皿 | 精製建屋一時貯留処理槽第2セル 漏えい液受皿 | 容器 | 10条-6 | 機-04-37 | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 安重 | — | S/- | — | — | | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理槽 | 精製建屋一時貯留処理槽第1セル 漏えい液受皿2 | 容器 | 10条-6, 9 39条(代替換気)-4 ~ 9, 20, 21, 23, 24, 32, 3 7 | 機-04-38 | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S/(S), 1. 2Ss | 主: 精製建屋一時貯留処理設備 従: 代替換気設備 | — | | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理槽 | ウラン廃液受槽セル漏えい液受皿 | 容器 | 10条-6 | 機-04-39 | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 非安重 | — | B/- | — | — | | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理槽 | 精製建屋一時貯留処理槽第3セル 漏えい液受皿 | 容器 | 10条-6 | 機-04-40 | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 非安重 | — | B/- | — | — | | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理槽 | 主配管(溶液保持系) | 主配管 | 10条-1 | 配-04-1 | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 安重 | — | S, 1. 2Ss/- | — | — | 流体: 硝酸プルトニウム溶液 | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理槽 | 主配管(溶液保持系) | 主配管 | 10条-1 | 配-04-2 | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 非安重 | — | B/- | — | — | 流体: 硝酸ウラン溶液 | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理槽 | 主配管(廃ガス処理系、蒸発乾固対策用セル導出系、水素対策用セル導出系) | 主配管 | 10条-14~16 24条-3 39条(代替換気)-4 ~ 9, 20, 21, 23, 24, 32, 3 7 40条(代替換気)- 4, 5, 7, 9, 22, 24, 25 | 配-04-3 | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S/(S), 1. 2Ss | 主: 精製建屋一時貯留処理設備 従: 代替換気設備 | — | | 流体: 廃ガス |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理槽 | 主配管(熔融除去系; 再処理設備本体用、内部ループ通水系、冷却コイル等通水系) | 主配管 | 10条-19 39条(代替安全冷)- 6, 8, 10, 40 | 配-04-4 | AC | 一式 | ②-4 | 既設/改造 | 安重 | 常設SA | S/(S), 1. 2Ss | 主: 精製建屋一時貯留処理設備 従: 代替安全冷却水系 | — | 流体: 冷却水 | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理槽 | 主配管(水素掃気系) | 主配管 | 11/35条-32 | 配-04-5 | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 安重 | — | S/- | — | — | 流体: 圧縮空気 | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理槽 | 主配管(水素掃気系、貯槽等注水系、未然防止掃気系) | 主配管 | 11/35条-32 39条(代替安全冷)- 7, 20, 40 40条(代替圧空)-8~ 14, 28, 33~35, 37~ 40 | 配-04-6 | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S/(S), 1. 2Ss | 主: 精製建屋一時貯留処理設備 従: 代替安全圧縮空気系 代替安全冷却水系 | — | | 流体: 圧縮空気, 冷却水 |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理槽 | 主配管(水素掃気系、未然防止掃気系、臨界事故時水素掃気系) | 主配管 | 11/35条-32 38条(水素掃気) - 4, 11, 12, 19 40条(代替圧空)-8~ 14, 28, 33~35, 37~ 40 | 配-04-7 | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S/(S), 1. 2Ss | 主: 精製建屋一時貯留処理設備 従: 代替安全圧縮空気系 臨界事故時水素掃気系 | — | | 流体: 圧縮空気 |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理槽 | 主配管(漏えい液回収系) | 主配管 | 10条-6 | 配-04-8 | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 安重 | — | S, B/- | — | — | 流体: 硝酸プルトニウム溶液 | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理槽 | 主配管(水素掃気系、貯槽等注水系) | 主配管 | 11/35条-32 39条(代替安全冷)- 7, 20, 40 | 配-04-9 | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S/(S), 1. 2Ss | 主: 精製建屋一時貯留処理設備 従: 代替安全冷却水系 | — | 流体: 圧縮空気, 冷却水 | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理槽 | 主配管(廃ガス処理系、蒸発乾固対策用セル導出系、水素対策用セル導出系) | 主配管 | 10条-14~16 24条-3 39条(代替換気)-4 ~ 9, 20, 21, 23, 24, 32, 3 7 | 配-04-10 | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S/(S), 1. 2Ss | 主: 精製建屋一時貯留処理設備 従: 代替換気設備 | — | | 流体: 廃ガス |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理槽 | 主配管(漏えい拡大防止系) | 主配管 | 10条-6 | 配-04-11 | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 非安重 | — | B/- | — | — | 流体: 硝酸ウラン溶液 | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理槽 | 主配管(溶液保持系、漏えい拡大防止系) | 主配管 | 10条-1, 6 | 配-04-12 | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 非安重 | — | B/- | — | — | 流体: 硝酸ウラン溶液 | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 漏えい液受皿 | 漏えい液受皿 | 容器 | 10条-7 | 機-07-1 | AT | 一式 | ②-3 | 既設 | 非安重 | — | B-2/- | — | — | | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 漏えい液受皿 | 漏えい液受皿 | 容器 | 10条-7 | 機-07-2 | AT | 一式 | ②-3 | 既設 | 非安重 | — | B/- | — | — | | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 配管収納容器 | 配管収納容器 | 容器 | 10条-6 | 機-07-3 | AT | 一式 | ②-3 | 既設 | 安重 | — | S/- | — | — | | |
| 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理槽 | 主配管(溶液保持系) | 主配管 | 10条-1 | 配-07-1 | AT | 一式 | ②-3 | 既設 | 安重/非安重 | — | B, S/- | — | — | | |

添付 3

申請対象設備抽出結果
(精製建屋一時貯留処理設備)

(1) 精製建屋一時貯留處理設備

抽出リスト (機器)
(1/1)

【機器等の抽出】

| 紐付け番号 | 施設区分 | | | 設備区分 | | | 機器名称(許可) | 機器名称 | 機種 | 機器番号 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計 | 兼用(主従) | 共用(主従) | 備考 |
|--------|---------|------|-----------|--------------|---|---|--------------|------------------------|--------|------|------|----|-----|------|------|------|--------------------------|--|--------|----|
| 機04-1 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 第8一時貯留処理槽 | 第8一時貯留処理槽 | 容器 | | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 非安重 | — | B/- | — | — | |
| 機04-7 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 第9一時貯留処理槽 | 第9一時貯留処理槽 | 容器 | | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 非安重 | — | B/- | — | — | |
| 機04-12 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 第1一時貯留処理槽 | 第1一時貯留処理槽 | 容器 | | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S, 1. 2Ss/(S), 1. 2Ss | 主: 精製建屋一時貯留処理設備 従: 代替換気設備 代替安全冷却 | — | |
| 機04-14 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 第2一時貯留処理槽 | 第2一時貯留処理槽 | 容器 | | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S, 1. 2Ss/(S), 1. 2Ss | 主: 精製建屋一時貯留処理設備 従: 代替換気設備 代替安全圧縮空気系 代替安全冷却 | — | |
| 機04-16 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 第3一時貯留処理槽 | 第3一時貯留処理槽 | 容器 | | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S, 1. 2Ss/(S), 1. 2Ss | 主: 精製建屋一時貯留処理設備 従: 代替換気設備 代替安全圧縮空気系 代替安全冷却 | — | |
| 機04-20 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 第7一時貯留処理槽 | 第7一時貯留処理槽 | 容器 | | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S, 1. 2Ss/(S), S, 1. 2Ss | 主: 精製建屋一時貯留処理設備 従: 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 代替換気設備 代替安全圧縮空気系 | — | |
| 機04-21 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 第4一時貯留処理槽 | 第4一時貯留処理槽 | 容器 | | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 安重 | — | S, 1. 2Ss/- | — | — | |
| 機04-26 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 第5一時貯留処理槽 | 第5一時貯留処理槽 | 容器 | | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 非安重 | 常設SA | B-2/B | 主: 精製建屋一時貯留処理設備 従: 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 | — | |
| 機04-36 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理設備 | 精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿1 | 容器 | | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 安重 | — | S/- | — | — | |
| 機04-37 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理設備 | 精製建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい液受皿 | 容器 | | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 安重 | — | S/- | — | — | |
| 機04-38 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理設備 | 精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿2 | 容器 | | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S/(S), 1. 2Ss | 主: 精製建屋一時貯留処理設備 従: 代替換気 | — | |
| 機04-39 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理設備 | ウラン廃液受槽セル漏えい液受皿 | 容器 | | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 非安重 | — | B/- | — | — | |
| 機04-40 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理設備 | 精製建屋一時貯留処理槽第3セル漏えい液受皿 | 容器 | | AC | 1 | ②-4 | 既設 | 非安重 | — | B/- | — | — | |
| 機-07-1 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 漏えい液受皿 | | 漏えい液受皿 | | AT | 一式 | ②-3 | 既設 | 非安重 | — | B-2/- | — | — | |
| 機-07-2 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 漏えい液受皿 | | 漏えい液受皿 | | AT | 一式 | ②-3 | 既設 | 非安重 | — | B/- | — | — | |
| 機-07-3 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 配管収納容器 | | 容器 | | AT | 一式 | ②-3 | 既設 | 安重 | — | S/- | — | — | |

抽出リスト (配管)
(1/1)

【機器等の抽出】

| 紐付け番号 | 施設区分 | | | 設備区分 | | | 機器名称(許可) | 機器名称 | 機種 | 機器番号 | 設置場所 | 数量 | 申請回 | 変更区分 | DB区分 | SA区分 | 耐震設計 | 兼用(主従) | 共用(主従) | 備考 |
|---------|---------|------|-----------|--------------|---|---|--------------|--|-----|------|------|----|-----|-------|--------|------|---------------|---|--------|---------------|
| 配-04-1 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理設備 | 主配管 (溶液保持系) | 主配管 | — | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 安重 | — | S, 1. 2Ss/- | — | — | 流体：硝酸プラトニウム溶液 |
| 配-04-2 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理設備 | 主配管 (溶液保持系) | 主配管 | — | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 非安重 | — | B/- | — | — | 流体：硝酸ウラニル溶液 |
| 配-04-3 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理設備 | 主配管 (廃ガス処理系、蒸発乾固対策用セル導出系、水素対策用セル導出系) | 主配管 | — | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S/(S), 1. 2Ss | 主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替換気 | — | 流体：廃ガス |
| 配-04-4 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理設備 | 主配管 (崩壊熱除去系：再処理設備本体用、内部ループ通水系、冷却コイル等通水系) | 主配管 | — | AC | 一式 | ②-4 | 既設/改造 | 安重 | 常設SA | S/(S), 1. 2Ss | 主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全 | — | 流体：冷却水 |
| 配-04-5 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理設備 | 主配管 (水素掃気系) | 主配管 | — | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 安重 | — | S/- | — | — | 流体：圧縮空気 |
| 配-04-6 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理設備 | 主配管 (水素掃気系、貯槽等注水系、未然防止掃気系) | 主配管 | — | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S/(S), 1. 2Ss | 主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全 圧縮空気系 代替安全冷却 | — | 流体：圧縮空気, 冷却水 |
| 配-04-7 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理設備 | 主配管 (水素掃気系、未然防止掃気系、臨界事故時水素掃気系) | 主配管 | — | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S/(S), 1. 2Ss | 主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全 圧縮空気系 臨界事故時水 | — | 流体：圧縮空気 |
| 配-04-8 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理設備 | 主配管 (漏えい液回収系) | 主配管 | — | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 安重/非安重 | — | S, B/- | — | — | 流体：硝酸プラトニウム溶液 |
| 配-04-9 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理設備 | 主配管 (水素掃気系、貯槽等注水系) | 主配管 | — | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S/(S), 1. 2Ss | 主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替安全 | — | 流体：圧縮空気, 冷却水 |
| 配-04-10 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理設備 | 主配管 (廃ガス処理系、蒸発乾固対策用セル導出系、水素対策用セル導出系) | 主配管 | — | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 安重 | 常設SA | S/(S), 1. 2Ss | 主：精製建屋一時貯留処理設備 従：代替換気 | — | 流体：廃ガス |
| 配-04-11 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理設備 | 主配管 (漏えい拡大防止系) | 主配管 | — | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 非安重 | — | B/- | — | — | 流体：硝酸ウラニル溶液 |
| 配-04-12 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理設備 | 主配管 (溶液保持系、漏えい拡大防止系) | 主配管 | — | AC | 一式 | ②-4 | 既設 | 非安重 | — | B/- | — | — | 流体：硝酸ウラニル溶液 |
| 配-07-1 | 再処理設備本体 | 精製施設 | 設計基準対象の施設 | 精製建屋一時貯留処理設備 | — | — | 精製建屋一時貯留処理設備 | 主配管 (溶液保持系) | 主配管 | — | AT | 一式 | ②-3 | 既設 | 安重/非安重 | — | B, S/- | — | — | |

